

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月31日
【発行者名】	ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ (JAPAN FUND MANAGEMENT (LUXEMBOURG) S.A.)
【代表者の役職氏名】	コンダクティング・オフィサー兼取締役 橘 俊英 コンダクティング・オフィサー ティエリー・グロージャン (Thierry GROSJEAN)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ムンスバッハ L-5365、 ガブリエル・リップマン通り 1 B (1B, Rue Gabriel Lippmann L-5365 Munsbach, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中野 春芽
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 中野 春芽 弁護士 十枝 美紀子 弁護士 橋本 雅行
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03（6775）1000
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	外貨建マネー・マーケット・ファンド（GAIKADATE MONEY MARKET FUND）
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】	米ドル・ポートフォリオ受益証券（U.S. DOLLAR PORTFOLIO）20億米ド ル（約2,181億円）を上限とする。 （注）米ドルの円貨換算は、2020年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧 客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.06円）による。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

第一部【証券情報】

- (1) 【ファンドの名称】 外貨建マネー・マーケット・ファンド（以下「トラスト」という。）
(GAIKADATE MONEY MARKET FUND)
- (2) 【外国投資信託受益証券の形態等】 記名式無額面受益証券。トラストはサブ・ファンドである米ドル・ポートフォリオからのみ成る（以下、サブ・ファンドを「ファンド」といい、ファンド受益証券を「ファンド証券」または「受益証券」という。）。ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.）（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。
ファンド証券は追加型である。
- (3) 【発行（売出）価額の総額】 米ドル・ポートフォリオ受益証券（U.S. DOLLAR PORTFOLIO）20億米ドル（約2,181億円）を上限とする。
- (注1) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2020年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.06円）による。以下同じ。
- (注2) トラストは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、ファンド証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限りファンドの基準通貨をもって行う。
- (注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
- (4) 【発行（売出）価格】 各申込後最初に計算されるファンド証券1口当たりの純資産価格
- (5) 【申込手数料】 申込手数料はない。
- (6) 【申込単位】 1口単位
- (7) 【申込期間】 2020年4月1日（水曜日）から2021年3月31日（水曜日）まで
ただし、12月24日を除き、ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルグにおける銀行営業日、ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所の取引日でかつ日本における金融商品取引業者の営業日（以下「取引日」という。）に限り、申込みの取扱いが行われる。

(注1) 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

(注2) 受付終了時刻は、日本における販売会社が定める時刻とする。詳しくは、日本における販売会社に確認のこと。なお、「日本における販売会社」とは、後記「(8) 申込取扱場所」記載の申込取扱場所となる各金融商品取引業者をいう。以下同じ。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所については下記に照会のこと。
みずほ証券株式会社（代行協会員）
東京都千代田区大手町一丁目５番１号
大手町ファーストスクエア
ホームページ・アドレス：<https://www.mizuho-sc.com/>
電話番号：03-5208-3210

（受付時間：日本における営業日の８時40分から17時10分まで）

（注）日本における販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

（９）【払込期日】

投資者は、申込日の翌取引日（以下「払込期日」という。）に申込金額を日本における販売会社に支払うものとする。

（１０）【払込取扱場所】

上記「（８）申込取扱場所」に同じ。

各申込日の発行価額の総額は、日本における販売会社によって、払込期日に保管受託銀行であるルクセンブルグみずほ信託銀行の口座にファンドの基準通貨で払い込まれる。

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

（１２）【その他】**① 申込証拠金はない。****② 引受等の概要**

（イ）日本における各販売会社は、管理会社との間の日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、ファンド証券の募集を行う。

（ロ）日本における各販売会社は、直接または他の販売・買戻会社（以下「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

（注）販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

（ハ）管理会社は、トラストに関して、みずほ証券株式会社を日本における管理会社の代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、１口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本における販売会社または販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

③ 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため日本における販売会社または販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。投資者はまた日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。申込金額は原則として円貨で支払うものとし、ファンドの基準通貨と円貨との換算は各申込みについての申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする（通貨の換算にかかるコストも投資者の負担とする。）。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じうる範囲で日本における販売会社または販売取扱会社のファンド基準通貨預金口座への振込みによりファンドの基準通貨で支払うこともできる。

申込金額は、各日本における販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるルクセンブルグみずほ信託銀行のファンド口座にファンドの基準通貨で払い込まれる。

④ 日本以外の地域における発行

本募集に並行して、海外でもファンド証券の販売を行うことができるが、（i）欧州経済地域の個人投資家および（ii）アメリカ合衆国の市民、国民および居住者への販売は行うことができない。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

外貨建マネー・マーケット・ファンド（以下「トラスト」という。）は、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の民法および2010年12月17日の投資信託に関する法律（以下「2010年法」という。）パートIIの規定に基づき設立され、管理会社、保管受託銀行およびトラストの受益証券保有者（以下「受益者」という。）の間の約款（以下「約款」という。）に従いその共同所有者の利益のために運用される、トラストの有価証券およびその他の金融資産の契約型の共有持分型投資信託であるアンブレラ型オープン・エンド型投資信託（FCP）として、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日の法律（以下「2013年法」または「AIFM法」という。）第1条第39項に規定されたオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）として適格である。トラストのサブ・ファンドである外貨建マネー・マーケット・ファンド－米ドル・ポートフォリオ（以下「米ドル・ポートフォリオ」という。）の受益証券は、需要に応じて、いつでも、その時の純資産価格で販売され、また受益者の要求に応じて、いつでも、その時の純資産価格で、2013年法第1条第46項に規定されたオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」または「管理会社」という。）が買い戻すという仕組みになっている。

米ドル・ポートフォリオは、アンブレラ型契約型ファンドであるトラストのサブ・ファンドである。現在、トラストは、サブ・ファンドである米ドル・ポートフォリオのみで構成されている（以下、サブ・ファンドを「ファンド」という。）。管理会社は、随時、保管受託銀行の同意を得て、他のサブ・ファンドを追加設立することができる。

米ドル・ポートフォリオは、質の高い証券および金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定した収益を追求することを目的とする。管理会社は、米ドル・ポートフォリオの1口当たりの純資産価格を1セント（0.01米ドル）に維持するよう最善を尽くすものとする。

ファンドにおける信託金の限度額については、定められていない。

トラストおよびファンドは、欧州議会および欧州理事会の2017年6月14日付のマネー・マーケット・ファンドに関する欧州規則2017/1131（以下「MMF規則」という。）に基づくマネー・マーケット・ファンド（以下「マネー・マーケット・ファンド」または「MMF」という。）として適格性を有する。

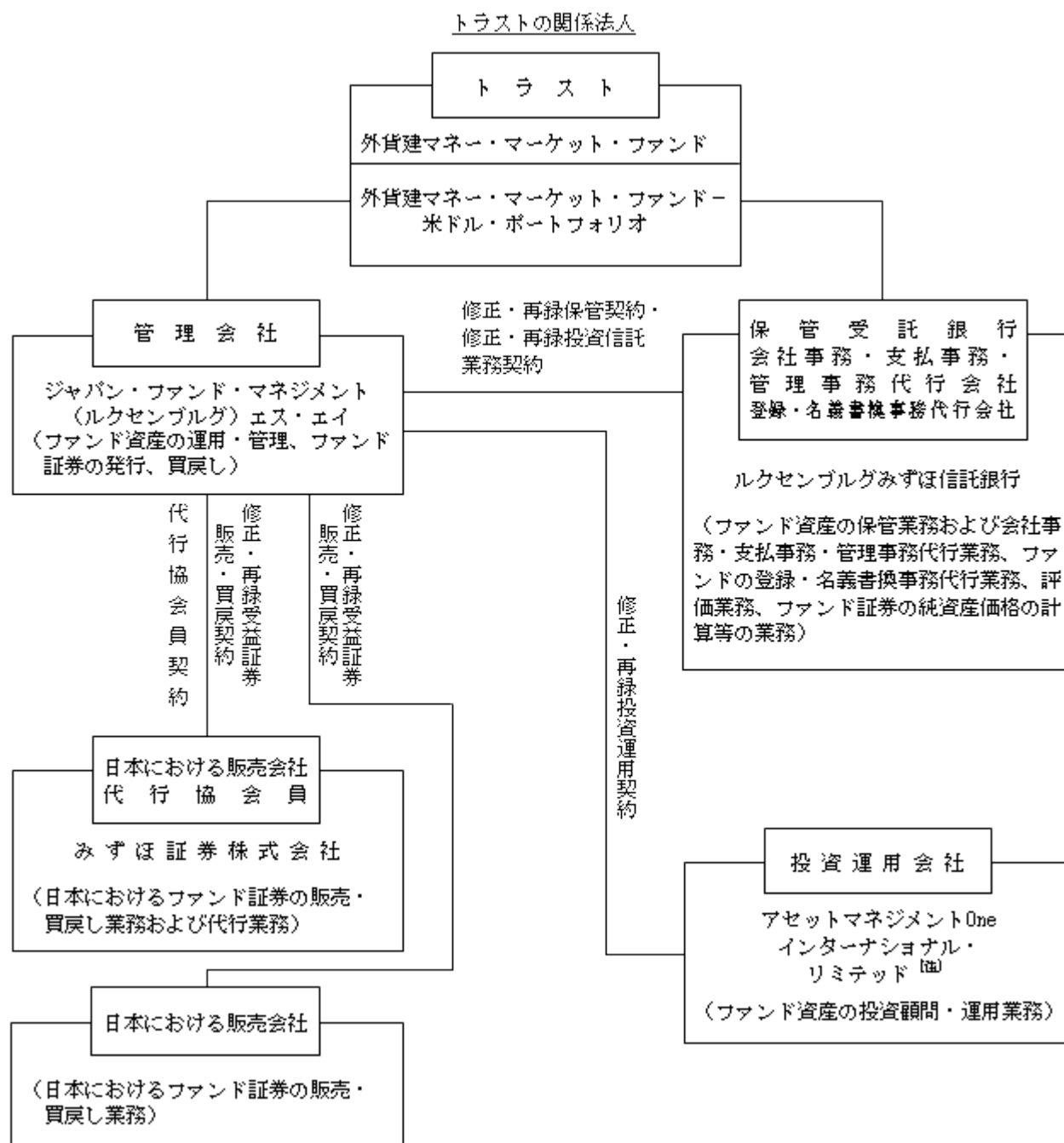
トラストおよびファンドの投資目的および投資方針は、受益者による決議なくして変更されることがある。トラストおよびファンドの投資目的および投資方針に変更がある場合、受益者は、当該時点の財務状態およびニーズに鑑みてファンドが適切な投資対象を保持しているかにつき判断することを要する。本書は、その投資目的および投資方針ならびに／または本書に記載されるファンドの投資目的および投資方針の変更を反映するために修正される。受益者は、トラストおよび／またはファンドの投資目的および投資方針の関連ある重大な変更について、書面にて通知される。

（２）【ファンドの沿革】

1994年 1 月28日	管理会社の設立
1997年 9 月11日	トラスト約款締結
1997年10月 9 日	米ドル・ポートフォリオの運用開始
1998年 8 月13日	英ポンド・ポートフォリオおよびユーロ・ポートフォリオの運用開始
1998年12月17日	改定約款締結
2001年 5 月21日	管理会社名称変更
2004年 3 月16日	トラスト約款変更（2004年 4 月 2 日効力発生）
2011年 7 月21日	トラスト約款変更（2011年 7 月26日効力発生）
2012年 3 月23日	トラスト約款変更（2012年 3 月31日効力発生）
2014年 6 月 2 日	ユーロ・ポートフォリオの償還
2014年 9 月 4 日	トラスト約款変更（2014年 9 月11日効力発生）
2015年 3 月18日	トラスト約款変更（2015年 4 月 1 日効力発生）
2017年 2 月28日	英ポンド・ポートフォリオの償還
2017年 3 月10日	トラスト約款変更（2017年 3 月31日効力発生）
2019年 3 月22日	トラスト約款変更（2019年 3 月31日効力発生）

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



(注) ダイアム・インターナショナル・リミテッド (DIAM International Ltd.) は、2016年10月1日付で、アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッド (Asset Management One International Ltd.) に商号を変更した。以下同じ。

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.）	管理会社	1997年9月11日付（1997年10月8日に効力発生）（最終改正は2019年3月22日（2019年3月31日に効力発生））で保管受託銀行との間でファンド約款を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
ルクセンブルグみずほ信託銀行（Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.）	保管受託銀行 会社事務・支払事務・ 管理事務代行会社 登録・名義書換事務代行会社	2017年3月17日付で管理会社との間で修正・再録保管契約（注1）を締結。ファンド資産の保管業務およびその他の関連業務について規定している。 2017年3月17日付（2018年1月19日付で改訂済）で管理会社との間で修正・再録投資信託業務契約（注2）を締結。ファンドの会社事務・支払事務・管理事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務について規定している。
アセットマネジメントOne インターナショナル・リミ テッド（Asset Management One International Ltd.）	投資運用会社	2017年3月17日付で管理会社との間で修正・再録投資運用契約（注3）を締結。ファンド資産の投資顧問・運用業務について規定している。
みずほ証券株式会社	代行協会員	1997年9月11日および1998年7月21日付で管理会社との間で代行協会員契約（注4）（改訂済）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。
有価証券届出書「第一部 証券情報（8）申込取扱場 所」を参照のこと。	日本における販売会社	管理会社と日本における各販売会社との間で修正・再録受益証券販売・買戻契約（注5）を締結。日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務について規定している。

（注1）修正・再録保管契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行がファンド資産の保管業務およびその他の関連業務を行うことを約する契約である。

（注2）修正・再録投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された会社事務・支払事務・管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社が、ファンドの会社事務・支払事務・管理事務代行業務、登録・名義書換事務代行業務、評価業務およびファンド証券の純資産価格の計算等の業務を行うことを約する契約である。

（注3）修正・再録投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社がファンド資産の投資顧問・運用業務を行うことを約する契約である。

（注4）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

（注5）修正・再録受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

③ 管理会社の概要

（イ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグ1915年8月10日の商事会社に関する法律（改正済）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1994年1月28日に設立された。

1915年法は、設立および運営等商事会社に関する基本的事項を規定している。2010年法第15章に基づき、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）の管理会社としての資格を有している。2013年法に基づき、AIFMとしての適格性を有している。

管理会社は、2014年7月1日付でトラストのAIFMとして認可されている。

（ロ）事業の目的

管理会社の目的は、2013年法に従ってAIFのAIFMとして行為することおよび2013年法別表I 1.に記載する活動を遂行することである。また、管理会社は、同別表I 2.に記載する活動を遂行することができる。

また、管理会社の目的は、2010年法第15章に従い、管理会社として行為することであり、ルクセンブルグおよび／または外国の投資信託（以下「UCI」という。）の設定、販売促進、事務管理、運用およびマーケティング、ならびにとりわけ2010年法パートIIに基づくUCIの設定および2007年2月13日付専門投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2007年法」という。）に基づくAIFであるルクセンブルグ専門投資信託（以下「SIF」という。）の設立を含むが、これらに限られない。更に、管理会社は、一般的に、AIF、UCIおよびUCITS（以下、総称して「AIF等」という。）の運用、事務管理、マーケティングならびに販売促進に関連する活動を行うことができる。管理会社は、AIF等のために、証券、財産およびより一般的にはAIF等の認可投資対象を構成する資産について何らかの契約を締結し、かつ、売買、交換および交付を行うこと、ルクセンブルグの会社または外国会社の株式または債務証券を名簿登録する際にかかる受益者または第三者の名義における登録および移転を進めるかまたは開始すること、ならびに、AIF等およびAIF等の受益者のために、全ての権利および特権（とりわけ、AIF等の資産を構成する証券に付随する全ての議決権）を行使することができる。これらの権限は、網羅的なものではなく、例示的なものとみなされるべきである。

管理会社は、自らの目的および自らが運用するAIF等の目的の達成に直接的もしくは間接的に関連する活動ならびに／またはかかる達成のために有益および／もしくは必要とみなされる活動を行うことができる。ただし、ルクセンブルグの法令、とりわけ2007年法、2010年法第15章および2013年法の規定に定める制限内に限る。

（ハ）資本金の額

管理会社の資本金は、2,500,000ユーロ（約3億75万円）で、2020年1月末日現在全額払込済である。なお、1株25ユーロ（約3,008円）の記名式株式10万株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2020年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝120.30円）による。以下同じ。

（ニ）会社の沿革

1994年1月28日設立。

2001年5月21日名称をIBJファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイからジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイに変更。

(ホ) 大株主の状況

(2020年1月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
ルクセンブルグみずほ信託銀行	ルクセンブルグ大公国、 ミュンスバッハ L-5365、 ガブリエル・リップマン通り 1 B	100,000株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

① 準拠法の名称

トラストの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、トラストは、2010年法、勅令ならびに金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）の規則および通達に従っており、2013年法第1条第39項の意味の範囲内でのA I Fとして適格である。

② 準拠法の内容

(イ) 民法

トラストは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。トラストは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、ルクセンブルグの民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条）、2010年法および2013年法に従っている。

(ロ) 2010年法

2010年法は、欧州議会および欧州理事会の2009年7月13日付指令（2009/65/E C）（以下「U C I T S 指令」という。）の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

a. 2010年法は、以下の5つのパートにより構成されている。

パートI－譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「パートI」という。）

パートII－その他の投資信託（以下「パートII」という。）

パートIII－外国投資信託（以下「パートIII」という。）

パートIV－管理会社（以下「パートIV」という。）

パートV－譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託およびその他の投資信託に適用される一般規定（以下「パートV」という。）

2010年法は、パートIが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパートIIが適用される「その他の投資信託」を区分して取扱っている。

b. 欧州連合（以下「E U」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法のパートIに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のE U加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

c. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、U C I T Sを、以下のように定義している。

- (i) 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法の第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。

- (ii) 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。

d. 2010年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するものの、パートIファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- －クローズド・エンド型のUCITS

- －EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS

- －約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS

- －2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

e. 2013年法

- (i) 2013年法は、主にAIFMを規制するが、更に、運用会社のみならず運用会社が運用するAIFに影響を与える多くの規定により構成されている。

2013年法は、欧州議会および理事会指令2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）を施行し、主に(a) 2010年法、(b) 2007年法および(c) リスク・キャピタルに投資する投資法人（SICAR）に関するルクセンブルグの法律を改訂したもので、AIFMDに関するこれらの法律における「プロダクト」に関する要件を反映している。

- (ii) 2013年法は、AIFを以下の投資コンパートメントを含む投資信託として定義している。

- (a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

- (b) UCITS指令に基づき認可を必要としない投資信託（すなわちUCITSとしての適格性を有しない投資信託）。

- (iii) 2013年法はまた、AIFの販売に関する規定を含む。AIFMは、2013年法に基づき一旦認可された場合、規制当局間の簡易通知制度を利用することにより、AIFの投資証券または受益証券をEUの他の加盟国において販売することができる。

f. 法的形態

2010年法パートIまたはパートIIに従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- (i) 契約型投資信託（fonds commun de placement, contractual common fund）（FCP）

- (ii) 投資法人（investment companies）

- －変動資本を有する投資法人（SICAV）

- －固定資本を有する投資法人（SICAF）

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

（５）【開示制度の概要】

① ルクセンブルグにおける開示

（イ）ＣＳＳＦに対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ外の公衆に対しファンド証券を公募する場合は、ＣＳＳＦへの登録およびその承認が要求される。いずれの場合でも、目論見書、年次財務報告書および半期報告書等をＣＳＳＦに提出しなければならない。

さらに、後記「（６）監督官庁の概要 ④ 財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載したように、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、公認監査人により監査され、ＣＳＳＦに提出されなければならない。トラストの公認監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ（PricewaterhouseCoopers, Société cooperative）のルクセンブルグ事務所である。さらに、トラストは、ＣＳＳＦ通達15／627に基づき、ＣＳＳＦに対して、月次報告書を提出することを要求されている。

（ロ）受益者に対する開示（2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No. 231／2013（レベルII規則）108条および109条）

受益者は、監査済年次報告書および未監査半期報告書を管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において、無料で入手することができる。

トラストの過去の運用実績、日々の純資産価格、受益証券の発行および買戻価格ならびに評価の停止といったトラストおよび管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において公表される。

関連する営業日におけるファンドごとの直近の固定的な1口当たり純資産価格（以下「固定純資産価格」という。）、発行価格、買戻価格、転換価格および変動純資産価格、ならびに日々の分配金額は、管理会社のウェブサイト（<http://www.jfml.lu/JFML.html>）および管理会社もしくは保管受託銀行（適用ある場合）の登記上の事務所において公衆の閲覧に供している。

以下の情報は、永続的な媒体としての、管理会社のウェブサイトの公開セクションにおいて週1回の頻度で公開されており、また請求により、管理会社の登記上の事務所においても受益者が利用可能である。

- a. 各ファンドの保有銘柄の満期の明細
- b. 各ファンドの与信特性
- c. 各ファンドのWAM（加重平均残存期間）およびWAL（加重平均残存年限）
- d. ファンドが保有する10大銘柄の名称、発行国、満期および資産の種類ならびに逆買戻し条件付契約の場合にはその相手方を含む詳細
- e. 各ファンドの総資産額
- f. 各ファンドの正味利回り

固定純資産価格と変動純資産価格との差異は監視され、管理会社のウェブサイトの公開情報部分において毎日公開される。

受益者に対する通知は、受益者名簿記載の住所宛に各受益者に送付され、ルクセンブルグの法律で求められる場合、ルクセンブルグの「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアション」（以下「RESA」という。）に公告される。

② 日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

a. 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」という。）等においてこれを閲覧することができる。

ファンド証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から交付の請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができる。

b. 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、トラストにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、トラストの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、トラストの資産について、トラストの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項について記載した運用報告書および運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、トラストの約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

前記のトラストの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。トラストの運用報告書は、代行協会のホームページに掲載されるが、受益者から交付請求があった場合には、交付される。

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびトラストはC S S Fの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

① 登録の届出の受理

(イ) ルクセンブルグに所在するすべての規制された投資信託は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければならない。

(ロ) E Uの加盟国（以下「E U加盟国」という。）の監督官庁により認可されているU C I T Sは、欧州議会および欧州理事会の2009年7月13日付指令（2009／65／E C）（改正済）の要件を遵守しなければならない。ルクセンブルグ以外のE U加盟国で設立されたU C I T Sは、ルクセンブルグの金融機関をU C I T Sの支払事務代行会社として任命し、U C I T S所在のE U加盟国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づきC S S Fに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内において投資信託証券を販売することができる。C S S Fに対して通知が送付された旨を、U C I T S所在のE U加盟国の所轄官庁よりU C I T Sが連絡を受けた時に、当該U C I T Sはルクセンブルグ市場において販売が可能となる。

トラストは、2010年法上のパートIIの投資信託として設定されており、受益証券は、E U加盟国では公衆に対する販売が行われない。2010年法第88－1条に従い、トラストは、A I F M Dおよびその施行規則（以下「A I F M規則」という。）ならびにA I F M規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定されるA I Fとして適格である。

(ハ) 外国法に準拠して設立され、運営されているオープン・エンド型の投資信託が、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその投資信託証券を販売するために

は、当該投資信託が、設立・設定されたEU加盟国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければならない。さらに、これらの投資信託は、C S S Fにより、2010年法に規定されるものと同等とみなされる監督に服していなければならない。

(二) EUおよびEU以外のA I Fのルクセンブルグの機関投資家への販売は、A I F M規則に規定される適用規則ならびにA I F M規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとする。

② 登録の拒絶または取消

ルクセンブルグの投資信託が適用ある法令もしくはC S S F通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合、またはその監査人が受益者に対する報告義務もしくはC S S Fに対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消されうる。

また、ルクセンブルグの投資信託またはA I F Mの役員または取締役がC S S Fにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合、登録は拒絶されうる。

ルクセンブルグの投資信託の登録が取り消された場合、ルクセンブルグの地方裁判所の決定により解散および清算されうる。

③ 目論見書等に対する査証の交付

受益証券の販売に際し使用される英文目論見書は、事前にC S S Fに提出されなければならない。C S S Fは、書類が適用ある法律、規則およびC S S F通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、当該目論見書に査証を付してそれを証明する。

④ 財務状況およびその他の情報に関する監査

投資信託の財務状況ならびに投資者およびC S S Fに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、公認監査人の監査を受けなければならない。

公認監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨をC S S Fに報告する義務を負う。公認監査人は、C S S Fが要求するすべての情報（投資信託の帳簿、記録を含む。）をC S S Fに提出しなければならない。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

米ドル・ポートフォリオは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定した収益を追求することを目的とする。管理会社は、1口当たりの純資産価格を1セント（0.01米ドル）に維持するよう最善を尽くすものとする。

（２）【投資対象】

米ドル・ポートフォリオの投資対象は、金融市場証券の他、定期預金証書および公債商品（後記「（５）投資制限」に定義される。）に担保された逆買戻し条件付契約（リバースレポ契約）、ならびに米ドル建て短期公債商品であるECP（ユーロ・コマーシャル・ペーパー）、NEUCP（譲渡可能欧州コマーシャル・ペーパー）、譲渡可能定期預金証書およびTビル（米国財務省短期証券）等である。米ドル・ポートフォリオが逆買戻し条件付契約（リバースレポ契約）または買戻し条件付契約（レポ契約）を締結する場合、米ドル・ポートフォリオがかかる目的のために利用できるカウンターパーティーは、委員会委任規則（EU）2018/990の第2条第6項(a)および(b)に参照される者に限られる。

米ドル・ポートフォリオが保有する公債商品は、購入の時点で格付を有する場合、S&Pによる「A-1」格以上またはムーディーズによる「P-1」格以上の格付が付与されていなければならない。これらの信用格付業者による格付がない場合、かかる公債商品は、投資運用会社の合理的判断および管理会社による内部与信特性評価手続を適用した判断により、それらと同等の信用度を有していなければならない。本書に記載される内部与信特性評価手続は、MMF規則に規定されたとおり、トラストの投資対象に一貫して適用され、該当する資産への投資は、内部与信特性評価手続に基づき有利な評価に服する。

米ドル・ポートフォリオは、買戻請求に適切に対応するため、その資産の一定割合を短期の金融市場証券の形で保有する。米ドル・ポートフォリオは、通常の場合、すべての金融市場証券を満期まで保有する。

米ドル・ポートフォリオは、法定の償還日までの残存期間が、397日を超えない金融市場証券のみに投資する。米ドル・ポートフォリオ全体の原資産の加重平均残存期間は、60日を超えない。米ドル・ポートフォリオ全体の原資産の加重平均残存年限は、120日を超えない。

米ドル・ポートフォリオは、米ドル・ポートフォリオの投資に内在する金利リスクをヘッジする目的に限り、フェデラル・ファンド金利先物等、証券取引所に上場されている短期金利デリバティブ商品の契約を締結することができる。

米ドル・ポートフォリオは、後記「（５）投資制限」に記載されたすべての関連する条件が充足される場合、MMF規則に基づき認可されたその他の短期MMF（以下「投資対象短期MMF」という。）の受益証券または投資証券を取得することができる。その他の投資対象短期MMFへの投資合計額は米ドル・ポートフォリオ資産の0.5%を超えることができない。

米ドル・ポートフォリオ資産の50%超は、大量の買戻しが予想される場合または管理会社の支配の及ばないその他の避けられない事情がある場合を除いて、常に金融商品取引法上の「有価証券」に該当するものに投資される。

米ドル・ポートフォリオは、常に受益証券の買戻し義務を充足できるレベルで購入した金融商品の重要性を維持することを確認する。

管理会社は、米ドル・ポートフォリオのために、いかなる種類の株式または出資に対しても投資をしてはならない。管理会社は、米ドル・ポートフォリオのために、いかなる証券化商品または資産担保コマーシャル・ペーパーに対しても投資をしてはならない。

米ドル・ポートフォリオの表示通貨は、米ドルとする。

（３）【運用体制】

アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドは、管理会社との間の2017年３月17日付の修正・再録投資運用契約によって、トラストのポートフォリオ運用業務を委任されている。

ファンドは、資産の保全、流動性の提供、収益の最大化を企図して運用され、アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドの債券運用チームによって、そのポートフォリオおよびリスクが管理されている。

アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドの債券運用チームは、総勢５名で構成されている。

運用にあたっては、経済ファンダメンタルズ分析、金利分析（金利の方向性や期間構造の分析）、クレジット分析、テクニカル分析（市場タイミングや市場のセンチメントおよびモメンタムの分析）を通して、アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドにおいては毎月開催される投資戦略会議において投資方針が決定される。また、毎月開催される投資実績およびリスク委員会においてレビューされる。

アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドの債券運用チーム

E. Watatani（E. ワタタニ）
運用チーム責任者（CIO）

担当者	マーケット
G. Casella （G. キャセラ）	グローバル債券市場全般（含む米国）
S. Pirie （S. ピリエ）	新興市場、外国為替市場
H. Cotton （H. コットン）	欧州クレジット
A. Mills （A. ミルズ）	欧州クレジット

（注）上記の運用体制は、2020年１月末日現在の記載であり、今後変更されることがある。

（４）【分配方針】

管理会社は、ファンド証券の１口当たりの純資産価格を、米ドル・ポートフォリオについて0.01米ドルに維持するために必要な額の分配を日々行う予定である。新たに発行されるファンドの受益証券については、当該ファンド証券の支払日（当日を含む。）から償還日（当日を除く。）（以下に定義する。）までの期間について、分配金が発生する。毎月の最終取引日に、（当該最終取引日の直前の日（当日を含む。）までに）宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび／または受益者の関係国において支払われる分配金についての源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定されるファンドの１口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつきファンドの受益証券が発行される。販売会社またはディーラーが受益者のために名義書換代行会社に指示を与える場合、再投資にかえ、小切手または銀行送金により現金で上記最終取引日の翌取引日に支払われる。ただし、支払請求がなされた国の外国為替管理法に従うものとする。

分配の結果、トラストの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された最低限を下回るような場合には、分配を行うことができない。

支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属する。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

（５）【投資制限】

各ファンドの運用は、以下の限度額および制限を遵守して行われなければならない。これらの限度額および制限は、MMF規則に基づき公的債務固定基準価額MMF（以下「公債CNAV MMF」という。）に適用ある限度額および制限である。これらは常にルクセンブルグの規制機関（CSSF）または欧州の規制機関（ESMA）により随時公表されるすべての規則および指針に服する。

一般投資規則

I. 適格資産

以下II.からVIII.までに記載される要件に従い、管理会社は、各ファンドのために、以下の適格資産に投資することができる。

- － 金融市場証券
- － 逆買戻し条件付契約（リバースレポ契約）
- － 金融機関への預金
- － その他のMMFの受益証券または投資証券
- － 金融デリバティブ商品
- － 買戻し条件付契約（レポ契約）

（以下、それぞれおよび総称して「適格資産」という。）

II. 公債CNAV MMFに係る特定要件

各ファンドは、公債CNAV MMFとして、ファンド資産の99.5%以上を以下の金融商品に投資しなければならない。

- － EU、EU加盟国の中央政府、地方自治体および現地行政機関またはEU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行もしくはその他の一もしくは複数のEU加盟国が所属する関連する国際金融機関・組織により単独または共同で発行されるかまたは保証された金融市場証券（以下「公債商品」という。）
- － 公債商品により担保された逆買戻し条件付契約（リバースレポ契約）
- － 現金

III. （前記項目I.において定義される）適格資産が充足すべき要件

前記項目I.に基づき管理会社が各ファンドのために投資することができる適格資産は、以下の要件を充足していなければならない。

A) 金融市場証券は、以下の要件をすべて充足しなければならない。

- a) 以下のカテゴリーのいずれかに該当すること
 - i 公式の証券取引所に上場が承認されている金融市場証券
 - ii EU加盟国またはEU非加盟国における、規制を受け、常時運営されており、公知かつ公開の市場において取引されている金融市場証券
 - iii 前記iおよびiiに記載されている以外の金融市場証券で、かかる証券の発行もしくは発行体自体が、投資者および預金の保護を目的として規制を受けており、かつかかる証券が以下のいずれかに該当する場合
 - － 中央政府、地方公共団体もしくは地方自治体、またはEU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合には連邦の一構成国、または一または複数のEU加盟国が加入している公的国際機関により発行または保証されているもの
 - － 前記a) iおよびiiに記載される規制市場において取引されている有価証券の発行会社により発行されているもの

—登記上の事務所が、欧州の法律により定義される基準に基づく万全の監督に服する国に所在する金融機関、または少なくとも欧州の法律が定める規則と同程度に厳格であるとC S S Fが判断する細心の規則に服しかつこれを遵守する金融機関により発行または保証されているもの

—C S S Fにより承認されたカテゴリーに属するその他の機関により発行されているものの、またかかる証券への投資が直前の3つの項目のいずれかにおいて定められているものと同等の投資者保護に服し、かつ発行体が10百万ユーロ以上の資本および準備金を有し、第4号指令78/660/EECに従い年次財務書類を作成および開示している会社で、グループ企業内においてグループへの融資に専従する企業であるか、または銀行流動性枠を利用した証券化ビークルへの融資に専従する企業であるもの

- b) 以下のいずれか一方の選択的特性を示していること
 - i 発行時における法定の償還期限が397日以下であること、または
 - ii 償還日までの残存期間が397日以下であること
- c) 金融市場証券の発行体および金融市場証券の品質が、管理会社により構築された内部与信特性評価手続に基づき良好な評価を得ていること（別紙A「内部与信特性評価手続」を参照のこと。）。)

当該要件は、EU、EU加盟国の中央政府もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州安定化機構または欧州金融安定化ファシリティにより発行または保証されている金融市場証券には適用されない。

- B) 金融機関における預金は、以下の条件をすべて充足しなければならない。
 - a) 要求払いの預金または常時引出可能な預金
 - b) 満期が12か月以下の預金
 - c) 金融機関はEU加盟国内に登記上の事務所を有しているか、金融機関が第三国に登記上の事務所を有する場合、かかる金融機関は、欧州規則575/2013第107条(4)において定められる手続に基づき、欧州の法律が定める規則と同等であると判断される細心の規則に服していること
- C) 逆買戻し条件付契約（リバースレポ契約）は、以下の条件をすべて充足しなければならない。
 - a) 管理会社は、2営業日以内の事前の通知を行うことによりいつでも契約を解除する権利を有すること。
 - b) 当該ファンドが逆買戻し条件付契約（リバースレポ契約）の一環として取得する資産は以下のとおりであること。
 - i 上記Ⅲ.A)に記載される要件を充足する金融市場証券であること
 - ii 常に少なくとも支払現金額に相当する市場価値を有していること
 - iii 売却、再投資、担保差入れまたはその他いかなる譲渡も行われな
 - iv 証券化商品および資産担保コマーシャル・ペーパー（以下「ABCP」という。）を含まないこと
 - v 以下V.c)の要件を充足する金融市場証券の様式を有する場合を除き、単一の発行体に対するエクスポージャーがファンドの15%を超えないよう十分に分散投資されていること
 - vi 取引相手方と利害関係を有していない企業により発行され、取引相手方の業績と強い相関関係を有する見込みがないこと
 - c) 各ファンドのため管理会社は、いつでも現金全額を、発生主義ベースまたはMMF規則第2条(8)において定義される時価ベース（以下「時価評価」という。）で売り戻すことができることを確保すること。現金が時価評価ベースでいつでも売戻し可能な場合には、逆買戻し条件付契約（リバースレポ契約）の時価評価額が、当該ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の計算に使用される。

- D) 買戻し条件付契約（レポ契約）は、以下の条件をすべて充足しなければならない。
- a) 以下c)に記載される場合を除き、投資目的ではなく流動性管理のためにのみ、一時的に7営業日以内の期限で使用されること
 - b) 買戻し条件付契約（レポ契約）に基づきファンドが担保として譲渡した資産を取得した取引相手方は、当該資産について管理会社の事前の同意なしに売却、投資、担保差入れまたはその他いかなる譲渡も行うことができないこと
 - c) 買戻し条件付契約（レポ契約）の一環としてファンドが取得した現金について、以下のとおりであること
 - i 指令2009/65/EC第50条(1)(f)項に従い預金に預け入れることができ、
 - ii 上記Ⅲ.C) b) のviiおよびviiiに記載される資産に投資することができるが、その他のいかなる適格資産にも投資されず、譲渡し、またはその他いかなる再利用も行わない。
 - d) 買戻し条件付契約（レポ契約）の一環としてファンドが取得する現金は、ファンドの資産の10%を超えないこと
 - e) ファンドのため管理会社は、2営業日以内の事前の通知を行うことによりいつでも契約を解除する権利を有すること
- E) 規制市場で取引される金融デリバティブ商品（同等の現金決済商品を含む。）および／または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）は、以下の条件をすべて充足しなければならない。
- a) デリバティブ商品の原資産が、金利、為替またはそれらのカテゴリーのいずれか一つの指数によりカバーされている商品であること
 - b) デリバティブ商品が、ファンドによるその他の投資に内在する金利リスクまたは為替リスクをヘッジするためにのみ使用されること
 - c) OTCデリバティブの取引相手方が、万全の監督に服し、かつルクセンブルグ監督当局による承認を受けたカテゴリーに属する機関であること
 - d) OTCデリバティブ商品が、信頼ある毎日検証可能な評価に服しており、かつ管理会社またはファンド主導で、いつでもその公正価値で売却、清算もしくは相殺取引により手仕舞させることができること

F) 投資対象短期MMFの受益証券または投資証券は、以下の条件をすべて充足しなければならない。

- 投資対象短期MMFは、その信託規則もしくは設立文書に従い、その他の投資対象MMFの受益証券もしくは投資証券に合計で投資対象短期MMFの資産の10%を超えて投資することができない。
- 投資対象短期MMFは、これを取得するトラストの受益証券または投資証券を保有しないものとする。
- 管理会社または他の関連会社は、投資対象短期MMFの受益証券に申込手数料または買戻し手数料を課すことはなく、管理会社は以下の他の短期MMFの受益証券に投資する場合、0.5%を超える運用報酬を課すこともない。

i 管理会社自体が直接的または間接的に運用するもの、または

ii a) 共同運用、b) 共同支配もしくはc) 資本金または議決権の10%を超える直接的または間接的利害関係に基づく、管理会社の関連会社により運用されるもの。

管理会社は、トラストの年次報告書において、当該トラストおよび当該期間中にファンドが投資した投資対象短期MMFの両方に課された運用報酬合計額を表示する予定である。

IV. 各ファンドは、付随的に流動資産を保有することができる。

V. 分散投資

a) 各ファンドは、以下を行ってはならない。

i 同一発行体により発行された金融市場証券に、その資産の5%を超えて投資すること。

ii その資産の10%を超えて同一金融機関に預金すること。ただし、MMFが所在するEU加盟国の銀行セクターの構造において、かかる分散投資要件を充足することができる金融機関が十分に存在せず、かつ、MMFが他のEU加盟国で預金することが経済的に不可能な場合、その資産の15%を上限として同一金融機関に預金することができる。

b) 逆買戻し条件付契約において、ファンドのために行為する管理会社が同一取引相手方に提供する現金の総額は、当該ファンドの資産の15%を超えないものとする。

c) 前記a) iにかかわらず、ファンドのために行為する管理会社は、リスク分散の原則に従い、ファンドの資産の100%を上限として、EU、EU加盟国の中央政府、地方自治体および現地行政機関もしくはEU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国のうちG20加盟国もしくはシンガポールのいずれかの国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行またはその他の一もしくは複数のEU加盟国が属する当該国際金融機関もしくは組織により単独または共同で発行または保証される金融市場証券に投資する権限を授与されている。ただし、当該ファンドは、これらの発行体の少なくとも6つの異なる銘柄の金融市場証券を保有しなければならない。かつ、一銘柄の有価証券が当該ファンドの総資産の30%を超えてはならない。

MMF規則第17条(1)から第17条(6)において定められる制限がファンドに適用される場合、かかる制限についての計算を行う際には、欧州議会および欧州理事会の指令2013/34/EU^(注)または公認の国際会計基準に基づき連結勘定において同一グループに含まれる会社は、単一の会社とみなされる。

(注) 特定の種類の投資対象の年次財務書類、連結財務書類および関連報告書に関する2013年6月26日付の欧州議会および欧州理事会の指令2013/34/EUをいい、かかる指令は、欧州議会および欧州理事会の指令2006/43/ECを改訂し、欧州理事会の指令78/660/EECおよび83/349/EECを撤回するものである（OJ L 182、29.6.2013、p.19を参照のこと。）。

VI. 集中投資

- a) 管理会社は、ファンドのために、同一発行体の金融市場証券、証券化商品およびA B C Pをその10%を超えて保有することができない。
- b) ただし、前記a)は、EU、EU加盟国の中央政府、地方自治体および現地行政機関もしくはEU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行またはその他の一もしくは複数のEU加盟国が属する関連する国際金融機関もしくは組織により発行または保証される金融市場証券には適用されない。

VII. さらに、ファンドのために行為する管理会社は以下を行わない。

- a) 前記I.に記載されていない資産への投資
- b) 金融市場証券、証券化商品、A B C Pおよびその他MMFの受益証券または投資証券の空売り
- c) デリバティブ、株式もしくは商品を表章する証書、それらに基づくインデックス、またはそれらに対するエクスポージャーを取る可能性があるその他の手段もしくは金融商品を通じるなどして、株式または商品に対して直接的または間接的にエクスポージャーを取ること
- d) 証券貸付契約、有価証券借入契約またはファンドの資産を担保とする可能性があるその他の契約の締結
- e) 現金の借入れおよび貸付
- f) 自己または受益者以外の第三者の利益を目的とした取引等、受益者の保護に反するかまたはトラストのポートフォリオの適切な運用を妨げる取引の実施

管理会社は、各ファンドにおいて十分な分散投資を行うことにより、投資リスクの適切な分散を確保しなければならない。

さらに、ファンドのために行為する管理会社は、受益証券が販売される市場の規制当局により要求される追加規制を遵守する。

VIII. 管理会社がコントロールできない理由により、または新株引受権もしくは新株買取権の行使の結果として、前記の規則において定められた制限を超過した場合、管理会社は、MMF規則により認められる範囲内で、受益者の利益に留意しつつ、かかる事態を是正することを売買取引において優先しなければならない。

管理会社は、ファンドの受益証券が所在する国の法令を遵守するために、MMF規則に反せず、受益者の利益となる追加的な投資制限を随時課することができる。

流動性管理の手続、流動性リスクおよびポートフォリオ・リスクの制限に関する規則

流動性管理の手続の説明

管理会社は、MMF規則およびA I F M法に従い、慎重かつ厳格な流動性管理の手続および手段を策定し、実施し、また一貫して適用している。流動性管理の手続は、最終的に投資の流動性と受益者の流動性特性との適正性を評価し、MMF規則に従いファンドに適用される流動性の1週間当たりの制限の遵守を確保することを目的としている。投資者の流動性特性に加えて、管理会社は受益者の買戻しのパターンを慎重に考慮する。

そのため、管理会社は定期的に、トラストの流動性を資産および資金調達の観点から全体的に監視する。流動性リスクの評価の際には通常の流動性およびストレス下の流動性の両方を考慮する。

流動性リスクを確認、測定、管理および監視するために以下の主要な手続が行われる。

資産流動性リスク

流動性測定法

管理会社は、リスクメトリクス（リスク指標）における流動性リスク報告サービスを利用することができる。かかる報告サービスは、流動性スコアならびに売買スプレッドおよび解散までの日数等のその他の流動性の測定を提供している。流動性スコアおよび流動性の測定は、最大で3つの流動性シナリオを算出し、市場流動性および買戻しの仮定を考慮する。流動性リスク報告サービスは、管理会社に対し、異なる測定スキームおよび流動性シナリオを確認するためのユーザー・フレキシビリティを提供する。

かかる測定方法により、トラストにおける投資対象の流動性の度合いを評価することができる。トラストの流動性は、売買スプレッドおよび原取引の費用に基づき判断される。

短期MMFに適用される流動性管理規則およびファンド規則

管理会社は、以下の規則の遵守を日常的に監視する。

- i 1日単位で満期を迎える資産および週単位で満期を迎える資産の最小値（それぞれファンド資産の10%および30%）
- ii WAM水準およびWAL水準の最大値（それぞれ60日および120日）（信用リスクおよび市場リスクに加えて流動性リスクを制限するためにも使用される。）

各ファンドの純資産価額の認証後、管理会社による事後の調整が実施される。かかる調整は毎取引日に決定されるものの、取引日後のルクセンブルグにおける営業日までに決定される。前記の規則の違反に近い状態にあるか、または違反していることが発覚した場合には、これらの規則への違反が生じることを回避するか、または違反が生じた場合に必要に応じて適切な是正措置を講じることを確保するため、直ちに投資運用会社に通知される。

資金流動性リスク

買戻しに係るアウトフローをより正確に予測するための「顧客確認」方針

管理会社は、複数の受益者による同時の買戻しまたはトラストの受益証券の大部分を保有する単独の受益者による買戻しの影響を予測することを目的として、「顧客確認」方針を策定および実施している。管理会社は、流動性リスク管理を目的として、トラストの投資者について十分な認識を得るためにトラストの管理事務代行会社および販売会社から十分な情報（管理事務代行会社に登録された受益者の情報および販売会社を通じてトラストに投資を行う受益者のベスト・エフォート・ベースの情報を含む。）を収集する。管理会社は、ファンドに占める1日単位で満期を迎える資産の割合を超過する割合のトラストの資産を保有する受益者に特に注意を払う。

資産および資金流動性リスク

流動性管理における投資運用会社の主要な役割

流動性の決定に係る第一義的な責任は、トラストの投資運用会社が負担し、管理会社の監督を伴う。投資運用会社は、トラストのために、投資の判断、キャッシュ・レベルの管理または短期預金を行う際に、流動性リスクを日常的に管理する重要な役割を担う。受益者による買戻し請求にトラストが応じることを確保するために、流動資産の十分な水準を常に維持することを目的として、投資運用会社は、幅広い要因（特に、インフロー（購入口数）およびアウトフロー（換金口数）の進展、トラストの投資限度および投資制限、実勢市況の変化、各ファンド資産の流動性特性等を含む。）を十分に考慮する。

流動性リスクに係るストレス・テスト

管理会社は、定期的に（少なくとも半年毎に）通常の流動性状況および例外的な流動性状況の下でのストレス・テストを実施する。管理会社が運用している健全なストレス・テストの手続により、トラストに悪影響を及ぼす潜在的な事象または将来的な経済状況の変化の特定が可能となる。管理会社により実施されるストレス・テストのシナリオには、特にファンド資産の流動性水準の仮想変動および買戻しの仮想水準等の要素が含まれる。ストレス・テストが想定していた流

動性リスクを大幅に超える結果を示した場合、管理会社は、かかる結果を投資運用会社に報告し、受益者の最善の利益のために適切な措置を講じる必要性について共同で検討する。

流動性の管理手段

管理会社の取締役会は、MMF規則による義務が生じる場合および／または受益者の最善の利益のために適切とみなされる場合、特定の状況下において、かつトラストの投資運用会社との協議の上、本書において規定される流動性の管理手段（例えば、買戻実施ゲートの設定、買戻しに係る換金手数料の設定またはファンドの純資産価額の決定の停止）を講じることを決定することができる。

流動性リスクおよびポートフォリオ・リスクの制限に係る規則

本書に規定されている1日単位および週単位の流動性の最低水準の継続的な遵守を確保するために、流動性管理の観点からファンドを個別に検討する。

各ファンドは、以下のすべてのファンドの投資要件を継続的に遵守する。

- i ファンドのWAMは60日以内であること
 - ii MMF規則の規定に従い、ファンドのWALは120日以内であること
- 各ファンドは、以下の流動性規則についても遵守する。
- iii ファンド資産の最低10%が1日単位で満期を迎える資産、1営業日前の通知により解除可能な逆買戻し条件付契約または1営業日前の通知により引出し可能な現金により構成されること
 - iv ファンド資産の最低30%が週単位で満期を迎える資産、5営業日前の通知により解除可能な逆買戻し条件付契約または5営業日前の通知により引出し可能な現金により構成されること

前記V.c)に言及されている資産（流動性が高く、1営業日中に買戻しおよび受渡しが可能かつ残存満期が190日までの資産）もまた、ファンド資産の最大17.5%を上限として、ファンドの週単位で満期を迎える資産に含めることができる。

管理会社がコントロールできない理由により、または新株引受権もしくは新株買取権の行使の結果としてかかる制限を超過した場合、管理会社は、受益者の利益に留意しつつ、かかる事態の是正を優先させるものとする。

週単位で満期を迎える資産の割合が関連するファンドの総資産の30%を下回る場合および1営業日における1日当たりの買戻純額が総資産の10%を超える場合、当該ファンドの受益者の利益を考慮し一連の適切な措置を決定するための文書による状況の査定が行われる。以下の措置のうち、一または複数の措置の適用を要する旨が決定される。

- i 流動化のための費用を適切に反映し、期間中に他の受益者が自身の受益証券の買戻請求を行った際に、関連するファンドを保有し続けている受益者が不利な扱いを受けないことを確保するために、買戻しに係る換金手数料を課すこと。
- ii 15営業日を上限とする期間、1営業日に買い戻される受益証券をMMFの受益証券の最大10%に制限する買戻実施ゲートを設定すること。
- iii 15営業日を上限とする期間、買戻しを停止すること。または
- iv 受益者の利益を考慮しつつ事態の是正を優先させる措置以外の緊急的な措置以外をとらないこと。

買戻しに係る換金手数料が適用される場合、流動化のための費用を考慮するが、当該買戻しによるその他投資者の損失を補償することを目的とするものではない。

同様に、週単位で満期を迎える資産の割合が関連するファンドの総資産の10%を下回った場合、当該ファンドの受益者の利益を考慮し一連の適切な措置を決定するための文書による状況の査定が行われる。前記のiおよびiiiに記載された措置が累積的または代替的に適用される旨が決定される。

90日の間に停止期間が合計で15営業日を超える場合、当該ファンドは自動的に公債CNAV MMFではなくなり、その場合、公債CNAV MMFではなくなるファンドの受益者に対して明確かつ分かりやすい方法により、直ちにその旨が通知される。

管理会社は、ファンドの証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となり、または利益に反しない投資制限を随時課することができる。

管理会社は、かかる資産の取得がMMF規則第24条に基づき規定されている1日当たりおよび1週間当たりの制限に違反することとなる場合、ファンドのためにいかなる資産も取得しない。

流動性の修正措置の実施

前記記載の今後行われ実施される修正措置は、管理会社および投資運用会社のリスク管理部門が取り行う。

まず最初に、以下の規則の遵守を日々監視することは管理会社の、より具体的にはリスク部門の責務である。

- i 1日単位で満期を迎える資産および週単位で満期を迎える資産の最小値（それぞれファンド資産の10%および30%）
- ii WAM水準およびWAL水準の最大値（それぞれ60日および120日）

前記規則に抵触の可能性または抵触することを認知した場合には、投資運用会社にそれぞれ直ちに通知するものとし、これら規範的な規則の不遵守の発生を回避すること、または不遵守の際に、必要な場合には是正措置を即座にとることを確保する。

流動性の修正措置に関する範囲において、前記 i および ii に記載の制限を超過／抵触する場合には、分散投資要件および集中投資要件の遵守をとりわけ十分に考慮した上で、規制水準を遵守する状態に戻すために適用ある適格な金融市場証券を売却することは投資運用会社の対応すべきところである。

かかる規制上の制限への抵触／超過は大量の買戻しにより生じることがある。かかる場合、その超過の度合いによって、管理会社の取締役会は、MMF規則第34条に基づく流動性の管理手段を用いることができる。

レバレッジ

AIFMD第4条(1)vに規定されているレバレッジとは、デリバティブ・ポジションにおいてレバレッジを組み入れた現金または有価証券の借入れを通じてまたはその他の方法により管理されるかにかかわらず、管理会社がトラストのエクスポージャーを増加させる方法をいう。

免除、一般的業務条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および理事会による指令2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No.231/2013（以下「AIFMレギュレーション」という。）第7条に従い、グロス法で計算された各ファンドのエクスポージャー（以下「グロス・レバレッジ」という。）およびAIFMレギュレーション第8条に従いコミットメント手法で計算された各ファンドのエクスポージャー（以下「コミットメント・レバレッジ」という。）を管理会社は厳格に監視する。グロス・レバレッジ比率は、ファンドの純資産価額の120%およびコミットメント・レバレッジ比率はファンドの純資産価額の105%を上回らないものとする。

前記に定義されたレバレッジの主要な要素に関して、管理会社はファンドのために以下のとおり行為する。

- 現金または有価証券の借入れを行わない。
- 前記III.E)に規定される条件の下、各ファンドのその他の投資に伴って生じる金利リスクをヘッジすることのみを目的として規制市場で取引される特定の金融デリバティブ商品を取引することができる。
- 買戻し条件付契約の一部として受領した担保資産を再利用しない。
- 前記III.D)c)に規定される条件の下で買戻し条件付契約の一部として受領した現金担保のみ再利用することができる。

上記にかかわらず、投資運用会社の支配の及ばない理由によりおよび／または例外的な事情により、一時的に、上記のレバレッジの上限を上回る可能性は排除できない。例えば、例外的な市況またはファンドが相当のキャッシュフローを取り扱っている日においては、レバレッジ比率が

一時的により高い水準に増加することがある。レバレッジの上限を超えた場合、その旨は関連する監査済年次報告書を通じて受益者に開示される。

日本証券業協会の規則の遵守

管理会社の取締役会は、日本証券業協会の規則を遵守するため、以下の投資制限を承認している。

- i 管理会社またはその他第三者の利益のために管理会社により行われる取引等の受益者保護に反するまたはファンドの資産の適正な運用を害するファンドのための管理会社の取引は禁止される。
- ii ファンドは、英文目論見書に開示された投資制限に服する。かかる投資制限には、特に、信用リスクの管理に関する制限が含まれる。ファンドは、かかる投資制限および英文目論見書に記載されたその他の適用あるすべての投資制限を遵守する。また、ファンドは、英文目論見書に開示された信用リスクおよびデリバティブ取引に関するリスク管理方法を遵守する。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

米ドル・ポートフォリオのリスク特性全体は、その投資目的が市場金利に沿った安定したインカム収益の達成を追求し、質の高い金融市場証券に対するエクスポージャーを得ることにより元本を維持し、流動性を保つことを目指すものであるという性格に依拠することもあり、その重要性が低い。

前記にもかかわらず、ファンドは、リスクを伴わないわけではなく、いかなる形の元本の保護または保証からも恩恵を受けることもない。ファンドの投資が成功するか、またはその投資目的が達成されるかについて保証することができない。

投資予定者は、トラストに投資するか否かにつき考慮する際には以下のリスク要因に留意すべきである。以下の記載は、トラストに対する投資に含まれるリスクの完全な説明を意図するものではない。

投資者は、以下のことに留意すべきである。

- － マネー・マーケット・ファンドは、保証付投資ではない。
- － マネー・マーケット・ファンドに対する投資は、マネー・マーケット・ファンドに投資された元本が変動可能なため、預金に対する投資とは異なる。
- － トラストは、そのファンドの流動性の保証または1口当たり純資産価額を安定させることについて、外部的なサポートに依拠しない。
- － 元本損失のリスクは、受益者がこれを負担する。

主要なリスク要因

市場リスク

市場リスクは、金利、為替レート、株価およびコモディティ価格または発行体の信用度等の市場変数の変動に起因するファンドのポジションの価額の変動から生じる損失のリスクと説明されることがある。

- － **金利リスク**は、イールド・カーブの水準、勾配および曲率の変動、デリバティブの金利の予想ボラティリティの変動およびクレジット・スプレッドの変動から生じることがある。かかる変動は、ファンドの純資産価額に好影響または悪影響を及ぼすことがある。金融市場証券に対する投資は、金利リスクにさらされるが、満期までの期間がより長い債務証券よりも一般に感応度が低い。かかる証券は、金利が低下した場合には価額が上昇し、金利が上昇した場合には価額が下落する。
- － **再投資リスク**とは、一定水準の利回りを生み出すために利用される満期を迎える資産が、市況の変化によりこれを下回る利回りで再投資されることがあるリスクをいう。最初の投資を下回るかまたは負の利回りでの再投資は、ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす。
- － **外国為替相場リスク**は、2つの異なる通貨の価値の変動から生じる可能性がある。受益者の居住地の通貨に応じて、為替レートの変動はファンドに対する投資の価値に悪影響を及ぼすことがある。より具体的には、受益者は、ファンドの米ドル・ポートフォリオの価額が参照として米ドル建てで計算されることに留意すべきである。したがって、日本円から投資した場合には、外国為替相場の変動の影響によって、円換算した投資元本を割り込むことがある。
- － **株式リスク**とは、株価もしくは株式指標価格またはそれらの予想ボラティリティが変動するリスクをいう。ファンドが株式への直接または間接のエクスポージャーを取らないものの、株式市場での不利な変動はファンドの投資の価値に悪影響を及ぼすことがあることは除外できない。
- － **コモディティ・リスク**とは、コモディティの価格またはその予想ボラティリティが変動するリスクをいう。ファンドがコモディティへの直接または間接のエクスポージャーを取らないものの、コモディティ市場での不利な変動はファンドの投資の価値に悪影響を及ぼすことがあることは除外できない。

信用リスク

信用リスクとは、一般に、証券の発行体が予定金利および元本の支払義務に応じることができなくなる可能性をいう。受益者は、発行体の債務不履行を受けて金融商品の損失合計が計上された場合にファンドの純資産価額が下落する可能性が高いことを再認識すべきである。信用リスクは、発行体の格下げにも連動している。ファンドに金融市場証券が含まれることにより、ファンドはその信用度の変動にさらされる。

流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドの一または複数のポジションが適切な短時間枠内に限られた費用で売却、流動化または手仕舞できず、これによりトラストの設立文書に定める買戻し方針の条件および形態をいかなる時も遵守できるというファンドの能力が損なわれるリスクと説明されることがある。流動性には、以下のとおり2つの要素がある。

- ー 資産流動性リスクとは、発行体および関連証券の認識されている価値もしくは信用度の急激な変動等の要因に起因して、または市況の悪化に起因して、希望する価格および期限内に金融市場証券またはその他の適格証券を売却できないことをいう。
- ー 負債リスクとは、受益者によるファンドの流動性資産の水準を超える突発的かつ多額の同時買戻しにトラストが直面することがあるリスクをいう。

当該時点において、受益者は、設立されたサイト・ポケットは現時点で存しないことに留意すべきである。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、不適当な内部プロセスならびに人員およびシステムに関する機能不全から生じるか、または外部事由から生じるファンドについての損失のリスク」と説明されることがあり、法的リスクおよびドキュメンテーション・リスク、ならびにファンドのために行われた取引、決済および評価手続から生じるリスクを含む。当該定義は規制上のリスクおよび法的リスクを含むが、事業リスクおよび戦略リスクを除く。オペレーショナル・リスクはトラストの活動の様々な側面に内在するものであり、多くの異なるオペレーショナル・リスクを構成する。

その他のリスク要因

カストディー・リスク

トラストの資産は、保管受託銀行により安全に保管され、投資者は、保管受託銀行が破産した場合にトラストの全資産の返還義務を十分に履行できないという保管受託銀行のリスクにさらされる。

政治リスク

政府の政治制度にかかる政治的な経験不足および不安定性は、短期間において国家の経済および政治を根本的に変化させるリスクを増加させる。かかるリスク増加の影響は無補償によるトラストの資産の没収、資産を処分する権利の制限、または、国家介入または国家による監視制御メカニズムの導入に起因する資産価値の劇的な減少を含む。

欧州およびユーロ圏のリスク

ファンドは、特にEU公債商品に投資することがある。欧州金融市場における不確実性の見込み（銀行システムの機能不全の恐れまたはその現実化を含む。）と相俟って、ソブリン債の負担が増加し、欧州諸国の経済成長が鈍化して、一または複数の国（英国を含む。）が欧州連合から離脱する可能性、ならびにユーロ圏およびその通貨であるユーロが崩壊する可能性は、欧州およびその他の市場でも金利および公債商品の価格に悪影響を及ぼすことがある。ファンドのパフォーマンスおよび価値は、信用に関する重大な事象（例えばユーロ圏諸国のソブリン債の信用格付の引下げまたはその債務不履行もしくは破産）が起きた場合、悪影響を受けることがある。

金融デリバティブ商品に関連する特別リスク

ファンドは、ファンドの投資に内在する金利リスクをヘッジする目的でのみ、為替取引短期金利デリバティブを実行することがある。特にヘッジ目的で使用される場合、投資運用会社による金融デリバティブ商品の巧みな使用は有益となりうるが、デリバティブは、従来型の投資対象から生じるリスクと異なり、場合によってはそれよりも大きなリスクを伴うこともある。

投資者がトラストに投資する前に理解しておくべき規制ある市場で取引されるデリバティブ商品の使用に関する主なリスク要因および問題は、一般的に以下に記載されるとおりである。

- － 一般的なリスクー（金利ヘッジ目的でのみ使用される場合でさえ）金利デリバティブの使用は、必ずしもトラストに良い影響を及ぼさないことがある。
- － ベーシス・リスク（またはヘッジ・リスク）ーこれは、デリバティブ商品は、常に完全にまたは高度に、追従するように策定されている原資産、参照金利または指数と相関するかまたはそれに追尾するというわけではないリスクをいう。ファンドの損失のリスクは、デリバティブ商品の価格およびヘッジしている商品の価格の相関関係が不十分な場合に生じることがある。
- － レバレッジ・リスクーファンドは、ヘッジ目的のみで金利デリバティブを使用する場合にレバレッジされることを予想されないが、完全なヘッジの達成がほぼ不可能なため、一または複数のポートフォリオ・ポジションがある時点でヘッジを超えてしまう可能性があることは除外できない。その場合、これにより、ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼし得る「レバレッジ効果」が部分的に生み出されることがある。
- － 取引相手方リスクー中央清算機関（以下「CCP」という。）により清算された為替取引デリバティブ商品は店頭デリバティブ商品よりも取引相手方リスクが少ないという事実にもかかわらず、ファンドはなお、デリバティブ取引目的に使用されるCCPまたはCCPのメンバーの債務不履行にさらされることがある。

買戻取引および逆買戻し取引のリスク

買戻取引の実行は一定のリスクを伴い、買戻取引の使用により達成しようとする目的が達成されるかについて保証することができない。例えば、逆買戻し契約に基づき証券をファンドに売却した売主が、自らの破産その他により、原証券の買戻義務について債務不履行となった場合、ファンドは、かかる証券を売却しようとするが、かかる行為には費用または遅滞が伴うこともある。売主が支払不能となり、適用ある破産法またはその他の法律に基づき清算または再編の対象となった場合、ファンドの原証券を処分する能力は制約を受けることがある。最後に、売主が逆買戻し契約に基づく証券の買戻義務について債務不履行となった場合、ファンドは、市場においてそのポジションを清算せざるを得なくなり、原証券の売却による手取金が債務不履行となった売主の同意した買戻価格を下回る程度まで、損失を被ることがある。

固定純資産価格リスク

ファンドは、公的債務固定基準価額マネー・マーケット・ファンドとして適格性を有しており、したがって1口当たり固定純資産価格を常に維持することを目指しているものの、保証されているものではない。しかしながら、保有資産の純資産価額は変動し、市場価格は1口当たりの当初価額とは異なるものとなる。1口当たり固定純資産価格を維持するために、ファンドは、その資産評価に償却原価法（MMF規則第2条(10)に定義される。）を用いる。管理会社は、1口当たり固定純資産価格と1口当たり変動純資産価格との差額および償却原価法を用いた資産の価格と時価または評価モデルによる評価を用いた資産の価格の差額を監視するための手続を実施している。受益者による予期しない買戻しが起きた場合、公的債務固定基準価額マネー・マーケット・ファンドは、1口当たり固定純資産価格を維持できるポイントを超える資本価値を損なう資本損失を伴う資産売却を余儀なくされることがある。

MMF規則に定める流動性要件を遵守するために、管理会社は、ファンドが十分な流動性資産から構成され、1口当たり固定純資産価格を維持することを確保する。前記にもかかわらず、ファンドが常に十分な流動性または1口当たり固定純資産価格を維持することについて保証することができない。

ファンドは、MMF規則第2条(14)に規定される短期マネー・マーケット・ファンド（以下「短期MMF」という。）として適格性を有する。また、ファンドは、MMF規則第2条(11)に規定する公的債務固定基準価額マネー・マーケット・ファンドとして適格性を有する。

ファンドの受益証券は、固定純資産価格に相当する価格で発行または買い戻されることがある。

MMF規則第2条(11)に従い、公的債務固定基準価額マネー・マーケット・ファンドとは以下を意味する。

- a) 受益証券または投資証券1口当たりの純資産価格を変動させずに維持することを追及するマネー・マーケット・ファンド
- b) ファンドの収益が日々発生し、かかる収益が投資主に支払われるか、またはファンドの受益証券または投資証券の追加購入に使用されることができるマネー・マーケット・ファンド
- c) 通常、資産の算定が均等償却法により行われ、純資産価格がパーセントポイント単位またはその相当する通貨単位まで四捨五入される場合
- d) MMF規則第17条(7)に記載される投資商品にその資産の99.5%以上を投資し、逆買戻し条件付契約がMMF規則第17条(7)に記載される政府債務または現金により担保されているマネー・マーケット・ファンド

ファンドは、短期預金を含むファンドの表示通貨建ての信用度および流動性の高い金融市場証券に投資することを目的とし、元本を維持し流動性を保つことを企図する。それ故、投資予定者は、通常、ファンドへの投資を「低リスクの投資」と考えることができる。それにもかかわらず、ファンドはまた、金利の変動および投資証券の発行体が金融危機に陥り、破産または債務不履行に直面することを含むがこれらに限定されない、すべての投資および市場の潜在的リスクに晒されているため、投資予定者は、ファンドへの投資について成功が保証されているものではなく、または投資方針の達成が保証されているものではないことを理解すべきである。ファンドのリターンは、随時採用される、ファンドの表示通貨の実勢市場金利に沿ったものとなることを見込まれる。

(2) リスクに対する管理体制

ファンドは、アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドの債券運用チーム、コンプライアンス部門、ミドルオフィス部門によってリスクが管理されており、ファンドが所有する証券のクレジットをモニタリングしている。これによりファンドが持つ主なリスク要因の大部分を低減することが可能になる。

(注) 上記のリスク管理体制は今後変更されることがある。

「内部与信特性評価手続」については、別紙Aを参照のこと。

参考情報

● ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



※ファンドの分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した理論上のもので、2014年2月28日の純資産価格(0.01米ドル)に合わせて指数化している。したがって、実際の純資産価格とは異なる。以下同じ。

※ファンドの年間騰落率(各月末における1年間の騰落率を示したもの)は、分配金再投資純資産価格をもとに計算しているの、実際の純資産価格をもとに計算した騰落率とは異なる場合がある。

<各資産クラスの指数>

日本株 … 東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株 … MSCI-KOKUSAI指数(配当込) (米ドルベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)

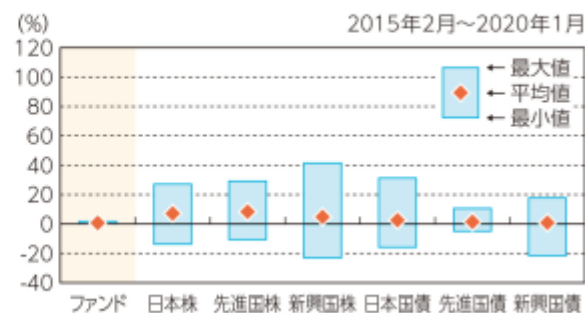
日本国債 … J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本) (米ドルベース)

先進国債 … J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本) (米ドルベース)

新興国債 … J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(米ドルベース)

※ 日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算している。

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	1.8%	27.1%	29.2%	41.5%	31.2%	10.6%	17.7%
最小値(%)	0.1%	△13.7%	△10.6%	△23.1%	△15.8%	△4.9%	△21.5%
平均値(%)	0.7%	7.1%	8.4%	4.8%	2.6%	1.5%	0.9%

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限らない。

※上記は2015年2月から2020年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものである。

※ファンドの年間騰落率は、分配金再投資純資産価格をもとに計算しているの、実際の純資産価格をもとに計算した騰落率とは異なる場合がある。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 海外における申込手数料
海外における申込手数料は徴収されない。
- ② 日本国内における申込手数料
日本国内における申込手数料は徴収されない。

（２）【買戻し手数料】

- ① 海外における買戻し手数料
海外における買戻し手数料は徴収されない。
- ② 日本国内における買戻し手数料
日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

（３）【管理報酬等】

- ① 管理報酬、A I F M報酬および投資運用報酬

管理会社は、ファンドの資産から、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.06%を上限とする、管理会社としての活動に対する報酬（以下「管理報酬」という。）およびA I F Mとしての活動に対する報酬（以下「A I F M報酬」という。）（四半期毎に最低5,500米ドル（米ドル・ポートフォリオ））を四半期毎に受領する権利を有する。

2019年10月31日に終了した会計年度中の米ドル・ポートフォリオの管理報酬およびA I F M報酬は、335,762米ドルである。

投資運用会社は、ファンドの資産から、当該四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.18%を上限とする投資運用報酬（以下「投資運用報酬」という。）を四半期毎に受領する権利を有する。

投資運用報酬は、修正・再録投資運用契約に基づくファンド資産の投資顧問・運用業務への対価として、投資運用会社に支払われる。

2億米ドル以下		年率0.18%
2億米ドル超	5億米ドル以下	年率0.15%
5億米ドル超	20億米ドル以下	年率0.10%
20億米ドル超		年率0.09%

2019年10月31日に終了した会計年度中の米ドル・ポートフォリオの投資運用報酬は、871,195米ドルである。

- ② 保管受託銀行の報酬

保管受託銀行は、ファンドの資産から、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.032%を上限とする保管報酬（以下「保管報酬」という。）を四半期毎に受領する権利を有する。これに加えて、保管受託銀行は、ファンドの純資産総額の平均額から、各四半期末に支払われる年率0.008%（該当ある場合には、付加価値税を加える。）を上限とする監督報酬およびモニタリング報酬（以下「監督報酬およびモニタリング報酬」という。）を請求する権利を有する。保管受託銀行に発生したすべての合理的な立替費用（電話、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）は、ファンドが負担する。

保管報酬ならびに監督報酬およびモニタリング報酬は、修正・再録保管契約に基づくファンド資産の保管業務への対価として、保管受託銀行に支払われる。

2019年10月31日に終了した会計年度中の米ドル・ポートフォリオの保管報酬ならびに監督報酬およびモニタリング報酬は、229,646米ドルである。

- ③ 登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社および会社事務代行会社の報酬

会社事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社および支払事務代行会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.035%を上限とする管理事務代行

報酬（以下「管理事務代行報酬」という。）（四半期毎に最低3,205米ドル（米ドル・ポートフォリオ））を各四半期末に管理会社より受領する。

管理事務代行報酬は、修正・再録投資信託業務契約に基づくファンドの登録・名義書換事務代行業務、管理事務・支払事務・会社事務代行業務、評価業務およびファンド証券の純資産価格の計算等の業務への対価として、登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社および会社事務代行会社に支払われる。

④ 日本における販売会社に対する報酬

日本における販売会社は、ファンドの日々の純資産額の平均額の年率0.30%を上限とする報酬（以下「販売報酬」という。）をファンドの資産から四半期毎に受領する権利を有する。複数の販売会社が日本において任命されている場合、日本における販売会社間の配分は、当該販売会社が当該四半期中に販売した当該四半期中のファンドの受益証券の日々の残存数の平均値に基づき決定される。

販売報酬は、修正・再録受益証券販売・買戻契約に基づき、日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務への対価として、日本における販売会社に支払われる。

2019年10月31日に終了した会計年度中の米ドル・ポートフォリオの販売報酬は、1,678,802米ドルである。

⑤ 代行協会員報酬

代行協会員には、報酬の支払は行われない。

上記に記載の各種報酬は、ファンドの業績の増減や金融市場の一般的状況を考慮し、場合に応じて管理会社、保管受託銀行、投資運用会社および日本における販売会社との間の契約により随時変更されることがある。かかる変更について、受益者は30日前に通知され、目論見書が変更に応じて更新される。

また、いずれの四半期においても、当該当事者にかかる上記に記載のいずれかの報酬合計金額が最低報酬額に満たない場合には、当該最低報酬額は当該当事者により完全に放棄され、当該四半期における当該報酬の金額が当該当事者に支払われるものとする。

トラストにより管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および代行協会員（以下「関係法人」という。）に支払われる報酬ならびにトラストにより他の取引相手方および／または業務提供者に対し支払われる報酬および費用（印刷費用、弁護士報酬、監査報酬および届出費用ならびに租税および費用償却等を含むがこれらに限定されない。）は、前記「2 投資方針（1）投資方針」に詳述されるとおり、1口当たりの純資産価格を可能な限り一定に維持するため、関係法人間での書面による合意により、随時減額されることがある。かかる関係法人の書面による合意は、関係法人がファンドのために保証を付すものではなく、また1口当たりの純資産価格がすべての状況において一定に維持されることを保証するものではない。

（4）【その他の手数料等】

後記「第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価」の項に規定されている分配規則に従い、ファンドが負担し、トラストに請求される費用には以下のものが含まれる。

- ① ファンド資産および収益に課せられる一切の税金。
- ② トラストの事業取引により発生した一般的な仲介手数料、銀行手数料および報告手数料（当該手数料は投資対象のコストに含まれ、売却代金から差し引かれる。）。
- ③ ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料（当該手数料は取得価額に含まれ、売却価額から差し引かれる。）。
- ④ 保管受託銀行に発生した合理的な立替費用（電話、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管および取引費用（副保管銀行での口座開設費用および口座維持費用を含む。）。

- ⑤ トラストの管理に関連する管理会社の報酬および費用（場合による。）（欧州市場インフラ規制、FATCA（以下に定義される。）およびAEOI/CRS（以下に定義される。）の要件の遵守ならびに上記の投資運用会社／副投資運用会社に関する費用を含む。）
- ⑥ 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が負担した法律関係費用。
- ⑦ いずれかの国または領域において管轄当局にトラストを登録することまたは管轄当局によるトラストの承認もしくは許可を得ることに関連して発生した報酬および費用、ならびにかかる登録、承認または許可を維持することに関連して発生したすべての報酬および費用
- ⑧ （イ）約款ならびに届出書、目論見書および説明書等を含むトラストに関するその他一切の書類を作成し、預託し、翻訳および公告し、トラストまたはトラストの証券の販売に関し管轄権を有する一切の関係当局および証券取引所（各地の証券業協会を含む。）へ提出する費用、（ロ）上記関係当局の所管する適用法令の下で要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益者（実質上の受益者を含む。）の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用、（ハ）会計、記帳および毎日の純資産価額計算に要する費用、（ニ）受益者への通知公告を作成しかつ配布する費用、（ホ）弁護士および監査人の報酬（弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等）、（ヘ）（トラストの証券が上場される場合）証券取引所への上場費用および上場された受益証券のかかる証券取引所での上場維持費用、（ト）以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、管理会社が別段の決定をしない限り、一切の広告宣伝費およびトラストの証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用は除くものとする。

経常費用以外の費用は、2年にわたり償却することができる。新しいファンドの設定に関して発生した費用は新ファンドそれぞれの負担とし、5年を超えない期間にわたり償却される。

前記「2 投資方針（5）投資制限－流動性管理の手続、流動性リスクおよびポートフォリオ・リスクの制限に関する規則」に詳述されるとおり、換金手数料が管理会社により課されることがある。

ファンドが固定純資産価格から変動純資産価格に移行する必要がある場合、本項記載の費用の計算は見直される。

その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限等を示すことができない。手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なるため、表示することができない。

2019年10月31日に終了した会計年度中の米ドル・ポートフォリオのその他の費用は、356,337米ドルである。

（5）【課税上の取扱い】

① 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。IIにおいて、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課

税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

III 本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

② ルクセンブルグ

以下の概要は、ルクセンブルグ大公国で現在有効な法律および実務に対する管理会社の理解に基づいており、かつ、その変更に従うものであり、また、法律上または税務上の助言に相当するものとみなされない。

投資予定者は、自らが服する法域の関連する法律に基づく受益証券の取得、保有または償還が投資予定者に与える影響（税効果および為替管理要件を含む。）について、自らの専門アドバイザーに確認すべきである。かかる影響（投資家に係る減税の利用可能性および減税額を含む。）は、投資家の市民権、居住地、住所地または設立地の国の法律および実務ならびにその個別事情によって異なる。

ルクセンブルグみずほ信託銀行は、税務顧問ではない。潜在的受益者および現受益者は、自らの税務顧問またはその他財務コンサルタントに、トラストおよび受益証券への投資から生じる税務上の問題の更に詳細な分析について相談すべきである。

トラストは、その課税上の地位に関して、ルクセンブルグの法律に従う。ルクセンブルグで現在有効な法律および規則に基づき、ファンドは、その純資産に対して四半期毎に計算されかつ支払われる年率0.01%の資本税を課される。

現在の法律のもとでは、トラストおよび受益者（ルクセンブルグに登記上の事務所を有するかまたは恒久的施設を有している者または会社を除く。）は、ルクセンブルグの所得税またはキャピタル・ゲイン税および源泉徴収税または相続税を課せられない。トラストは、関連する国々の源泉徴収税を控除した上で、組入証券から生じる収益を獲得する。

③ 自動的情報交換（「AEOI」）

ルクセンブルグは、課税分野における強制的な自動的情報交換に関する理事会指令2011/16/EUを改正する理事会指令2014/107/EU（以下「DAC」という。）および2014年10月29日付多国間協定の規定を施行し、これにより2015年12月18日、経済協力開発機構（以下「OECD」という。）の加盟国が共通報告基準（以下「CRS」という。）をルクセンブルグ国内法に導入した（以下「CRS法」という。）。このような背景のもと、2015年11月10日に理事会指令2003/48/EC（以下「EU貯蓄課税指令」という。）は廃止された。CRS法に基づき自動的に報告される支払の範囲は、EU貯蓄課税指令で従前見込まれていた自動的情報の範囲よりも広いものとなっている。

FATCAおよびCRS法に基づき、報告金融機関としてのトラスト（またはこの目的のためにトラストが指定するその他の法主体）は、特にその投資家の本人確認を実施すること、ならびに場合により投資および割当可能な収益に関する情報を含む一定の投資家情報をルクセンブルグ税務当局（Administration des Contributions Directes）に報告することを義務付けられることがある。

ルクセンブルグ税務当局は、報告を受けた後、CRSに関する場合にはその他の参加法域の管轄権を有する外国当局に、FATCAに関する場合には米国内国歳入庁（以下「内国歳入庁」という。）に、当該情報を転送する。

受益者は、CRS法が自らの投資に実際に与える影響を判断するにあたり、自らの税務専門家に相談すべきである。

④ 外国口座税務コンプライアンス法（「FATCA」）

外国口座税務コンプライアンス法（通常「FATCA」という。）は、2010年3月に米国法として署名された追加雇用対策法（以下「雇用対策法」という。）に規定される。かかる規定は、米国民による脱税を減らすことを目的とする米国の法律である。当該法律は、米国外の金融機関（以下「外国金融機関」または「FFI」という。）に対して、2014年3月28日に米国とルクセンブルグの間で締結された政府間協定（以下「IGA」という。）第1条第ee)項および第ff)項に定義される「特定米国人」により保有される「米国口座」に関する情報を、米国税務当局である内国歳入庁に対して直接または間接的に毎年提供することを求めている。

トラストは、FATCAおよびIGAを遵守する。その結果、米国の要報告口座または不参加FFIにより保有される口座はすべて、現地の税務当局（Administration des Contributions directes）に報告される。

当該要件を遵守しないFFIの一定の米国源泉所得について、30%の源泉徴収税が課せられる。

ファンドを通じたトラストなど非米国ファンドは、概ねFFIであり、「みなし遵守」FFIの資格を有する場合を除くか、またはモデル1 IGAに従い現地のIGAを遵守する場合、内国歳入庁とFFI契約を締結する必要がある。IGAは、FATCA遵守の導入のため米国と外国法域の間で締結される取決めである。2014年3月28日付で、米国とルクセンブルグはモデル1 IGAを締結した。その結果、ルクセンブルグの法域に住所地を有する金融機関または事業体は、当該IGAを適宜遵守しなければならない。トラストは、スポンサード投資事業体に分類されることを選択した。

管理会社は、トラストのために、FATCAおよび特にルクセンブルグIGAが課す可能性のある要件の範囲を評価している。遵守する目的で、管理会社は、とりわけ、全受益者に対して、「特定米国人」の資格を有するか否かを証明するために、税務上の居住国に関する必要的書証を提供するよう求めることができる。

受益者および受益者のために行為する仲介人は、トラストの現方針が、受益証券を米国人の勘定のために提供または売却しないこと、また、その後米国人に対して受益証券を譲渡することを禁止することであることを留意すべきである。受益証券が米国人により実質的に保有される場合、管理会社は、その裁量で、当該受益証券を強制的に償還することができる。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2020年1月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	374,040,222.79	62.64
	国際的機関	47,870,168.07	8.02
	フランス	24,941,019.53	4.18
	アイルランド	24,925,848.86	4.17
	フィンランド	24,914,746.33	4.17
小計		496,692,005.58	83.18
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		100,415,718.43	16.82
合計		597,107,724.01 (約65,121百万円)	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(全銘柄)

(2020年1月末日現在)

	銘柄	種類	発行国	利率	満期日	(米ドル)			投資 比率 (%)
						額面金額	取得金額	時価	
1	KREDITANSTALT FUR WIEDERAUFBAU	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	—	2020/ 2 / 7	25,000,000	24,888,059.04	24,991,482.75	4.19
2	KREDITANSTALT FUR WIEDERAUFBAU	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	—	2020/ 2 /10	25,000,000	24,847,189.78	24,987,576.40	4.18
3	KREDITANSTALT FUR WIEDERAUFBAU	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	—	2020/ 2 /12	25,000,000	24,788,246.41	24,983,391.88	4.18
4	KREDITANSTALT FUR WIEDERAUFBAU	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	—	2020/ 2 /14	25,000,000	24,919,813.58	24,982,459.22	4.18
5	KREDITANSTALT FUR WIEDERAUFBAU	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	—	2020/ 2 /20	25,000,000	24,887,109.31	24,975,458.55	4.18
6	KREDITANSTALT FUR WIEDERAUFBAU	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	—	2020/ 2 /19	25,000,000	24,785,113.07	24,973,314.69	4.18
7	EUROPEAN INVESTMENT BANK	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	国際的 機関	—	2020/ 3 / 6	25,000,000	24,892,402.59	24,958,616.38	4.18
8	KREDITANSTALT FUR WIEDERAUFBAU	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	—	2020/ 3 /11	25,000,000	24,812,992.74	24,950,787.56	4.18
9	KREDITANSTALT FUR WIEDERAUFBAU	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	—	2020/ 3 /16	25,000,000	24,811,248.43	24,944,484.83	4.18
10	CAISSE DES DEPOTS ET CONSIGNATIONS	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	—	2020/ 3 /19	25,000,000	24,851,320.07	24,941,019.53	4.18
11	KREDITANSTALT FUR WIEDERAUFBAU	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	—	2020/ 3 /25	25,000,000	24,852,565.61	24,934,202.83	4.18
12	NATIONAL TRSRY MGM AGENCY IRELAND	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	アイル ランド	—	2020/ 4 / 7	25,000,000	24,901,500.73	24,925,848.86	4.17

	銘柄	種類	発行国	利率	満期日	(米ドル)			投資 比率 (%)
						額面金額	取得金額	時価	
13	KREDITANSTALT FUR WIEDERAUFBAU	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	—	2020/ 4 / 8	25,000,000	24,897,415.73	24,923,343.62	4.17
14	MUNICIPALITY FINLAND	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィン ランド	—	2020/ 4 / 9	25,000,000	24,849,261.62	24,914,746.33	4.17
15	KREDITANSTALT FUR WIEDERAUFBAU	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	—	2020/ 3 /24	25,000,000	24,896,162.26	24,905,290.85	4.17
16	FMS WERTMANAGEMENT	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	—	2020/ 5 /15	25,000,000	24,858,795.14	24,877,466.86	4.17
17	KREDITANSTALT FUR WIEDERAUFBAU	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	—	2020/ 5 /18	25,000,000	24,860,985.66	24,876,938.13	4.17
18	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG FOERDERBANK	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	—	2020/ 5 /21	25,000,000	24,857,964.35	24,869,702.83	4.17
19	KREDITANSTALT FUR WIEDERAUFBAU	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	—	2020/ 5 /28	25,000,000	24,860,872.34	24,864,321.79	4.16
20	EUROFIMA	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	国際的 機関	—	2020/ 4 /24	23,000,000	22,904,181.00	22,911,551.69	3.84

②【投資不動産物件】

該当事項なし。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

下記会計年度末および2020年１月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産総額		１口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第13会計年度末 (2010年10月末日)	591,791	64,541	0.01	1
第14会計年度末 (2011年10月末日)	588,674	64,201	0.01	1
第15会計年度末 (2012年10月末日)	570,105	62,176	0.01	1
第16会計年度末 (2013年10月末日)	708,718	77,293	0.01	1
第17会計年度末 (2014年10月末日)	664,281	72,446	0.01	1
第18会計年度末 (2015年10月末日)	603,847	65,856	0.01	1
第19会計年度末 (2016年10月末日)	582,930	63,574	0.01	1
第20会計年度末 (2017年10月末日)	540,310	58,926	0.01	1
第21会計年度末 (2018年10月末日)	513,448	55,997	0.01	1
第22会計年度末 (2019年10月末日)	552,731	60,281	0.01	1
2019年２月末日	545,442	59,486	0.01	1
３月末日	563,921	61,501	0.01	1
４月末日	623,013	67,946	0.01	1
５月末日	631,088	68,826	0.01	1
６月末日	591,215	64,478	0.01	1
７月末日	588,080	64,136	0.01	1
８月末日	565,043	61,624	0.01	1
９月末日	579,169	63,164	0.01	1
10月末日	552,730	60,281	0.01	1
11月末日	566,243	61,754	0.01	1
12月末日	574,932	62,702	0.01	1
2020年１月末日	597,108	65,121	0.01	1

②【分配の推移】

ファンド証券の1口当たりの純資産価格を、ファンドについて0.01米ドルに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終取引日に、（当該最終取引日の直前の日（当日を含む。）までに）宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび／または受益者の関係国において支払われる分配金についての源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定されるファンドの1口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつきファンド証券が発行される。

以下は、2020年1月までの1年間における前月最終営業日から各月最終営業日前日まで保有した場合に再投資された月次分配金（源泉課税後）の額を表示した。

最終営業日	100口当たり分配金累計（源泉課税後）
	米ドル
2019年2月27日	0.001073
3月28日	0.001120
4月25日	0.001208
5月30日	0.001401
6月29日	0.001130
7月30日	0.001269
8月29日	0.001072
9月29日	0.000985
10月30日	0.000893
11月28日	0.000746
12月29日	0.000766
2020年1月30日	0.000742

下記会計年度における前記月次分配金（源泉課税後）の単純合計は、以下のとおりである。

	100口当たり分配金合計（源泉課税後）
	米ドル
第13会計年度	0.002127
第14会計年度	0.001341
第15会計年度	0.001421
第16会計年度	0.000684
第17会計年度	0.000643
第18会計年度	0.000777
第19会計年度	0.002075
第20会計年度	0.004357
第21会計年度	0.010537
第22会計年度	0.013839

③【収益率の推移】

会計年度	収益率（注）
第13会計年度 (2010年10月末日)	0.2127%
第14会計年度 (2011年10月末日)	0.1341%
第15会計年度 (2012年10月末日)	0.1421%
第16会計年度 (2013年10月末日)	0.0684%
第17会計年度 (2014年10月末日)	0.0643%
第18会計年度 (2015年10月末日)	0.0777%
第19会計年度 (2016年10月末日)	0.2075%
第20会計年度 (2017年10月末日)	0.4357%
第21会計年度 (2018年10月末日)	1.0537%
第22会計年度 (2019年10月末日)	1.3839%

（注）ファンドは、純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の各会計年度末における累計額を用いて、以下の計算式により算出された。なお、収益率の計算に際し用いた分配金は、源泉徴収税を控除したものである。

$$\text{収益率（\%）} = 100 \times (a - b) / b$$

a = 当該会計年度末の1口当たりの純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たりの純資産価格（分配落の額）

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度の販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は、以下のとおりである。

	販売口数	買戻し口数	期末発行済口数
第13会計年度	54,363,101,744 (54,363,101,744)	48,914,061,748 (48,914,061,748)	59,179,098,564 (59,179,098,564)
第14会計年度	60,477,426,295 (60,477,426,295)	60,789,142,011 (60,789,142,011)	58,867,382,848 (58,867,382,848)
第15会計年度	43,137,600,262 (43,137,600,262)	44,994,466,736 (44,994,466,736)	57,010,516,374 (57,010,516,374)
第16会計年度	84,980,681,591 (84,980,681,591)	71,119,404,115 (71,119,404,115)	70,871,793,850 (70,871,793,850)
第17会計年度	86,618,381,980 (86,618,381,980)	91,062,090,974 (91,062,090,974)	66,428,084,856 (66,428,084,856)
第18会計年度	89,073,573,272 (89,073,573,272)	95,116,961,244 (95,116,961,244)	60,384,696,884 (60,384,696,884)
第19会計年度	83,359,051,004 (83,359,051,004)	85,450,788,603 (85,450,788,603)	58,292,959,285 (58,292,959,285)
第20会計年度	61,558,150,373 (61,558,150,373)	65,820,080,665 (65,820,080,665)	54,031,028,993 (54,031,028,993)
第21会計年度	78,671,457,143 (78,671,457,143)	81,357,648,100 (81,357,648,100)	51,344,838,036 (51,344,838,036)
第22会計年度	76,057,872,096 (76,057,872,096)	72,129,618,624 (72,129,618,624)	55,273,091,508 (55,273,091,508)

（注）（ ）の数は本邦内における販売・買戻しおよび期末発行済口数である。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 海外における販売手続等

ファンド証券は、管理会社により各取引日に発行されるが、毎年12月24日には発行されない。

取引日において、買付申込書は、当該取引日のルクセンブルグ時間午前10時前に、登録・名義書換事務代行会社により受領されなければならない。午前10時以降に受領されたものは翌取引日に受領されたものとみなされる。

ファンド証券の確認書は、当該代金の支払が保管受託銀行に受領された場合、登録・名義書換事務代行会社により交付される。

1口当たりの発行価格は、ファンド証券の買付注文が受領されたかまたは受領されたとみなされる取引日に決定される1口当たりの純資産価格である。ファンド証券の申込みは、通常の場合、当該ファンドの固定純資産価格で行われる。固定純資産価格および変動純資産価格は、いずれも後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価」と題する項目に従い算出される。

販売手数料は徴収されない。

日本国外に居住する適格投資家による受益証券の買付申込書は、各取引日に、ルクセンブルグみずほ信託銀行の事務所で受け付けられる。

買付代金の支払は、ファンド証券の買付注文が受領されたかまたは受領されたとみなされる取引日の翌取引日に、保管受託銀行に対し電信送金により米ドルで行う。

受益証券の券面または確認書は、買付代金支払日から7銀行営業日以内に、保管受託銀行の事務所で、買付者または同人の銀行に入手可能となる。

管理会社は、ファンド証券の発行に関し、ファンド証券が募集される国々の法令を遵守する。管理会社は、その裁量により、いつでも特定の国や領土の居住者やそれらの国、領土に設立された法人へのファンド証券の発行を一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、受益者全体およびトラストの保護に必要な場合、特定の人または法人にファンド証券の取得を禁止することができる。

さらに、管理会社は、

- a. ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、また、
- b. ファンド証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有するファンド証券をいつでも買い戻すことができる。

より厳密には、以下のとおりである。

- (i) 管理会社は、ファンド証券の販売をEU内またはその一部において、一般公衆に対して販売促進を行わない。
- (ii) ファンド証券について、アメリカ合衆国1933年証券法（改正済）（以下「1933年法」という。）に基づく登録は行われていない。アメリカ合衆国もしくはその領土、属領、管轄地域（以下「米国」という。）内において、または米国人に対して、直接または間接的に、募集、販売、譲渡または交付してはならない。

本書の目的上、「米国人」とは、2014年3月28日に米国とルクセンブルグの間で締結されたIGA第1条第ee)項および第ff)項に定義されるところに従い、FATCAを遵守する目的で、米国の市民、国民もしくは居住者（米国またはその政治的機構内においてまたはその法律に基づき組織され設立された会社、パートナーシップもしくはその他の事業体、または米国に所在する外国事業体の代理店もしくは支店を含む。）または米国人の遺産管理人、財産管理人もしくは受託者を有する財団もしくは信託、もしくは米国証券法上未登録の証券に主に投資するために米国人により組織されている場合には米国外の法域の法律に基づき組織され設立された事業体（ただし、正当な事業目的で代理店または支店として組織され、銀行または保険業務に従事し、実質的な現地の規制に従う米国人により組織された事業体は、米国人とみなされない。）、および必要に応じたその他のカテゴリーの者をいう。

トラストは、1940年アメリカ合衆国投資会社法（以下「投資会社法」という。）に基づき登録されていない。

米国人によるファンド証券の実質的保有を禁止および防止するために、ファンド約款（第9条）は、管理会社またはその代理人が以下の事項をなしうと定めている。

- (a) ファンド証券の発行または登録簿の名義書換により、米国人が証券の実質的保有者となる場合またはそのおそれのある場合において、当該発行または名義書換を拒否すること。
- (b) 登録簿に記載されているかまたは名義書換をしようとしている者に対して、米国人が実質的保有者であるかまたは名義書換の結果米国人が実質的保有者になるか否かを判断するために必要と考える情報を、宣誓書とともに提出するよういつでも要求すること。
- (c) 管理会社の判断の下で、米国人が単独または他の者と共同でファンド証券の実質的保有者となっている場合、約款に詳細に定める方法により、当該証券の全部または一部を強制買戻しまたは買戻しさせること。

身元確認およびマネー・ロンダリング防止の手続

適用あるルクセンブルグの法律および規則、EU指令およびC S S Fにより発行された通達に基づき、マネー・ロンダリングおよびテロ活動のための資金供与を目的とする投資信託の利用を防止するため、すべての金融セクターの専門家は、その専門的業務上の義務を課されている。

また、2014年3月28日に米国とルクセンブルグの間で締結されたI G Aに従い、金融機関は、米国の要報告口座およびI G A別紙Iに定義される一定の不参加金融機関に対する支払を確認しかつ報告するデュー・デリジェンス義務を履行しなければならない。

かかる規定の制定により、金融セクターの専門家は、ルクセンブルグの法律および規則に従い、申込者の身元確認を行わなければならない。登録・名義書換事務代行会社は、身元確認のために必要とみなされる書類の提供を申込者に要求することができる。

必要書類の提出が遅滞または不履行となる場合には、買付けの申込みは受諾されず、買戻しの場合には、買戻代金の支払は遅延する。投資信託および登録・名義書換事務代行会社は、申込者が書類の提出を行わないか不完全な書類を提供した結果生じた手続の遅延または不履行について責任を負わない。

関連する法律および規則の下での継続中の顧客身元確認手続に従い、受益者は、随時、追加または更新された身元証明書の提供を要求されることがある。

時間外取引およびマーケット・タイミングの禁止

時間外取引とは、取引日における申込み、買戻しまたは転換の注文の受諾について定められた締切時間（以下「締切時間」という。）後の申込み、買戻しまたは転換の注文の受諾および同取引日に適用される純資産価額に基づく価格での当該注文を執行することであると理解されている。時間外取引は厳重に禁止されている。

マーケット・タイミングとは、トラストの純資産価額の決定方法に関する時差および／または欠陥もしくは不備を利用して、投資家が短期間にトラストの受益証券の系統的な申込みおよび買戻しまたは転換をシステムティックに行う裁定取引であると理解されている。マーケット・タイミングの実務は、コストの増加によりトラストのパフォーマンスに影響を及ぼし、および／または利益の希薄化を伴う可能性がある。

かかる実務を回避しかつ受益者の利益を保護するために、受益証券は、先渡し価格で発行され、管理会社および販売会社は、締切時間後に受領した注文を受諾しないものとする。

管理会社は、マーケット・タイミング行為を行っている疑いのある者からのトラストへの申込みおよび転換注文を拒絶する権利を留保する。

データ保護

データ主体（後記「別紙B 管理会社のデータ・プライバシーに関する通知」にて定義される。）は、ファンド証券の買付けの申込みにあたって、EU一般データ保護規則（以下「GDPR」という。）（欧州規則2016/679）を含む、ルクセンブルグにおいて適用あるデータ保護法に規定される個人データに構成する情報を、管理会社に対して提供することに留意すべきである。かかるデータは、顧客確認およびマネー・ロンダリング防止法に基づく身元確認を目的として、また、申込手続、デー

タ主体のファンドの組入証券の管理および運営、ならびに適用ある法律上、税制上および規制上の義務（FATCA／CRSを含む。）の遵守のために使用される予定である。本データはまた、コンピューター上に取り込まれ、トラスト（管理会社を通じて行為する。）、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および会社事務代行会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、支払事務代行会社、販売会社ならびにそれらの関連会社（以下、総称して「事業体」という。）によって、データ処理者またはデータ管理者として適宜処理される。一部のデータ受信者は、管理会社のためにデータの処理を行う（以下「処理者」という。）ほか、管理者として独自の目的のために個人データ（後記「別紙B 管理会社のデータ・プライバシーに関する通知」にて定義される。）の処理を行うことがある。

当該データは、ファンドに係る規制機関、税務当局、代理機関、アドバイザーおよび業務提供者を含む第三者または管理会社もしくは保管受託銀行によって正当に権限を付与された代理人およびそれぞれの関連会社、関係会社もしくは系列会社（その所在地を問わない。）（ルクセンブルグと同様のデータ保護法が存在しない欧州経済領域（以下「EEA」という。）の域外を含む。）に対して、明示された目的のために開示および／または移転されることがある。

特定のデータを提供しなかった場合、トラストでの取扱い、トラストへの投資、またはトラストに対する投資もしくは持分の維持ができなくなることがある。

管理会社による個人データの処理に関する最新の詳細な情報は、プライバシー通知（以下「データプライバシー通知」という。）に含まれる。トラストに関して、管理会社またはその業務提供者と接点があるか、直接または間接的に取引を行う投資者およびその他の者は、データプライバシー通知を入手し、時間をかけて十分に検討し、目を通すことが推奨されている。

管理会社の現行のデータプライバシー通知の写しは、本書別紙Bに別添されている。データプライバシー通知は入手可能であり、<https://jfm1.lu/>にてオンラインでアクセスし、入手することができる。

投資者は、（i）事業体が保管する投資者自身の個人データの写しを入手する権利、（ii）事業体が保有する個人データの誤りを訂正する権利、ならびに（iii）複数の状況において、忘れられる権利および処理を制限または拒否する権利を有するものとする。特定の限られた状況において、データ・ポータビリティに係る権利が適用されることがある。受益者が個人データの処理に対して同意している場合、同受益者は、かかる同意をいつでも撤回することができる。

データプライバシー通知および管理会社によるデータ処理に関する一般的な質問、問合せまたは要請については、コンダクティング・オフィサー気付でJFMLConductingOfficers@jfm1.luまたはルクセンブルグ大公国、ミュンスバッハ L-5365、ガブリエル・リップマン通り 1 B宛てに連絡するか、または電話（+352.27.69.20-1）にて行うことができる。

GDPRは、全EU加盟国において2018年5月25日より直接的な効力が生じており、データプライバシーに関する旧EU法令と置き換わったものである。GDPRに従い、データ管理者は、データ管理者が責任を有する説明責任および透明性に対する要求などを含む追加的な義務を履行し、GDPRが規定するデータ処理に関する規則を遵守していることを示すものとし、データ主体に対して、データ主体の個人データの処理に関するより詳細な情報を提供するものとする。データ管理者に課せられるその他の義務には、より高度なデータ同意要件および関連する監督機関に対して個人データ違反を遅滞なく報告する義務が含まれる。GDPRに基づき、データ主体は、（i）不正確な個人情報を訂正する権利、（ii）特定の状況において、データ管理者が保有する個人データを消去する権利、および（iii）複数の状況において、処理を制限または拒否する権利を含む追加的な権利を付与される。

(2) 日本における販売手続等

日本においては有価証券届出書「第一部 証券情報（7）申込期間」に記載される募集期間中の取引日に、同書「第一部 証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。投資家はまた日本における販売会社または販売取扱会社と累積

投資約款に基づく累積投資契約を締結する。販売の単位は、米ドル・ポートフォリオについては0.01米ドル単位である。

米国の市民もしくは居住者等は、購入の申込みをすることができない。

ファンド証券1口当たりの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した取引日の1口当たりの純資産価格である。申込みが行われた取引日の翌取引日に口座約款および累積投資約款に基づき受渡しを行う。

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託し累積投資契約を締結した投資者に対し、代金の受領と引換えに取引明細証を交付する。代金の支払は、原則として円貨によるものとし、ファンドの基準通貨との換算は申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする（通貨の交換に掛かるコストも投資者の負担とする。）。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じうる範囲で日本における販売会社または販売取扱会社のファンドの基準通貨預金口座への振込みによりファンドの基準通貨で支払うこともできる。

申込手数料はない。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

受益者は、取引日にいつでもファンド証券の買戻しを請求することができるが、毎年12月24日には買戻しは行われず。買戻し請求は、当該取引日のルクセンブルグ時間午前10時前に登録・名義書換事務代行会社により受領されなければならない。午前10時以降に受領された買戻し請求は、翌取引日に受領されたものとみなされる。

通常、買戻しは、買戻し請求が受領されたかまたは受領されたとみなされる取引日に決定される該当するファンドの1口当たりの固定純資産価格により行われる。買戻し手数料はない。

買戻し請求の場合、買い戻されるファンド証券について宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は、買戻し代金とともに支払われる。受益者が保有するファンド証券の一部の買戻しの場合、受益者、日本における販売会社、または管理会社と締結された契約に基づきノミニ・サービスを提供しているその他のノミニ受益者は、買い戻される受益証券を特定して指示しなければならない。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを受益者の買戻し請求後遅滞なく行うことができるようにするため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを保証するものとする。

管理会社は、合理的に可能な限り、ファンド証券1口当たりの純資産価格を米ドル・ポートフォリオについて0.01米ドルに維持するよう最善の努力を行うが、買戻し価格は、買戻し日に適用される純資産価格に並び、買付時の価格より高くなることも低くなることもありうる。

買戻し代金および分配金の支払は、買戻し請求が受領されたかまたは受領されたとみなされる取引日の翌取引日（以下「償還日」という。）に行われる。

管理会社は、前述の環境や状況において強制的買戻しの遂行を決定することができる。

受益者は、「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (5) 投資制限—流動性管理の手続、流動性リスクおよびポートフォリオ・リスクの制限に関する規則」に詳述されるとおり、管理会社がファンド証券の買戻しに制限を課すことがあることに留意すべきである。

(2) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、いつでも買戻しを請求することができる。買戻し請求は、手数料なしで、各取引日に日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理会社に対し行うことができる。

ファンド証券1口当たりの買戻し価格は、原則として、管理会社が買戻し請求を受領した日に計算される1口当たりの純資産価格である。買戻し代金（および発生済・未払いの分配金）は、口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻し請求が行われた取引日の翌取引日に支払われる。買戻し代金（および発生済・未払いの分配金）が円貨で支払われる場合、ファンドの基準通貨との換算は申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じうる範囲で当該受益者のファンドの基準通貨預金口座への振込みによりファンドの基準通貨で支払われる（通貨の交換に掛かるコストも投資者の負担とする。）。ファンド証券の買戻しは1口を単位とする。

取引日における買戻し請求が管理会社の決定するファンドの発行済受益証券の総口数の一定割合を超過する場合には、管理会社により、当該レベルを超過することのないよう買戻し請求の全部または一部の処理が延期されることがある。かかる削減された当該取引日における買戻し請求は、常に上記制限を条件とし、翌取引日に優先的に受領される買戻し請求として取扱われる。当該制限は、当該取引日に有効な買戻し請求を行ったすべての受益者に対して比例按分して適用され、各受益証券の買戻し請求の割合は、当該全受益者について平等である。

3【転換手続】

複数のファンドが設定される場合、受益者は、一つのファンド（以下「旧ファンド」という。）の受益証券を他のファンド（以下「新ファンド」という。）の受益証券へ転換することを申し出ることができる。

転換の申込みは、新ファンドおよび旧ファンドのいずれにとっても取引日である日（以下「共通取引日」という。）の午前10時（ルクセンブルグ時間）前に登録・名義書換事務代行会社により受領されなければならない。午前10時（ルクセンブルグ時間）前に受領された転換の申込みは、共通取引日に取扱われる。取引日の午前10時（ルクセンブルグ時間）以降に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされ、翌共通取引日に取扱われる。

ただし、いずれかのファンドの純資産価格の決定が停止されている場合、当該停止期間が終了するまで、転換は行われぬ。転換される旧ファンドの受益証券数は、1口単位とする。

転換において受益者が権利を取得する新ファンドの受益証券の数は、下記の公式により決定される。

$$N1 = \frac{NAV2 \times N2 \times CCR}{NAV1}$$

N1 新ファンドの発行される受益証券の数

N2 旧ファンドの転換される受益証券の数

NAV1 転換が取扱われる取引日の新ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格

NAV2 転換が取扱われる取引日の旧ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格

CCR 新ファンドと旧ファンドの表示通貨間の有効な為替レートとして、登録・名義書換事務代行会社が共通取引日に決定する通貨換算因数。ただし、旧ファンドと新ファンドが同一通貨で表示されている場合、通貨換算因数は1とする。

転換手数料は徴収されない。

転換の日までに旧ファンドの受益証券に関して生じた分配金は、新ファンドおよび旧ファンドの基準通貨間の有効な為替レートにより換算され、転換が取扱われる取引日の1口当たりの純資産価格で新ファンド受益証券に投資される。

4【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 純資産価格の計算

ファンドの受益証券の1口当たりの純資産価格は、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定される。

「取引日」とは、（i）ロンドン、ルクセンブルグおよびニューヨークの銀行営業日、（ii）ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所の取引日ならびに（iii）日本の金融商品取引業者の営業日である日（ただし、12月24日を除く。）をいう。

ファンドの受益証券の1口当たりの純資産価格は、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に決定され、管理会社の事務所において入手可能である。

ファンドの組入証券は均等償却法（以下「均等償却法」という。）により評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額が、ファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。

受益証券1口当たりの純資産価格は、固定純資産価格となり、変動純資産価格もまた、日々算出および公表される。

各ファンドは、固定純資産価格を以下のとおり算定される総資産と総負債の差額を発行済受益証券口数で除して算出する。

- （イ）逆買戻し条件付契約が経過利息を含めた原価により評価される一方、金融市場証券は（買戻し条件付契約と同様）、均等償却法に基づき算定される。
 - （ロ）投資対象短期MMFの株式またはファンド受益証券は、当該投資対象短期MMFが報告する直近の入手可能な純資産価額により評価される。
 - （ハ）規制ある市場において取引される金融派生商品は、当該取引日付の時価評価により評価される。
 - （ニ）現金預金、為替手形および要求払い手形ならびに売掛金、前払費用、現金配当ならびに前記の宣言済または発生済の未払利息については、その全額で評価される。ただし、管理会社が本来の価値を反映するために適当であると判断する減額措置を行った後に金額が決定される場合には、全額が支払われるかまたは全額を受領する見込みがない場合を除く。
- 各ファンドの受益証券の1口当たり固定純資産価格は、公表された通貨単位の小数第5位を四捨五入して表示される。
- 各ファンドの受益証券の1口当たり変動純資産価格は、毎営業日に最低1回、以下のとおり算定される総資産と総負債の差額を発行済受益証券口数で除して基準通貨で決定される。
- （イ）（買戻し条件付契約と同様、）金融市場証券は、（MMF規則第2条(8)に規定された）時価評価において評価される。ファンドの資産価値を時価評価に基づいて算出することができない場合、MMF規則第2条(9)に規定された評価モデルによる評価価格を使用して保守的に決定される。逆買戻し条件付契約は、経過利息を含めた原価により評価される。
 - （ロ）投資対象短期MMFの株式または受益証券は、当該投資対象短期MMFが報告する直近の入手可能な純資産価額により評価される。
 - （ハ）規制ある市場において取引される金融派生商品は、関連する取引日付の時価評価に基づき評価される。
 - （ニ）現金預金、為替手形および要求払い手形ならびに売掛金、前払費用、現金配当ならびに前記の宣言済または発生済の未払利息については、その全額で評価される。ただし、管理会社が本来の価値を反映するために適当であると判断する減額措置を行った後に金額が決定される場合には、全額が支払われるかまたは全額を受領する見込みがない場合を除く。
- 各ファンドの受益証券の1口当たり変動純資産価格は、小数第7位を四捨五入して表示される。

管理会社は、合理的に可能な範囲で、発行と買戻しのために計算されるファンドの受益証券の1口当たりの純資産価格を、固定純資産価格で安定させる手続を設けている。ファンドの組入証券は、変動純資産価格と固定純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に日々見直される。変動純資産価格と固定純資産価格との間の差異は日々監視され、管理会社のホームページの公開情報部分で公表される。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者または既存の受益者にもたらす可能性のある乖離が存在すると判定された場合、管理会社またはその指定する代理人は、必要かつ適切であると判断する調整的措置を行う。かかる措置には、売買益または売買損を実現化させるための満期前の組入証券の売却、組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止または時価評価に基づくもしくは時価評価を使用できないかもしくは市場データが利用可能な質に達していない場合においては保守的な評価モデルによる評価価格に基づく受益証券の1口当たりの純資産価格の決定が含まれる。

前記の管理会社またはその指定する代理人の決定は、管理会社の役員またはこれにより指定された者による公正な価格計算のための一般的ガイドラインを定めた管理会社が随時採択する方針に従って行われる。

ファンドの資産および債務を決定するため、ファンドの資産プールは以下の方法で設定される。

- (イ) ファンドの受益証券発行からの手取金は、トラストの帳簿上、ファンドのための資産プールに計上され、ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、約款の条項に従い当該プールに計上される。
- (ロ) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、トラストの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加または減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上される。
- (ハ) 特定のプールの資産に関連して、トラストに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させる。
- (ニ) トラストの資産または債務が特定のプールに帰属するものと判断されない場合、かかる資産または債務は、ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプールに帰属させる。ただし、どのプールに帰属させるにせよ、すべての債務は、債権者がこれと異なる合意をしない限り、トラスト全体を拘束する。
- (ホ) ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、ファンドの受益証券の純資産価格は、当該配当金の金額分だけ減少させる。

通信手段の一時的な故障やトラストの投資対象の市場価格が一時的に入手不能であることを理由として、いずれかの取引日のファンド証券の1口当たりの純資産価格の決定ができない場合、管理会社は、発行価格、買戻価格および転換価格の決定のために、直前の取引日に決定されたファンド証券の1口当たりの純資産価格およびファンド証券の1口当たりの分配金の使用を決定することができる。

異常な事態により評価が実行不可能か不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価の遂行のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

純資産価格は、権限を付与された管理会社の役員、代理人または代表者により認証され、かかる認証は、明らかな誤りの場合を除いて最終的なものである。

ルクセンブルグみずほ信託銀行は、管理会社により、ファンドについて宣言される日々の受益証券の1口当たりの純資産価格と受益証券の1口当たりの分配金額の決定のため任命されている。

純資産価格の計算に誤りが生じた場合、管理会社は、純資産価格の計算誤りの際の投資者保護および投資規則の不遵守から生じる状況の修正に関する2002年11月27日付C S S F通達02/77の重要性基準を適用する予定である。

② 受益証券の純資産価格の決定の停止

「第1 ファンドの状況 2 投資方針（5）投資制限－流動性管理の手続、流動性リスクおよびポートフォリオ・リスクの制限に関する規則」記載の場合の他、管理会社は、次の場合において

ファンドの純資産価格の決定を一時的に停止することができ、その結果として、ファンドの受益証券の販売、買戻しおよび転換（該当する場合）を一時的に停止することができる。

- (イ) ファンド資産の相当部分の評価の基礎を提供する一もしくは複数の証券取引所もしくは市場、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一もしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または、取引が制限もしくは停止された場合。
 - (ロ) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。
 - (ハ) 通常使用されている通信機能が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が要求されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。
- (ニ) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

かかる停止は、販売、買戻しおよび転換（該当する場合）を行う受益者に通知され、必要とみなされる、または法律により要求される場合、新聞またはR E S Aで公表される。

(2) 【保管】

ファンド証券または確認書は、受益者の責任において保管される。日本の投資者に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、保管受託銀行は、日本における販売会社を名義人とする確認書を日本における販売会社に交付する。受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社からファンド証券の取引明細書が交付される。ただし、受益者が記名式券面の発行を特に請求する場合は、外国為替管理法上の許可が必要なときはこれを得て、自己の責任においてこれを保管する。

(3) 【信託期間】

トラストおよびファンドの存続期間は、無期限である。

(4) 【計算期間】

トラストおよびファンドの決算日は、毎年10月31日である。

(5) 【その他】

① 発行限度額

ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく随時発行することができる。

② トラストおよびファンドの解散

トラストは、管理会社および保管受託銀行の合意により、いつでも、解散することができる。さらに、トラストは、ルクセンブルグ法により要求される場合に解散する。解散通知は、R E S Aおよび適切な発行部数をもつ少なくとも2つの新聞に公告されるものとする。ただし、そのうち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、(i) いつでもファンドを解散することができ、ファンドの受益者は、ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または(ii) いつでもファンドを解散することができ、他のファンドに、解散されるファンドの資産（監査報告により評価される。）を拠出し、他のファンドの受益証券を、解散されるファンドの受益者に分配することができる。上記(ii)の解散および拠出は、当該解散されるファンドの規模、ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができる。

上記(i)に記載される解散の場合、解散の効力発生日は、郵便またはファックスで受益者に通知される。上記(ii)のファンドの解散および拠出の場合、当該ファンドの全受益者には解散の1か月前に郵便により通知するものとする。ファンドの解散の効力発生日まで、受益者は、ファンド

の解散により生ずる費用をカバーする引当金額を反映した適用ある純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続することができる。

③ **ワラント、新受益証券引受権またはオプションの発行**

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権またはオプションを発行して、受益者にファンド証券を買付ける権利を付与しない。

④ **約款の変更**

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも修正することができる。約款の変更は、受益者名簿に記載される受益者宛に通知されなければならない。法律により必要とみなされるか、または法律により要求される場合、新聞またはR E S Aで公表される。さらに、約款の変更は、規制当局の認可、必要な登録および預託がそれぞれなされていることを条件とし、保管受託銀行および管理会社の署名により効力を生じる。約款の重要事項の変更は、公告され、日本の受益者に通知される。

⑤ **関係法人との契約の更改等に関する手続**

修正・再録投資運用契約

本契約は、各当事者による90日前までの通知をもって終了する。ただし、本契約は、トラストもしくはファンドが解散された日または管理会社がトラストのためにA I F Mとして行為することを終了した日に、自動的に終了するものとする。

本契約のいかなる規定も、本契約の両当事者により署名された証書によらない限り、これを変更し、放棄し、適用を免除しまたはこれを廃止することができないものとする。

本契約は、ルクセンブルグ法に準拠して解釈されるものとする。

修正・再録保管契約

各当事者は、相手方当事者に、解約日（解約に関する通知を発した日の後90日未満の日には設定されないものとする。）を明記した書面による通知を行うことにより、本契約を解約することができる。保管受託銀行は、新しい保管受託銀行が任命されない限り、管理会社により解任されることはない。

本契約は、当事者間により適式に署名された書面による変更の合意が行われた場合には、いつでも変更することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

修正・再録投資信託業務契約

各当事者は、相手方当事者に、解約日（解約に関する通知を発した日の後90日未満の日には設定されないものとする。）を明記した書面による通知を行うことにより、本契約を解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続する。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法により従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

修正・再録受益証券販売・買戻契約

本契約は、いずれかの当事者が他の全当事者に対し、書面による通知を3か月前になすことによりこれを解約することができる。

本契約のあらゆる修正または変更は、当事者間で書面にて合意された場合に限り有効となる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとする。

⑥ **新ファンドの設定**

管理会社は、随時保管受託銀行の同意を得て、トラストの約款を変更することにより新しいファンドを設定することができる。

5【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者は、トラストに対し自らの受益権を直接行使するため、受益者名簿に登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、受益者名簿に登録されていないため、トラストに対し直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。

ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

① 分配請求権

受益者は、トラストのために行為する管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じてトラストのために行為する管理会社に請求する権利を有する。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、トラストに帰属する。

② 買戻請求権

受益者は、いつでもファンド証券の買戻しを管理会社に請求することができる。

③ 残余財産分配請求権

トラストが解散される場合、受益者はトラストのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（注）受益者は、約款に基づき受益者集会を開催する権利を有していない。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

④ 業務提供者に対する投資家の権利

トラストは、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社および監査人を含む第三者業務提供者（以下「業務提供者」という。）のパフォーマンスに依存している。

2010年法およびAIFM法に従い、受益者は、いずれの業務提供者に対しても、当該業務提供者の不履行に関して、直接的な契約による請求を行うことができない。トラストへの投資に関して業務提供者に対して請求を行うことができると考える受益者は、各自の法律顧問に相談すべきである。

保管受託銀行の責任は、修正・再録保管契約、2010年法および2013年法に準拠する。

（2）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

（3）【本邦における代理人】

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- ① 管理会社またはトラストおよびファンドに対する日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

- ② 日本におけるファンド証券の募集、販売、買戻しおよび転換の取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

また日本国関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対する届出に関する代理人は、

弁護士 中野 春芽

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の監査済財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条5項ただし書の規定適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。

日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2020年1月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.06円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1【財務諸表】

(1)【2019年10月31日終了年度】

①【貸借対照表】

外貨建マネー・マーケット・ファンド
ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託
純資産計算書
2019年10月31日現在

外貨建マネー・マーケット・ファンドー 米ドル・ポートフォリオ			
	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券時価評価額	2.2	423,493,780	46,186,232
現金預金		130,065,362	14,184,928
前払費用		1,501	164
その他の資産		28	3
資産合計		553,560,671	60,371,327
負債			
未払管理報酬およびA I F M報酬	4	86,880	9,475
未払投資運用報酬	5	222,935	24,313
未払専門家報酬		15,914	1,736
未払保管報酬	6	59,080	6,443
未払販売会社報酬	7	434,394	47,375
未払発行税	8	4,236	462
その他の負債		6,317	689
負債合計		829,756	90,493
期末現在純資産額		552,730,915	60,280,834
発行済受益証券		55,273,091,508 口	
1口当たり純資産価格		0.01 米ドル	1 円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

外貨建マネー・マーケット・ファンド
ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託
運用および純資産変動計算書
2019年10月31日終了年度

外貨建マネー・マーケット・ファンド 米ドル・ポートフォリオ			
	注	米ドル	千円
期首現在純資産額		513,448,380	55,996,680
収益			
銀行利息		32	3
定期預金利息		2,647,791	288,768
収益合計		2,647,823	288,772
費用			
管理報酬およびA I F M報酬	4	335,762	36,618
投資運用報酬	5	871,195	95,013
販売会社報酬	7	1,678,802	183,090
専門家報酬		125,221	13,657
保管報酬	6	229,646	25,045
発行税	8	55,736	6,079
その他の費用		175,380	19,127
費用合計		3,471,742	378,628
投資純利益／（損失）		(823,919)	(89,857)
実現純利益／（損失）			
－投資有価証券売却に係るもの	12	11,025,971	1,202,492
－外国為替に係るもの	2.3	(21)	(2)
当期実現純利益／（損失）		11,025,950	1,202,490
未実現評価利益／損失の変動純額			
－投資有価証券に係るもの	13	(473,909)	(51,685)
当期末実現評価利益／損失の変動純額		(473,909)	(51,685)
運用による純資産の増加／（減少）		9,728,122	1,060,949
発行		760,578,721	82,948,715
買戻し		(721,296,186)	(78,664,562)
支払済分配金	9	(9,728,122)	(1,060,949)
期末現在純資産額		552,730,915	60,280,834

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド
ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託
外貨建マネー・マーケット・ファンドー米ドル・ポートフォリオ
統計情報

	2019年10月31日現在		2018年10月31日現在		2017年10月31日現在	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
純資産額	552,730,915	60,280,834	513,448,380	55,996,680	540,310,290	58,926,240
発行済受益証券口数	55,273,091,508 口		51,344,838,036 口		54,031,028,993 口	
1口当たり純資産価格	0.01	1 円	0.01	1 円	0.01	1 円

外貨建マネー・マーケット・ファンド
ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託
財務書類に対する注記
2019年10月31日現在

注1. 設定

外貨建マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグの2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」という。）のパートIIおよびオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日の法律（以下、本注記において「AIFM法」という。）の規定により規制されるオープン・エンドの契約型アンブレラ・ファンド（以下「契約型投資信託」という。）である。外貨建マネー・マーケット・ファンドはマネー・マーケット・ファンド（以下「MMF」という。）として適格性を有し、欧州議会および欧州理事会の2017年6月14日付のマネー・マーケット・ファンドに関する規則（EU）2017/1131（以下「MMF規則」という。）に規定された範囲内にある。

MMF規則の枠組みに基づき、外貨建マネー・マーケット・ファンド等のすべての既存のMMFは、MMF規則により導入された新規要件すべて（とりわけ、評価、ファンド規則、資産の適格性、内部与信特性評価手続、顧客確認方針およびストレステスト方針を含む。）を遵守しなければならない、それぞれの国の所轄官庁（ルクセンブルグ籍のファンドについてはCSSF（金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）））に対し、2019年1月21日までにMMF規則に基づく承認のための申請書を提出しなければならない。

2019年3月31日付のCSSFからの承認に伴い、外貨建マネー・マーケット・ファンドは公的債務固定基準価額MMF（以下「公債CNAV MMF」という。）の仕組みを有する短期MMFとして適格性を有している。2019年2月28日に、既存の全受益者は、MMF規則による重大な変更について適式に通知を受けた。

ファンドは、ルクセンブルグ法に基づき設立され、ミュンスバッハ L-5365、ガブリエル・リップマン通り 1Bに登記上の事務所を有する管理会社であるジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「JFML」という。）によって管理・運用される。JFMLは、ルクセンブルグの商業・会社登記簿においてB46 632番として登録され、AIFM法第2章に基づきファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）として行為する権限を付与されている。2014年7月以降、管理会社の資本金は2,500,000ユーロであった。

ファンドは、1997年10月8日に効力を発生し、1997年11月10日にメモリアル C ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン紙（以下「メモリアル」という。）に公告されたファンドの約款（以下「約款」という。）に従って管理・運用される。約款の変更に関する通知は、メモリアルにおいて、2014年9月18日に公告された。2019年3月31日に効力を生じた直近の総合約款は、ルクセンブルグの商業登記簿（Luxembourg Business Registers）に届出が行われており、閲覧および複製を入手することができる。

ルクセンブルグの2016年5月27日法に従って、ファンドは、ルクセンブルグの商業・会社登記簿においてK164番として登録されている。

2019年10月31日現在、外貨建マネー・マーケット・ファンドは、存続期限の定めなく設立されており、1つのサブ・ファンドを有している。

外貨建マネー・マーケット・ファンドー米ドル・ポートフォリオ、1997年10月9日付で運用開始

注2. 重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの規則に従って作成されている。

2.2 有価証券投資の評価

サブ・ファンドの組入証券は、これら有価証券の均等償却法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額がファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。サブ・ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と均等償却法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に監視される。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者にもたらす可能性のある乖離が存在すると判定された場合、管理会社は、ファンドの英文目論見書に記載される調整的措置を行う。

2.3 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日における実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての投資有価証券の取得原価は、購入日における実勢為替レートで換算されている。

外国為替取引における利益および損失は、当期の損益を決定する運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

注3. 為替レート

2019年10月31日現在の以下の為替レートが使用されている。

1 日本円 = 0.00919米ドル

注4. 管理報酬およびA I F M報酬

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、四半期毎に当該四半期中の日々の平均純資産総額の最大年率0.06%で支払われる管理報酬（四半期毎に最低5,500米ドル）を受領する権利を有する。

上記に記載の報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。

注5．投資運用報酬

投資運用会社は、当該四半期中のサブ・ファンドの日々の純資産総額の平均額に基づき四半期毎に計算された、サブ・ファンドの資産から四半期毎に米ドルで後払いされる投資運用報酬を受領する権利を有する。

－ 2億米ドル以下	年率0.18%
－ 2億米ドル超 5億米ドル以下	年率0.15%
－ 5億米ドル超 20億米ドル以下	年率0.10%
－ 20億米ドル超	年率0.09%

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。

注6．保管報酬

保管受託銀行は、四半期毎に支払われるサブ・ファンドの日々の純資産総額の平均の最大で年率0.032%の保管報酬、ならびに最大で年率0.008%の監督報酬およびモニタリング報酬を受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、当該サブ・ファンドが負担する。

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。

注7．販売会社報酬

日本における販売会社は、ファンド資産から、四半期毎に支払われる当該四半期中のサブ・ファンドの日々の平均純資産総額の最大で年率0.30%の報酬を受領する権利を有する。販売会社間の配分は、当該販売会社により、関連する四半期中に販売されたサブ・ファンドの日々の発行済受益証券残高の平均に基づいて決定される。

上記に記載の報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。

注8．発行税

ファンドは課税上、ルクセンブルグの法律の対象となっている。ルクセンブルグにおいて現在施行されている法令により、ファンドは、当該四半期末日現在の純資産額に基づいて四半期毎に計算され、支払われる、年率0.01%の純資産額に対する年次税の対象となっている。

組入有価証券へのファンドの投資から生じる収益は、当該有価証券の発行国において源泉徴収される源泉税の対象となることがあり、かかる源泉税は必ずしも還付可能ではないことがある。

注9．分配金

管理会社は、サブ・ファンドの1口当たり純資産額を、その投資方針において特定した金額に維持するために必要な額の分配金を毎日宣言することを意図している。サブ・ファンドの発行済受益証券に関する分配金は、受益証券の支払日から（当日を含む。）当該受益証券の払戻日（当日を除く。）の年度について発生している。

毎月の最終取引日に、宣言・発生済（最終取引日の直前を含む当該日まで）および未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび／または受益者関係諸国の分配金について支払われる源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定されるサブ・ファンドの１口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつきサブ・ファンドの受益証券が発行される。

販売会社またはディーラーが受益者のために名義書換代行会社に指示を与える場合、再投資に代えて、小切手または銀行送金により、現金で上記最終取引日の翌取引日に支払われる。ただし、支払請求がなされた国において適用される外国為替管理法令に従うものとする。

注10. 報酬補償

ファンドにより管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および日本における代行協会員（以下「関係法人」という。）に支払われる報酬ならびにファンドにより他の取引相手方および／または業務提供者に対し支払われる報酬および費用は、ファンドの投資方針に詳述されるとおり、受益証券１口当たりの純資産価格を可能な限り一定に維持するため、関係法人間での書面による合意により、随時減額されることがある。かかる報酬補償は、2019年10月31日に終了した年度においては発生しなかった。

注11. 取引費用

2018年11月１日から2019年10月31日までの期間にファンドに発生した取引費用は、譲渡性のある証券、金融派生商品またはその他の適格資産の購入または買戻しに関連する。取引費用には、手数料、決済報酬、仲介報酬、保管取引報酬が含まれる。2018年11月１日から2019年10月31日までの年度に発生した取引費用は、46.86米ドルであった。

すべての取引費用が個別に識別可能なわけではない。

注12. 投資有価証券の売却に係る実現純損益の内訳

2019年10月31日に終了した年度における投資有価証券の売却に係る実現損益の内訳は、以下のとおり分析できる。

	米ドル
投資有価証券の売却に係る実現利益	11,025,971
投資有価証券の売却に係る実現損失	—
投資有価証券の売却に係る実現純損益合計	11,025,971

注13. 投資有価証券に係る未実現評価利益／損失の変動純額の内訳

2019年10月31日に終了した年度における投資有価証券に係る未実現評価利益／損失の変動額の内訳は、以下のとおり分析できる。

	2018年10月31日現在の未 実現評価利益／（損失） （米ドル）	2019年10月31日現在の未 実現評価利益／（損失） （米ドル）	2019年10月31日に終了し た年度の未実現評価利 益／損失の変動純額 （米ドル）
未実現評価利益	1,296,234	822,325	(473,909)
未実現評価（損失）	—	—	—
純額	1,296,234	822,325	(473,909)

注14. 後発事象

2020年1月以降、世界の金融市場はCOVID-19として知られる新型コロナウイルスの感染が拡大したことに起因する大幅な乱高下を経験しており、かかる乱高下は今後も続く可能性がある。COVID-19の発生は、旅行および国境における規制、検疫、サプライチェーンの混乱、消費者需要の減退ならびに市場全体の不確実性などを引き起こした。COVID-19の影響は、世界経済、特定の国の経済および個別の発行体に悪影響を及ぼしており、今後も及ぼす可能性があり、これらすべてがファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

外貨建マネー・マーケット・ファンド ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託 未監査情報

2019年10月31日に終了した会計年度

オルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）は、自らが運用する各オルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）の各会計年度について、AIFMD第22条および第23条に記載される一定の開示事項を含む年次報告書を縦覧に供しなければならない。以下に記載される開示事項は、監査済年次報告書には開示されていない上記AIFMDの要件を充足するために掲載されている。

I. AIFMの報酬方針

JFMLは、関連するステークホルダーにより定期的に更新され、また取締役会により最終的な確認を受けて承認された報酬方針を詳細に定めている。

報酬方針は、投資信託に関する2010年12月17日付法律（改正済）（以下「2010年法」という。）第15章に基づき権限を授与されている管理会社として、かつオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付法律（改正済）（以下「AIFM法」という。）（CSSF通達18/698により改正済）に基づき権限を授与されているAIFMとして、報酬に関する義務を充足するため、JFMLが遵守する必要がある法律上および規制上の要件ならびに関連する措置を定めている。管理会社は、2010年法のパートIおよびパートIIに基づく投資信託ならびにルクセンブルグの2007年2月13日付専門投資信託に関する法律（改正済）（以下「SIF法」という。）に基づき設定された専門投資信託（以下「SIF」という。）を管理している。また、管理会社は、1990年付アイルランド・ユニット・トラスト法に基づき設定されたユニット・トラストの管理会社およびAIFMであり、アイルランド中央銀行の認可を受けている。

当該方針は、報酬およびコーポレート・ガバナンスに関する欧州およびルクセンブルグの法律および規則の規定、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）に基づく、健全な報酬方針に関する2013年7月3日付ESMAガイドライン2013/232（以下「ESMAガイドライン」という。）、指令2009/65/EC（指令2014/91/EUにより改正済。）（以下「UCITS V指令」という。）およびAIFMDに基づく、健全な報酬方針に関するガイドラインの2016年3月31日付ESMA最終報告書2016/411（以下「最終報告書」という。）、ルクセンブルグの1993年4月5日付法律第4章の2におけるガバナンスの取決めおよび報酬方針の要件（「資本要件指令/CRD IV」（金融機関の活動へのアクセスならびに金融機関および投資会社の健全な監督に関する2013年6月26日付指令2013/36/EU）の条項を置き換えた2015年7月23日付法律により改正済。）を統合している。当該方針はまた、UCITS指令2016/575およびAIFMD2016/579およびCSSF通達18/698の適用要件に基づく健全な報酬方針に関するESMAガイドラインの条項も斟酌している。

これに伴い、特に、重要なリスクテイクヤーとして認定されたスタッフのため、報酬に関するすべての要件が分析された。これらの要件を充足するため、JFMLは、以下の要素を考慮に入れることを決定した。

- 小規模な組織（2019年10月31日現在においては9名の従業員）
- 認定されたスタッフの限定的な範囲（2019年10月31日現在においては5名の認定されたスタッフ）
- 運用におけるファンドの性格
- JFMLの管理するアンブレラの投資戦略における低い複雑性

AIFMD第22(e)条およびAIFMDレベル2規則の第107条の要件に基づき、JFMLの管理する全投資信託の資産のうちのAIFの純資産に対する割合で計算された、以下の報酬の定量的開示を参照されたい。

アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドについて、その2018年12月31日に終了した会計年度において、同社従業員に支払われた未監査の報酬総額は207,270.43米ドルに達し、外貨建マネー・マーケット・ファンドに割り当てられた。この定量的未監査報酬の情報は、2019年10月31日現在、外貨建マネー・マーケット・ファンドに従事した従業員が管理している全投資信託の資産から、外貨建マネー・マーケット・ファンドの資産に対する比例按分ベースで算出されている。

2018年12月31日に終了したA I F Mの会計年度において、J F M Lにより従業員に対して支払われた未監査の報酬総額は、117,059ユーロ（うち13,025ユーロを未払変動報酬が占める。）であった。J F M LよりA I F Mの認定されたスタッフに支払われた未監査の報酬総額は、67,206ユーロであった。かかる定量的未監査報酬の情報は、2018年12月31日現在、J F M Lが管理している全投資信託の資産から、A I Fの資産に対する比例按分ベースで算出されている。ポートフォリオ管理業務を委託された事業体の関連する認定されたスタッフの報酬は、A I FおよびJ F M Lのいずれもかかる委託を受けたスタッフに直接報酬を支払っていないため、上記の報酬の開示から除外されていることに留意されたい。

したがって、J F M Lの仕組みにとって適切な方法で関連規則に対応するため、人事部（以下「人事部」という。）は、J F M Lの取締役会とともに、すべての必要な報酬情報を準備した。すべての情報は、機密保持のために人事部に保管される。これらは、各投資家からの要請に応じた協議において利用できるように備置される。各要請は、J F M Lのコンダクティング・オフィサーにより予備的に審査される。

J F M Lレベルでの比例配分の適用に関して、以下の要件は、適用されない。

(i) 以下を含む認定された現地スタッフのための支払手続の要件

- a. 証券による変動報酬の支払
- b. 保有期間
- c. 繰延要件
- d. 事後のリスク要因の調整

(ii) J F M Lレベルで報酬委員会を設立する要件

II. リスク管理

A I F Mが採用するリスク管理システム

J F M Lが採用するリスク管理システムの3つの柱は、以下に詳述するとおり、恒久的リスク管理部門、リスク管理方針およびリスク管理手続である。

・恒久的リスク管理部門の役割

A I F Mのリスク管理部門は、ポートフォリオ管理部門を含む運用ユニットから機能的かつ階層的に独立しているものとみなされる。リスク管理部門は、リスク管理業務の監督を担当するA I F Mのコンダクティング・オフィサーに直接報告を行う。リスク管理部門の主要な責務は、以下のとおりである。

- (a) 各A I Fが晒されるまたは晒されることがある、各A I Fの投資戦略に関するすべてのリスクを継続的に確認、評価、管理および監視するため、有効なリスク管理方針および手続を遂行する。
- (b) 投資家に開示されたA I Fのリスク特性がリスク制限と整合するよう取り計らう。
- (c) リスク制限の遵守を監視し、A I Fのリスク特性がかかる制限と整合しないと考える場合またはリスク特性がかかる制限と整合しなくなるような重大なリスクが確認される場合、適時にA I F Mの管理機関に通知する。
- (d) A I F Mの管理機関に対し、A I FまたはA I F Mの業務の性質、規模および複雑性に対応した頻度で、以下について定期的な更新情報を提供する。

- (i) A I F M D第44条に基づくリスク制限および第23(4)(c)条に基づき投資家に開示されているA I Fのリスク特性の整合性および遵守状況

- (ii) 特に実際にまたは予想される不備があった場合、適切な是正措置がとられているかまたはとられる予定であることを示すリスク管理手続の適切性および有効性
- (e) 上級経営陣に対し、運用する各A I Fが晒されている現在のリスク水準の概要ならびに実際のおよび予想されるリスク制限の違反に関する定期的な更新情報を提供し、これにより迅速かつ適切な措置がとられるよう取り計らう。

・リスク管理方針

管理会社は、管理会社が運用するA I Fが晒されるまたは晒されることがあるすべてのリスクを見極める、適切かつ文書化されたリスク管理方針を確立し、実施し、また、維持している。リスク管理方針は、運用する各A I Fに重大な影響を及ぼすまたは及ぼす可能性のある市場リスク、信用リスク、取引相手方リスク、流動性リスクおよび業務リスクのために必要な手続で構成されている。リスク管理方針は、特に、(i) 一般のおよび例外的な流動性の条件下でA I Fの流動性リスクを評価および監視するための方法、手段および取決め（定期的に実施される流動性ストレステストの使用を含む。）、(ii) 管理会社におけるリスク管理に関する責任配分、(iii) 各A I Fについて設定されたリスク特性およびリスク制限、(iv) 恒久的リスク管理部門による報告の条件、内容、頻度および宛先、ならびに(v) その独立性を確保し、その職務によって生じる可能性のある利益相反を管理するための保護措置について詳述したものである。リスク管理方針は、定期的に更新され、J F M Lの取締役会により承認され、またC S S Fに少なくとも年に1度通知される。これを前提とし、現行のプロセスおよび手続に随時行われた変更は、A I Fまたはその投資家に影響を及ぼさなかった。

・リスク管理手順

リスク管理手順は、運用する各A I Fが晒されるまたは晒されることがあるすべての関連するリスクを適切に評価、管理および監視するために、J F M Lにおいて確立されかつ実施されたプロセス、測定、システムおよび手順に関する情報を説明することを目的としている。

これはC S S F通達18/698に従い、J F M Lの恒久的リスク管理部門により作成されており、リスク管理に関して慎重な監督を行うためのC S S Fに対する総合的な通知に相当するものである。そのため、C S S F通達の付属書Iに厳格に従っている。

リスク管理手順は、定期的に更新され、J F M Lの取締役会により承認され、またC S S Fに少なくとも年に1度通知される。これを前提とし、現行のプロセスおよび手続に随時行われた変更は、A I Fまたはその投資家に影響を及ぼさなかった。

流動性管理のための新たな取決めの対象となる資産

報告期間において、その非流動的な性質により特別な取決めの対象となっているA I Fの資産の比率は0%であった。

報告期間中、A I Fの流動性の管理に関する新たな取決めはなかった。

A I Fのリスク特性

報告期間の末日現在に適用のあるA I Fのリスク特性は、以下の表に要約されたとおりである。

ファンド名	主要な投資戦略	市場 リスク	信用 リスク	取引 相手方 リスク	流動性 リスク	オペレー ショナル・ リスク	評価 リスク
外貨建マネー・マーケット・ファンドー 米ドル・ポートフォリオ	短期公的 マネー・ マーケット商品	低	低	低	低	低	低

感応度の評価

最も関連のあるリスクに対する各A I Fのポートフォリオの感応度は、A I FMのリスク管理部門により定期的に評価される。A I FMは、A I Fが晒されているまたは晒される可能性があるリスク要因に対する感応度を評価するため広範な評価基準（とりわけDV01、修正デュレーション、CS01、WAMおよびWAL等を含む。）を用いる。

レバレッジ

サブ・ファンドは、現金または有価証券の借入れ、デリバティブ・ポジションに組み入れられたレバレッジを通じて、またはその他の手段を通じて、A I Fのエクスポージャーを高めるあらゆる手法としてA I FMにに基づき定義されている、レバレッジを生み出すことができる。A I FMは、A I FM規制第8条に規定されたコミットメント手法および同規制第7条に規定されたグロス手法に従い、各サブ・ファンドのエクスポージャーを算定する。したがって、2019年10月31日付（報告期間の最終日現在）で算定されたレバレッジ水準は、以下のとおりである。

ファンド名	コミットメント・レバレッジ (対NAV割合%)		グロス・レバレッジ (対NAV割合%)	
	コミットメント・ レバレッジ水準	上限	グロス・ レバレッジ水準	上限
外貨建マネー・マーケット・ ファンドー 米ドル・ポートフォリオ	100%	105	100%	120

報告期間中、コミットメント・レバレッジ割合の限度に変更が生じた。当該割合は125%から105%に低下し、2019年3月31日にCSSFに承認された目論見書に反映されている。

リスク制限

報告期間中、サブ・ファンドはいかなるリスク制限も超過しなかった。報告期間末日現在、予見可能な将来において、いかなるリスク制限も超過される可能性が高いとはみなされなかった。

S F T Rに関連する開示

報告期間中、以下の範囲内において、証券金融取引および転換の透明性に関して規則（E U）648／2012を修正する2015年11月25日の規則（E U）2015／2365（以下「S F T R」という。）の範囲に該当する取引に参与しているサブ・ファンドはない。

- （i）トータル・リターン・スワップ取引を行っていない。
- （ii）S F T R第3(11)条に規定する証券金融取引（レポ取引、証券貸借取引もしくは商品貸借取引、バイ・セルバック取引もしくはセル・バイバック取引またはマージン・レンディング取引を含む。）を行っていない。
- （iii）担保付契約に基づき受領したいかなる金融商品の転換も行っていない。

重要な変更

2019年10月31日に終了した報告期間において、A I F M D第23条に記載された情報に重要な変更はなかった。

③【投資有価証券明細表等】

外貨建マネー・マーケット・ファンド
ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託
外貨建マネー・マーケット・ファンドー米ドル・ポートフォリオ
投資有価証券明細表
2019年10月31日現在

通貨	数量／額面	銘柄	取得原価 (米ドル)	時価 (米ドル)	対純資 産比率
<u>公定証券取引所に認められた、および／または 他の規制市場で取引された譲渡可能証券</u>					
コマーシャル・ペーパー					
ドイツ					
米ドル	25,000,000	FMS WERTMANAGEMENT (USD) CP 08/01/20	24,876,034	24,907,026	4.51%
米ドル	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 05/11/19	24,862,126	24,992,507	4.52%
米ドル	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 06/11/19	24,913,460	24,991,488	4.52%
米ドル	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 09/12/19	24,874,247	24,946,106	4.51%
米ドル	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 10/02/20	24,847,190	24,873,279	4.50%
米ドル	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 11/03/20	24,812,993	24,837,599	4.49%
米ドル	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 12/02/20	24,788,246	24,856,063	4.50%
米ドル	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 12/11/19	24,958,043	24,985,192	4.52%
米ドル	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 16/03/20	24,811,248	24,830,987	4.49%
米ドル	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 19/02/20	24,785,113	24,844,102	4.50%
米ドル	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 21/01/20	24,881,729	24,894,584	4.50%
米ドル	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 24/01/20	24,882,045	24,891,020	4.50%
米ドル	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 25/11/19	24,874,646	24,966,661	4.52%
米ドル	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 28/01/20	24,884,894	24,888,647	4.50%
米ドル	25,000,000	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG FOERDERBANK (USD) CP 16/01/20	24,876,034	24,896,246	4.51%
ドイツ合計			<u>372,928,048</u>	<u>373,601,507</u>	<u>67.59%</u>
国際的機関					
米ドル	25,000,000	EUROFIMA (USD) CP 15/01/20	24,884,907	24,902,811	4.51%
米ドル	25,000,000	EUROPEAN INVESTMENT BANK (USD) CP 07/11/19	24,858,500	24,989,462	4.52%
国際的機関合計			<u>49,743,407</u>	<u>49,892,273</u>	<u>9.03%</u>
コマーシャル・ペーパー合計			<u>422,671,455</u>	<u>423,493,780</u>	<u>76.62%</u>
公定証券取引所に認められた、および／または 他の規制市場で取引された譲渡可能証券合計			<u>422,671,455</u>	<u>423,493,780</u>	<u>76.62%</u>
投資合計			<u>422,671,455</u>	<u>423,493,780</u>	<u>76.62%</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド
ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託
外貨建マネー・マーケット・ファンドー米ドル・ポートフォリオ
投資有価証券の地域別分類
2019年10月31日現在

	対純資産比率
ドイツ	67.59%
国際的機関	9.03%
合計	76.62%

投資有価証券の業種別分類
2019年10月31日現在

	対純資産比率
銀行	63.08%
国際的銀行	9.03%
多角的金融サービス	4.51%
合計	76.62%

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of net assets as at October 31, 2019

		Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio
	Notes	USD
Assets		
Investments in securities at market value	2.2	423,493,780
Cash at banks		130,065,362
Prepaid expenses		1,501
Other assets		28
Total Assets		553,560,671
Liabilities		
Management Company fees and AIFM fees payable	4	86,880
Investment Management fees payable	5	222,935
Professional fees payable		15,914
Depositary fees payable	6	59,080
Distributors fees payable	7	434,394
Subscription tax payable	8	4,236
Other liabilities		6,317
Total Liabilities		829,756
Net Asset Value at the end of the year		552,730,915
Number of units outstanding		55,273,091,508
Net Asset Value per unit		USD 0.01

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Gaikadate Money Market Fund

A Luxembourg Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2019

Gaikadate Money Market Fund -
US Dollar Portfolio

	Notes	USD
Net Asset Value at the beginning of the year		513,448,380
INCOME		
Bank interest		32
Interest on time deposits		2,647,791
Total Income		2,647,823
EXPENSES		
Management Company fees and AIFM fees	4	335,762
Investment Management fees	5	871,195
Distributors fees	7	1,678,802
Professional fees		125,221
Depository fees	6	229,646
Subscription tax	8	55,736
Other expenses		175,380
Total Expenses		3,471,742
Net investment income/(loss)		(823,919)
Net realised gain/(loss):		
- on sales of investments	12	11,025,971
- on foreign currencies	2.3	(21)
Net realised gain/(loss) for the year		11,025,950
Change in net unrealised appreciation/depreciation:		
- on investments	13	(473,909)
Change in net unrealised appreciation/depreciation for the year		(473,909)
Increase/(decrease) in net assets as a result of operations		9,728,122
Subscriptions		760,578,721
Redemptions		(721,296,186)
Dividends paid	9	(9,728,122)
Net Asset Value at the end of the year		552,730,915

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Gaikadate Money Market Fund**A Luxembourg Mutual Investment Umbrella Fund****Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio****Statistical information**

		October 31, 2019	October 31, 2018	October 31, 2017
Net Asset Value	USD	552,730,915	513,448,380	540,310,290
Number of units outstanding		55,273,091,508	51,344,838,036	54,031,028,993
Net Asset Value per unit	USD	0.01	0.01	0.01

Gaikadate Money Market Fund**A Luxembourg Mutual Investment Umbrella Fund**

Notes to the financial statements as at October 31, 2019**Note 1 - Organisation**

Gaikadate Money Market Fund (the “Fund”) is an open-ended mutual investment umbrella fund (“Fonds Commun de Placement”) regulated by the provisions of part II of the Luxembourg law of December 17, 2010 (the “2010 Law”), as amended, and the law of July 12, 2013 on Alternative Investment Fund Managers (the “AIFM Law”). The Gaikadate Money Market Fund qualifies as a money market fund (“MMF”) and falls under the scope of the Regulation (EU) 2017/1131 of the European Parliament and of the Council of June 14, 2017 on money market funds (the “MMF Regulation”, the “MMFR”).

Under MMFR framework, all existing MMFs such as Gaikadate Money Market Fund have to comply with all the new requirements introduced by MMFR (including, inter alia, obligations pertaining to Valuation, Portfolio Rules, Assets Eligibility, Internal Credit Quality Assessment procedure, Know Your Customer Policy and Stress Testing Policy) and submit an application to their national competent authority (i.e. the CSSF (“Commission de Surveillance du Secteur Financier”) for Luxembourg-domiciled Funds) for authorisation under the MMFR by January 21, 2019.

Following the CSSF approval effective on March 31, 2019, Gaikadate Money Market Fund is qualified as a Short-Term MMF structured as Public Debt Constant Net Asset Value MMF (“Public Debt CNAV MMF”). On February 28, 2019, all existing Unitholders have been duly notified of the material changes resulting from the MMF Regulation.

The Fund is managed by Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. (“JFML”), a management company incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg, having its registered office at 1B, Rue Gabriel Lippmann L-5365 Munsbach. JFML is registered with the Luxembourg register of commerce and companies under number B 46 632 and authorised to act as the Alternative Investment Fund Manager (AIFM) of the Fund in accordance with Chapter 2 of the AIFM Law. Since July 2014, the AIFM's share capital amounted to EUR 2,500,000.

The Fund is managed in accordance with the management regulations of the Fund (the “Management Regulations”) which became effective on October 8, 1997 and were published on November 10, 1997 in the Mémorial C, Recueil des Sociétés et Associations (the “Mémorial”). Notices of amendments to the Management Regulations were published in the Mémorial on September 18, 2014. The latest consolidated Management Regulations became effective on March 31, 2019 and are on file with the Luxembourg Business Registers, where they may be inspected and copies obtained.

Gaikadate Money Market Fund**A Luxembourg Mutual Investment Umbrella Fund**

Notes to the financial statements as at October 31, 2019 (continued)

Note 1 - Organisation (continued)

In accordance with the Luxembourg Law of May 27, 2016, the Fund is registered with the Luxembourg Trade and Company Register under the number K164.

As of October 31, 2019, Gaikadate Money Market Fund, which has been created for an undetermined period, has one Sub-Fund:

Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio, launched on October 9, 1997.

Note 2 - Summary of significant accounting policies

2.1 Presentation of financial statements

The financial statements are presented in accordance with Luxembourg regulations relating to undertakings for collective investment.

2.2 Valuation of investments

The Sub-Fund's portfolio securities are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortization to maturity of any discount or premium regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Fund would receive if it sold the instrument. The Sub-Fund's portfolio holdings is monitored by or under the direction of the AIFM to determine whether a deviation exists between the Net Asset Value calculated using market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to investors, the AIFM will take corrective action as specified in the prospectus of the Fund.

2.3 Translation of foreign currencies

Assets and liabilities denominated in currencies other than the Sub-Fund's currency are translated into that currency at the exchange rates prevailing at year-end. Income and expenses denominated in currencies other than the Sub-Fund's currency are translated at the exchange rates prevailing at the transaction date.

Gaikadate Money Market Fund**A Luxembourg Mutual Investment Umbrella Fund**

Notes to the financial statements as at October 31, 2019 (continued)

Note 2 - Summary of significant accounting policies (continued)

2.3 Translation of foreign currencies (continued)

The cost of securities denominated in currencies other than the Sub-Fund's currency is translated at the exchange rate prevailing at purchase date.

Gains and losses on foreign exchange transactions are recognised in the statement of operations and changes in net assets determining the result for the year.

Note 3 - Exchange rates

The following exchange rate has been used as at October 31, 2019:

1 JPY = 0.00919 USD

Note 4 - Management Company fees and AIFM fees

The AIFM is entitled to a management fee payable quarterly out of the assets of the Sub-Fund at a maximum annual rate of 0.06 per cent of the average of the daily net asset values during the relevant quarter, with a minimum of USD 5,500 per quarter.

This fee described above may be changed from time to time by a written agreement between the parties concerned as described in the prospectus.

Note 5 - Investment Management fees

The Investment Manager is entitled to receive an investment management fee out of the assets of the Sub-Fund calculated quarterly based on the average daily aggregate net asset values of the Sub-Fund during the relevant quarter and payable in USD quarterly in arrears:

- up to USD 200 million:	0.18% p.a.
- over USD 200 million and up to USD 500 million:	0.15% p.a.
- over USD 500 million and up to USD 2 billion:	0.10% p.a.
- over USD 2 billion:	0.09% p.a.

Those fees described above may be changed from time to time by a written agreement between the parties concerned as described in the prospectus.

Gaikadate Money Market Fund**A Luxembourg Mutual Investment Umbrella Fund**

Notes to the financial statements as at October 31, 2019 (continued)

Note 6 - Depositary fees

The Depositary is entitled to receive a Depositary fee at a maximum annual rate of 0.032% and a supervisory and monitoring fee at a maximum annual rate of 0.008% of the average of the daily net assets of the Sub-Fund payable quarterly. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of a Fund is entrusted, are borne by such Sub-Fund.

Those fees described above may be changed from time to time by a written agreement between the parties concerned as described in the prospectus.

Note 7 - Distributors fees

Each distributor in Japan is entitled to a fee at a maximum annual rate of 0.30% of the average of the daily net assets of the Sub-Fund payable quarterly. Allocation among the distributors is decided based on the average of daily outstanding balance of units of the Sub-Fund during the relevant quarter sold by such distributors.

This fee described above may be changed from time to time by a written agreement between the parties concerned as described in the prospectus.

Note 8 - Subscription tax

The Fund is subject to Luxembourg law with respect to its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a “Taxe d'abonnement” on its net asset value at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly on the basis of the net assets at the end of the relevant quarter.

Income derived from the Fund's investments in securities held may be subject to withholding taxes withheld at source in the countries of the issuers of such securities and which may not always be recoverable.

Gaikadate Money Market Fund**A Luxembourg Mutual Investment Umbrella Fund**

Notes to the financial statements as at October 31, 2019 (continued)**Note 9 - Dividends**

The AIFM intends to declare daily dividends in an amount necessary to maintain the Sub-Fund's net assets per unit at the amount specified in its investment policy. The dividends in respect of the units of the Sub-Fund issued are accrued during the year from (and including) the payment date of the units up to (but excluding) the repayment date of such units.

On the last Dealing Day in each month all dividends declared, accrued (up to and including the day immediately preceding the last Dealing Day) and not yet paid (after deducting withholding and other taxes required to be paid (if any) in Luxembourg and/or countries of unitholders in respect of dividends), are automatically reinvested against issue of further units of the Sub-Fund at the net assets per unit of the Sub-Fund determined on the Dealing Day preceding the aforesaid last Dealing Day.

If the Distributor or Selling Dealer, on behalf of the unitholder, has so indicated to the Transfer Agent, dividends instead are paid in cash on the next Dealing Day following the aforesaid last Dealing Day by check or bank transfer, subject to applicable foreign exchange regulations applicable in the country where the payment has been requested to be made.

Note 10 - Fees compensation

The fees paid by the Fund to the AIFM, the Investment Manager, the Depositary and the Agent Securities Company in Japan (the "Parties") as well as the fees and expenses paid by the Fund to other counterparties and/or service providers may, by written agreement between the Parties, be reduced from time to time in order to maintain to the extent possible a constant Net Asset Value per Unit as more fully described in the investment policy of the Fund. Such fee compensation did not occur for the year ended October 31, 2019.

Note 11 - Transaction Costs

The transaction costs incurred by the Fund from November 1, 2018 to October 31, 2019 relate to the purchase or sale of transferable securities, derivatives or other eligible assets.

Transaction costs include commission costs, settlement fees, broker fees and custody transaction fees. Transaction costs incurred for the year from November 1, 2018 to October 31, 2019 is USD 46.86.

Not all transaction costs are separately identifiable.

Gaikadate Money Market Fund

A Luxembourg Mutual Investment Umbrella Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2019 (continued)

Note 12 - Details of the net realised gains/losses on sales of investments

Realised gain/(loss) on sales of investments for the year ended October 31, 2019 can be analysed as follows:

	USD
Realised gain on sales of investments	11,025,971
Realised (loss) on sales of investments	-
Net realised gain/(loss) on sales of investments	11,025,971

Note 13 - Details of the change in unrealised appreciation/depreciation on investments

Change in unrealised appreciation/depreciation on investments for the year ended October 31, 2019 can be analysed as follows:

	Unrealised appreciation/ (depreciation) as at October 31, 2018 USD	Unrealised appreciation/ (depreciation) as at October 31, 2019 USD	Change in unrealised appreciation/depreciation for the year ended October 31, 2019 USD
Unrealised appreciation	1,296,234	822,325	(473,909)
Unrealised (depreciation)	-	-	-
Net	1,296,234	822,325	(473,909)

Note 14 - Subsequent events

Beginning in January 2020, global financial markets have experienced and may continue to experience significant volatility resulting from the spread of a novel coronavirus known as COVID-19. The outbreak of COVID-19 has resulted in travel and border restrictions, quarantines, supply chain disruptions, lower consumer demand and general market uncertainty. The effects of COVID-19 have and may continue to adversely affect the global economy, the economies of certain nations and individual issuers, all of which may negatively impact the Fund's performance.

Gaikadate Money Market Fund**A Luxembourg Mutual Investment Umbrella Fund**

Unaudited information

For the financial year ended October 31, 2019

The Alternative Investment Fund Manager (“AIFM”) is required to make available an Annual Report, for each financial year of each Alternative Investment Fund (“AIF”) it manages, containing certain disclosures set forth in Articles 22 and 23 of the AIFMD. The disclosures set out below are included to meet the aforementioned AIFMD requirements that have not been disclosed in the Audited Annual Report.

I. Remuneration Policy of the AIFM

JFML has elaborated a Remuneration Policy which is regularly updated by relevant stakeholders and ultimately reviewed and approved by the Board of Directors.

The Remuneration Policy sets out the legal and regulatory requirements, as well as the related actions, which JFML has to comply with in order to meet its obligations, in the area of remuneration as management company authorised under Chapter 15 of the Law of December 17, 2010 relating to undertakings for collective investment, as amended (the “Law of 2010”) and as an AIFM authorised under the law of July 12, 2013 relating to alternative investment fund managers, as amended (the “AIFM Law”), as amended by the CSSF Circular 18/698. The Management Company manages undertakings for collective investment subject to Part I and Part II of the Law of 2010 as well as specialised investment funds (“SIF”) set-up under the Luxembourg law of February 13, 2007 on specialised investment funds, as amended (the “SIF Law”). In addition, the Management Company acts as Manager and AIFM for unit trusts established under the Irish Unit Trusts Act of 1990 and authorized by the Central Bank of Ireland.

The Policy integrates the provisions of the European and Luxembourg laws and regulations related to remuneration and corporate governance, the ESMA Guidelines 2013/232 of July 3, 2013 on sound remuneration policies (the “ESMA Guidelines”) under the Directive 2011/61/EU of the European Parliament and of the Council of June 8, 2011 on alternative investment fund managers (the “AIFMD”), the ESMA final report 2016/411 of March 31, 2016 on the guidelines on sound remuneration policies (the “ESMA Final Report”) under Directive 2009/65/EC, as amended by Directive 2014/91/EU (the “UCITS V Directive”) and the AIFMD and the requirements on governance arrangements and remuneration policies of Chapter 4bis of the law of April 5, 1993, as amended by the law of July 23, 2015 transposing the “Capital Requirements Directive/CRD IV” (Directive 2013/36/EU of June 26, 2013 on access to the activity of credit institutions and the prudential supervision of credit institutions and investment firms) in Luxembourg law. The Policy also takes into account provisions of the ESMA Guidelines on sound remuneration policies under the UCITS Directive 2016/575 and under the AIFM 2016/579 as well as the applicable requirements of the CSSF Circular 18/698.

Gaikadate Money Market Fund**A Luxembourg Mutual Investment Umbrella Fund**

Unaudited information (continued)

As such, all requirements in terms of remuneration have been analyzed, especially for the staff identified as material risk takers. In order to comply with these requirements JFML has decided to take into account the following parameters:

- Low-size organization (9 employees as at October 31, 2019)
- Limited perimeter of Identified Staff: 5 identified staffs as at October 31, 2019
- Nature of the funds under management
- Low complexity of the investment strategies of the umbrellas governed by JFML

As required by Article 22(e) of the AIFMD and Article 107 of the AIFMD Level 2 Regulation, please find below the quantitative remuneration disclosure calculated in proportion of the net assets of the AIF out of the assets of all the funds under the governance of JFML.

For Asset Management One International Ltd. and for its fiscal year ended December 31, 2018, the aggregate unaudited gross remuneration paid by the entity to its staff amounted to USD 207,270.43, allocated to Gaikadate Money Market Fund. This quantitative unaudited remuneration information was done on a prorated basis for the part of the Gaikadate Money Market Fund's assets out of the assets of all the funds, which are managed by staff allocated to Gaikadate Money Market Fund as at October 31, 2019.

For the AIFM fiscal year ended December 31, 2018, the aggregate unaudited gross remuneration paid by JFML to its staff amounted to EUR 117,059 (of which EUR represented the accrued variable remuneration EUR 13,025). The aggregate unaudited total remuneration paid by JFML to the AIFM Identified Staff amounted to EUR 67,206. This quantitative unaudited remuneration information was done on a prorated basis for the part of the AIF's assets out of the assets of all the funds which are managed by JFML as at December 31, 2018. It is worth noting that the remuneration of the relevant identified staff of the entity to whom the portfolio management function has been delegated is excluded from the above-mentioned remuneration disclosures as neither the AIF nor JFML paid any remuneration directly to any staff of such delegate.

Thus, to comply with the relevant regulations in a manner that is appropriate to the structure of JFML, the Human Resources Department (“HR Department”) with JFML Board of Directors have prepared all required remuneration information. All information is kept within the HR Department for confidentiality reasons. It will be made available for consultation upon request of any investor. Each request will be preliminary screened by the Conducting Officers of JFML.

Gaikadate Money Market Fund**A Luxembourg Mutual Investment Umbrella Fund**

Unaudited information (continued)

Under the application of proportionality at the level of JFML, the following requirements may not be applied:

- (i) the requirements on pay-out processes for local Identified Staff including:
 - a. the payment of variable remuneration in instruments;
 - b. the retention periods;
 - c. the deferral requirements; and
 - d. the ex-post risk adjustment.
- (ii) the requirement to establish a remuneration committee at the level of JFML.

II. Risk Management**Risk Management Systems employed by the AIFM**

The three pillars of the Risk Management Systems employed by JFML are the permanent Risk management function, the Risk Management Policy and the Risk Management Procedure as detailed underneath.

- Role of the permanent Risk management function

The risk management function of the AIFM is considered as functionally and hierarchically separated from the operating units, including the portfolio management function. The risk management function reports directly to the Conducting Officer of the AIFM in charge of supervising the risk management activities. The main responsibilities of the risk management function are to:

- (a) implement effective risk management policies and procedures in order to identify, measure, manage and monitor on an ongoing basis all risks relevant to each AIF's investment strategy to which each AIF is or may be exposed;
- (b) ensure that the risk profile of the AIF disclosed to investors is consistent with the risk limits;
- (c) monitor compliance with the risk limits and notify the AIFM's governing body in a timely manner when it considers the AIF's risk profile inconsistent with these limits or sees a material risk that the risk profile will become inconsistent with these limits;
- (d) provide the following regular updates to the governing body of the AIFM at a frequency which is in accordance with the nature, scale and complexity of the AIF or the AIFM's activities:

Gaikadate Money Market Fund**A Luxembourg Mutual Investment Umbrella Fund**

Unaudited information (continued)

- (i) the consistency between and compliance with the risk limits set in accordance with Article 44 and the risk profile of the AIF as disclosed to investors in accordance with Article 23(4)(c) of the AIFMD;
- (ii) the adequacy and effectiveness of the risk management process, indicating in particular whether appropriate remedial measures have been or will be taken in the event of any actual or anticipated deficiencies;
- (e) provide regular updates to the senior management outlining the current level of risk incurred by each managed AIF and any actual or foreseeable breaches of any risk limits, so as to ensure that prompt and appropriate action can be taken.

- Risk Management Policy

The AIFM has established, implemented and maintains an adequate and documented Risk Management Policy which identifies all the relevant risks to which the AIFs it manages are or may be exposed. The Risk Management Policy comprises necessary procedures to enable for each managed AIF its exposure to market risk, credit risk, counterparty risk, liquidity risk and operational risk, which are or could be material. The Risk Management Policy details, inter alia, (i) the techniques, tools and arrangements that enable liquidity risk of the AIF to be assessed and monitored under normal and exceptional liquidity conditions including through the use of regularly conducted liquidity stress tests; (ii) the allocation of responsibilities within the AIFM pertaining to risk management; (iii) the risk profiling and the risk limits set up for each AIF; (iv) the terms, contents, frequency and addressees of reporting by the permanent risk management function and (v) a description of the safeguards in place to ensure its independency and manage any potential conflict of interest arising from its duties. The Risk Management Policy is regularly updated, approved by the Board of Directors of JFML and communicated at least annually to the CSSF. This said, any amendments made from time to time on processes and procedures in place had no impact on the AIF or its investor(s).

Gaikadate Money Market Fund**A Luxembourg Mutual Investment Umbrella Fund**

Unaudited information (continued)**- Risk Management Procedure**

The Risk Management Procedure aims at describing information related to the processes, measurements, systems, and procedures established and implemented at JFML so as to assess, manage and monitor adequately all the relevant risks to which each managed AIF is or may be exposed. It has been drafted by the Permanent Risk Management Function of JFML in accordance with the CSSF Circular 18/698, this document represents a synthetic communication vis-à-vis the CSSF that is used to perform its prudential supervision in regards to risk management. Hence its strict abidance by the Annex I of the CSSF Circular.

The Risk Management Procedure is regularly updated, approved by the Board of Directors of JFML and communicated at least annually to the CSSF. This said, any amendments made from time to time on processes and procedures in place had no impact on the AIF or its investor(s).

Assets subject to new arrangements for managing the liquidity

During the reporting period, the percentage of the AIFs' assets which are subject to special arrangements arising from their illiquid nature was 0%.

During the reporting period there were no new arrangements for managing the liquidity of the AIF.

Risk profile(s) of the AIF(s)

The risk profile of the AIF applicable as at the end of the reporting period is summarized in the below table:

Fund name(s)	Main Investment Strategy	Market risk	Credit risk	Counterparty risk	Liquidity risk	Operational risk	Valuation risk
Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio	Short-Term Public Money Market Instruments	Low	Low	Low	Low	Low	Low

Sensitivity measures

The sensitivity of each AIFs' portfolio to the most relevant risks is regularly assessed by the risk management function of the AIFM. The AIFM uses a large wide of measures to gauge sensitivity to risk factors that AIF(s) is/are or could be exposed to (including, inter alia, DV01, Modified Duration, CS01, WAM, WAL, etc.).

Gaikadate Money Market Fund**A Luxembourg Mutual Investment Umbrella Fund****Unaudited information (continued)****Leverage**

The Sub-Fund may generate leverage as defined under AIFMD as any method by which the exposure of an AIF increases whether through borrowing of cash or securities, leverage embedded in derivative positions or by any other means. The AIFM calculates the exposure of each Sub-Fund in accordance with the commitment method as set out in Article 8 and the gross method as set out in Article 7 of the AIFM Regulation. Accordingly, the level of leverage calculated as at October 31, 2019 (as at the end of the reporting period) is as follows:

Fund name(s)	Commitment Leverage (in NAV%)		Gross Leverage (in NAV%)	
	Commitment Leverage Level	Max limit	Gross Leverage Level	Max limit
Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio	100%	105	100%	120

An amendment to the limit of commitment leverage ratio occurred during the reporting period. The latter went down from 125% to 105% and was reflected into the prospectus as approved by the CSSF on March 31, 2019.

Risk limits

During the reporting period, no risk limit was exceeded by any Sub-Fund. As at the end of the reporting period, no risk limit was deemed to be likely to be exceeded in a foreseeable future.

SFTR-related disclosure

During the reporting period, the Sub-Fund has not engaged into transactions falling under the scope of the Regulation (EU) 2015/2365 of November 25, 2015 on transparency of Securities Financing Transactions and of Reuse and amending Regulation (EU) No 648/2012 (“SFTR”) to the extent that it:

- i. Did not trade any Total Return Swap;
- ii. Did not enter into any Securities Financing Transactions in the meaning of Article 3(11) of SFTR (including a repurchase transaction, securities or commodities lending and securities or commodities borrowing, a buy-sell back transaction or sell-buy back transaction or a margin lending transaction); and
- iii. Did not reuse any financial instruments received under a collateral arrangement.

Gaikadate Money Market Fund**A Luxembourg Mutual Investment Umbrella Fund**

Unaudited information (continued)**Material changes**

No material changes in the information listed in Article 23 of AIFMD occurred during the reporting period ended on October 31, 2019.

Gaikadate Money Market Fund

A Luxembourg Mutual Investment Umbrella Fund

Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio

Statement of investments as at October 31, 2019

Currency	Quantity/ Nominal	Description	Cost USD	Market Value USD	% of Net Asset Value
<u>Transferable securities admitted to an official stock exchange and/or dealt in on another regulated market</u>					
Commercial Papers					
<i>Germany</i>					
USD	25,000,000	FMS WERTMANAGEMENT (USD) CP 08/01/20	24,876,034	24,907,026	4.51%
USD	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 05/11/19	24,862,126	24,992,507	4.52%
USD	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 06/11/19	24,913,460	24,991,488	4.52%
USD	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 09/12/19	24,874,247	24,946,106	4.51%
USD	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 10/02/20	24,847,190	24,873,279	4.50%
USD	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 11/03/20	24,812,993	24,837,599	4.49%
USD	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 12/02/20	24,788,246	24,856,063	4.50%
USD	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 12/11/19	24,958,043	24,985,192	4.52%
USD	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 16/03/20	24,811,248	24,830,987	4.49%
USD	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 19/02/20	24,785,113	24,844,102	4.50%
USD	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 21/01/20	24,881,729	24,894,584	4.50%
USD	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 24/01/20	24,882,045	24,891,020	4.50%
USD	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 25/11/19	24,874,646	24,966,661	4.52%
USD	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 28/01/20	24,884,894	24,888,647	4.50%
USD	25,000,000	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG FOERDERBANK (USD) CP 16/01/20	24,876,034	24,896,246	4.51%
Total Germany			372,928,048	373,601,507	67.59%
<i>Supranational</i>					
USD	25,000,000	EUROFIMA (USD) CP 15/01/20	24,884,907	24,902,811	4.51%
USD	25,000,000	EUROPEAN INVESTMENT BANK (USD) CP 07/11/19	24,858,500	24,989,462	4.52%
Total Supranational			49,743,407	49,892,273	9.03%
Total Commercial Papers			422,671,455	423,493,780	76.62%
Total Transferable securities admitted to an official stock exchange and/or dealt in on another regulated market			422,671,455	423,493,780	76.62%
Total investments			422,671,455	423,493,780	76.62%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Gaikadate Money Market Fund**A Luxembourg Mutual Investment Umbrella Fund****Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio****Geographical classification of investments as at October 31, 2019**

	% of Net Assets
Germany	67.59%
Supranational	9.03%
Total	76.62%

Economic classification of investments as at October 31, 2019

	% of Net Assets
Banks	63.08%
Supranational Bank	9.03%
Diversified Financial Services	4.51%
Total	76.62%

（２）【2018年10月31日終了年度】

①【貸借対照表】

外貨建マネー・マーケット・ファンド

ルクセンブルグ籍契約型投資信託

純資産計算書

2018年10月31日現在

（単位：米ドル）

外貨建マネー・マーケット・ファンドー 米ドル・ポートフォリオ			
	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券時価評価額	2.2	423,190,300	46,153,134
投資有価証券取得原価		421,894,066	46,011,767
現金預金		91,045,271	9,929,397
前払費用		1,685	184
資産合計		514,237,256	56,082,715
負債			
未払管理報酬およびA I F M報酬	4	80,471	8,776
未払投資運用報酬	5	210,027	22,906
未払専門家報酬		30,502	3,327
未払保管報酬	6	55,150	6,015
未払販売会社報酬	7	402,357	43,881
未払発行税	8	4,133	451
その他の未払金		6,236	680
負債合計		788,876	86,035
期末現在純資産総額		513,448,380	55,996,680
発行済受益証券		51,344,838,036 口	
1口当たり純資産価格		0.01 米ドル	1 円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

外貨建マネー・マーケット・ファンド
ルクセンブルグ籍契約型投資信託
運用および純資産変動計算書
 2018年10月31日終了年度
 （単位：米ドル）

外貨建マネー・マーケット・ファンド－ 米ドル・ポートフォリオ			
	注	米ドル	千円
期首現在純資産額		540,310,290	58,926,240
収益			
定期預金利息		2,795,230	304,848
収益合計		2,795,230	304,848
費用			
管理報酬およびA I F M報酬	4	331,620	36,166
投資運用報酬	5	858,631	93,642
販売会社報酬	7	1,658,099	180,832
専門家報酬		89,032	9,710
保管報酬	6	227,270	24,786
発行税	8	55,130	6,012
その他の費用		125,305	13,666
費用合計		3,345,087	364,815
投資純損失		(549,857)	(59,967)
投資有価証券売却に係る実現純利益	12	7,586,764	827,412
当期実現純利益		7,586,764	827,412
投資有価証券に係る未実現評価利益／損失の変動純額	13	446,194	48,662
運用による純資産の増加		7,483,101	816,107
受益証券発行による収益		786,714,571	85,799,091
受益証券買戻費用		(813,576,481)	(88,728,651)
		(26,861,910)	(2,929,560)
宣言された分配金	9	(7,483,101)	(816,107)
期末現在純資産総額		513,448,380	55,996,680

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド
ルクセンブルグ籍契約型投資信託
統計情報

	2018年10月31日終了年度		2017年10月31日終了年度		2016年10月31日終了年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
外貨建マネー・ マーケット・ ファンドー 米ドル・ポート フォリオ						
期末現在発行済 受益証券口数	51,344,838,036	口	54,031,028,993	口	58,292,959,285	口
期末現在純資産 総額	513,448,380	55,996,680	540,310,290	58,926,240	582,929,593	63,574,301
期末現在受益証 券1口当たり純 資産価格	0.01	1 円	0.01	1 円	0.01	1 円

外貨建マネー・マーケット・ファンド**ルクセンブルグ籍契約型投資信託****財務書類に対する注記**

2018年10月31日現在

注1. 概況

外貨建マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグの2010年12月17日法（改正済）（以下「UCI法」という。）のパートIIおよびオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日の法律（以下、本注記において「AIFM法」という。）の規定により規制されるオープン・エンドの契約型アンブレラ・ファンド（以下「契約型投資信託」という。）である。ファンドは、CESR-10-049に定義される短期マネー・マーケット・ファンドとして運用される。

ファンドは、ルクセンブルグ法に基づき設立され、ミュンスバッハ L-5365、ガブリエル・リップマン通り 1 Bに登記上の事務所を有する管理会社であるジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「JFML」という。）によって管理・運用される。JFMLは、ルクセンブルグの商業・会社登記簿においてB46 632番として登録され、AIFM法第2章に基づきファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）として行為する権限を付与されている。2014年7月以降、管理会社の資本金は2,500,000ユーロであった。

ファンドは、1997年10月8日に効力を発生し、1997年11月10日にメモリアル C ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン紙（以下「メモリアル」という。）に公告されたファンドの約款（以下「約款」という。）に従って管理・運用される。約款の変更に関する通知は、メモリアルにおいて、2014年9月18日に公告された。2017年3月31日に効力を生じた直近の総合約款は、ルクセンブルグの商業登記簿（Luxembourg Business Registers）に届出が行われており、閲覧および複製を入手することができる。

管理会社の目的は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）としてAIFM法に従いオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）のために行為することおよびUCITSの管理会社として譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）のためにUCI法に従い行為することである。

ルクセンブルグの2016年5月27日法に従って、ファンドは、ルクセンブルグの商業・会社登記簿においてK164番として登録されている。

2018年10月31日現在、外貨建マネー・マーケット・ファンドは、存続期限の定めなく設立されており、1つのサブ・ファンドを有している。

外貨建マネー・マーケット・ファンドー米ドル・ポートフォリオ、1997年10月9日付で運用開始

注2. 重要な会計方針**2.1 財務書類の表示**

本財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの規則に従って作成されている。

2.2 有価証券への投資

サブ・ファンドの組入証券は、これら有価証券の均等償却法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額がファンドが証券を売却した場合

に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。サブ・ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と均等償却法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に監視される。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者にもたらす可能性のある乖離が存在すると判定された場合、管理会社は、ファンドの英文目論見書に記載される調整的措置を行う。

2.3 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日における実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての投資有価証券の取得原価は、購入日における実勢為替レートで換算されている。

外国為替取引における利益および損失は、当期の損益を決定する運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

注3．為替レート

2018年10月31日現在の以下の為替レートが使用されている。

1 日本円 = 0.00889米ドル

注4．管理報酬およびA I F M報酬

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、四半期毎に当該四半期中の日々の平均純資産総額の最大年率0.06%で支払われる管理報酬（四半期毎に最低5,500米ドル）を受領する権利を有する。

上記に記載の報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。

注5．投資運用報酬

投資運用会社は、当該四半期中のサブ・ファンドの日々の純資産総額の平均額に基づき四半期毎に計算された、サブ・ファンドの資産から四半期毎に米ドルで後払いされる投資運用報酬を受領する権利を有する。

— 2 億米ドル以下	年率0.18%
— 2 億米ドル超 5 億米ドル以下	年率0.15%
— 5 億米ドル超 20億米ドル以下	年率0.10%
— 20億米ドル超	年率0.09%

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。

注6．保管報酬

保管受託銀行は、四半期毎に支払われるサブ・ファンドの日々の純資産総額の平均の最大で年率0.032%の保管報酬、ならびに最大で年率0.008%の監督報酬およびモニタリング報酬を受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、当該サブ・ファンドが負担する。

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。

注7．販売会社報酬

日本における販売会社は、ファンド資産から、四半期毎に支払われる当該四半期中のサブ・ファンドの日々の平均純資産総額の最大で年率0.30%の報酬を受領する権利を有する。販売会社間の配分は、当該販売会社により、関連する四半期中に販売されたサブ・ファンドの日々の発行済受益証券残高の平均に基づいて決定される。

上記に記載の報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。

注8．発行税

ファンドは課税上、ルクセンブルグの法律の対象となっている。ルクセンブルグにおいて現在施行されている法令により、ファンドは、当該四半期末日現在の純資産額に基づいて四半期毎に計算され、支払われる、年率0.01%の純資産額に対する年次税の対象となっている。

組入有価証券へのファンドの投資から生じる収益は、当該有価証券の発行国において源泉徴収される源泉税の対象となることがあり、かかる源泉税は必ずしも還付可能ではないことがある。

注9．分配金

管理会社は、サブ・ファンドの1口当たり純資産額を、その投資方針において特定した金額に維持するために必要な額の分配金を毎日宣言することを意図している。サブ・ファンドの発行済受益証券に関する分配金は、受益証券の支払日から（当日を含む。）当該受益証券の払戻日（当日を除く。）の年度について発生している。

毎月の最終取引日に、宣言・発生済（最終取引日の直前を含む当該日まで）および未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび／または受益者関係諸国の分配金について支払われる源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定されるサブ・ファンドの1口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつきサブ・ファンドの受益証券が発行される。

販売会社またはディーラーが受益者のために名義書換代行会社に指示を与える場合、再投資に代えて、小切手または銀行送金により、現金で上記最終取引日の翌取引日に支払われる。ただし、支払請求がなされた国において適用される外国為替管理法に従うものとする。

注10．報酬補償

ファンドにより管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および日本における代行協会員（以下「関係法人」という。）に支払われる報酬ならびにファンドにより他の取引相手方および／または業務提供者に対し支払われる報酬および費用は、ファンドの投資方針に詳述されているとおり、受益証券1口当たりの純資産価格を可能な限り一定に維持するため、関係法人間での書面による合意により、随時、当該関係法人により減額および／または費用負担されることがある。かかる報酬補償は、2018年10月31日に終了した年度においては発生しなかった。

注11．取引費用

2017年11月1日から2018年10月31日までの期間にファンドに発生した取引費用は、譲渡性のある証券、金融派生商品またはその他の適格資産の購入または買戻しに関連する。取引費用には、手数料、決済報酬、仲介報酬、保管取引報酬が含まれる。2017年11月1日から2018年10月31日までの年度に発生した取引費用は、21.88米ドルであった。

すべての取引費用が個別に識別可能なわけではない。

注12. 投資有価証券の売却に係る実現純損益

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、売却有価証券の平均原価に基づいて決定される。

2018年10月31日に終了した年度における外貨建マネー・マーケット・ファンドー米ドル・ポートフォリオの投資有価証券に係る実現損益の内訳は、以下のとおりである。

	米ドル
投資有価証券の売却に係る実現利益	7,586,764
投資有価証券の売却に係る実現損失	—
投資有価証券の売却に係る実現純損益合計	7,586,764

注13. 投資有価証券に係る未実現評価利益／損失の変動純額

2018年10月31日に終了した年度における投資有価証券に係る未実現評価利益／損失の変動額の内訳は、以下のとおりである。

外貨建マネー・マーケット・ファンドー米ドル・ポートフォリオ

	2017年10月31日現在の未 実現評価利益／（損失） （米ドル）	2018年10月31日現在の未 実現評価利益／（損失） （米ドル）	2018年10月31日に終了し た年度の未実現評価利 益／損失の変動純額 （米ドル）
未実現評価利益	850,040	1,296,234	446,194
未実現評価（損失）	—	—	—
純額	850,040	1,296,234	446,194

注14. 後発事象

外貨建マネー・マーケット・ファンドがマネー・マーケット・ファンド（以下「MMF」という。）として適格性を有し、欧州議会および欧州理事会の2017年6月14日付のマネー・マーケット・ファンドに関する規則（EU）2017/1131（以下「MMF規則」という。）に規定された範囲内にあることに着目すべきである。MMF規則の枠組みに基づき、外貨建マネー・マーケット・ファンド等のすべての既存のMMFは、MMF規則により導入された新規要件すべて（とりわけ、評価、ファンド規則、資産の適格性、内部与信特性評価手続、顧客確認方針およびストレステスト方針を含む。）を遵守しなければならない、それぞれの国の所轄官庁（ルクセンブルグ籍のファンドについてはC S S F）に対し、2019年1月21日までにMMF規則に基づく承認のための申請書を提出しなければならない。

監査済年次報告書の承認日において、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「JFML」という。）は、ファンドの管理会社としての地位において、MMF規則の要件の遵守を確保するために必要となるすべての措置（法的書類事務、新たなリスク管理方針および手続の導入等を含む。）を講じた。JFMLは規制上の期限前に申請書を提出しているが、これに関するC S S Fからの承認はまだ受領していない。C S S Fからの承認に伴い、外貨建マネー・マーケット・ファンドは公的債務固定基準価額MMF（以下「公債CNAV MMF」という。）の仕組みを有する短期MMFとして適格性を有する見込みである。これにより、ファンドの投資方針の大部分が特に影響を受ける。外貨建マネー・マーケット・ファンドー米ドル・ポートフォリオの既存の全受益者は、この重大な変更について少なくともその効力発生の1か月前に通知を受けるものとする。

外貨建マネー・マーケット・ファンド ルクセンブルグ籍契約型投資信託 未監査情報

2018年10月31日に終了した会計年度

オルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）は、自らが運用する各オルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）の各会計年度について、AIFMD第22条および第23条に記載される一定の開示事項を含む年次報告書を縦覧に供しなければならない。以下に記載される開示事項は、監査済年次報告書には開示されていない上記AIFMDの要件を充足するために掲載されている。

I. AIFMの報酬方針

JFMLは、関連するステークホルダーにより定期的に更新され、また取締役会により最終的な確認を受けて承認された報酬方針を詳細に定めている。

報酬方針は、投資信託に関する2010年12月17日付法律（改正済）（以下「2010年法」という。）第15章に基づき権限を授与されている管理会社として、かつオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付法律（改正済）（以下「AIFM法」という。）に基づき権限を授与されているAIFMとして、報酬に関する義務を充足するため、JFMLが遵守する必要がある法律上および規制上の要件ならびに関連する措置を定めている。管理会社は、2010年法のパートIおよびパートIIに基づく投資信託ならびにルクセンブルグの2007年2月13日付専門投資信託に関する法律（改正済）（以下「SIF法」という。）に基づき設定された専門投資信託（以下「SIF」という。）を管理している。また、管理会社は、1990年付アイルランド・ユニット・トラスト法に基づき設定されたユニット・トラストの管理会社およびAIFMであり、アイルランド中央銀行の認可を受けている。

当該方針は、報酬およびコーポレート・ガバナンスに関する欧州およびルクセンブルグの法律および規則の規定、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）に基づく、健全な報酬方針に関する2013年7月3日付ESMAガイドライン2013/232（以下「ESMAガイドライン」という。）、指令2009/65/EC（指令2014/91/EUにより改正済。）（以下「UCITS V指令」という。）およびAIFMDに基づく、健全な報酬方針に関するガイドラインの2016年3月31日付ESMA最終報告書2016/411（以下「最終報告書」という。）、ルクセンブルグの1993年4月5日付法律第4章の2におけるガバナンスの取決めおよび報酬方針の要件（「資本要件指令/CRD IV」（金融機関の活動へのアクセスならびに金融機関および投資会社の健全な監督に関する2013年6月26日付指令2013/36/EU）の条項を置き換えた2015年7月23日付法律により改正済。）を統合している。当該方針はまた、UCITS指令2016/575およびAIFMD2016/579に基づく健全な報酬方針に関するESMAガイドラインの条項も斟酌している。

これに伴い、特に、重要なリスクテイクヤーとして認定されたスタッフのため、報酬に関するすべての要件が分析された。これらの要件を充足するため、JFMLは、以下の要素を考慮に入れることを決定した。

- 小規模な組織（2018年10月31日現在においては8名の従業員）
- 認定されたスタッフの限定的な範囲（2018年10月31日現在においては5名の認定されたスタッフ）
- 運用におけるファンドの性格
- JFMLの管理するアンブレラの投資戦略における低い複雑性

AIFMD第22(e)条およびAIFMDレベル2規則の第107条の要件に基づき、JFMLの管理する全投資信託の資産のうちのAIFの純資産に対する割合で計算された、以下の報酬の定量的開示を参照されたい。

2017年12月31日に終了したAIFMの年度において、JFMLにより従業員に対して支払われた未監査の報酬総額は、99,746ユーロ（うち11,405ユーロを未払変動報酬が占める。）であった。JFMLよりAIFMの認定されたスタッフに支払われた未監査の報酬総額は、57,266ユーロであった。かかる定量的未監査報酬の情報は、2017年12月31日現在、JFMLが管理している全投資信託の資産から、AIFの資産に対する比例配分ベースで算出されている。ポートフォリオ管理業務を委託された事業体の関連する認定されたスタッフの報酬は、AIFおよびJFMLのいずれもかかる委託を受けたスタッフに直接報酬を支払っていないため、上記の報酬の開示から除外されていることに留意されたい。

ポートフォリオ運用業務が委託されたAIFMの委託先のスタッフに適用されるAIFMD第22(2)(e)条に基づく報酬関連の開示要件に関し、AIFまたはJFMLのいずれもかかる委託先のスタッフに報酬を直接的に支払っていないことに留意されたい。

したがって、JFMLの仕組みにとって適切な方法で関連規則に対応するため、人事部（以下「人事部」という。）は、JFMLの取締役会とともに、すべての必要な報酬情報を準備した。すべての情報は、機密保持のために人事部に保管される。これらは、各投資家からの要請に応じた協議において利用できるように備置される。各要請は、JFMLの2名のコンダクティング・オフィサーにより予備的に審査される。

JFMLレベルでの比例配分の適用に関して、以下の要件は、適用されない。

(i) 以下を含む認定された現地スタッフのための支払手続の要件

- a. 証券による変動報酬の支払
- b. 保有期間
- c. 繰延要件
- d. 事後のリスク要因の調整

(ii) JFMLレベルで報酬委員会を設立する要件

II. リスク管理

AIFMが採用するリスク管理システム

JFMLが採用するリスク管理システムの2つの柱は、以下に詳述するとおり、恒久的リスク管理部門およびリスク管理方針である。

・恒久的リスク管理部門の役割

AIFMのリスク管理部門は、ポートフォリオ管理部門を含む運用ユニットから機能的かつ階層的に独立しているものとみなされる。リスク管理部門は、リスク管理業務の拡大を担当するAIFMのコンダクティング・オフィサーに直接報告を行う。リスク管理部門の主要な責務は、以下のとおりである。

- (a) 各AIFが晒されるまたは晒されることがある、各AIFの投資戦略に関するすべてのリスクを継続的に確認、評価、管理および監視するため、有効なリスク管理方針および手続を遂行する。
- (b) 投資家に開示されたAIFのリスク特性がリスク制限と整合するよう取り計らう。
- (c) リスク制限の遵守を監視し、AIFのリスク特性がかかる制限と整合しないと考える場合またはリスク特性がかかる制限と整合しなくなるような重大なリスクが確認される場合、適時にAIFMの管理機関に通知する。
- (d) AIFMの管理機関に対し、AIFまたはAIFMの業務の性質、規模および複雑性に対応した頻度で、以下について定期的な更新情報を提供する。
 - (i) AIFMD第44条に基づくリスク制限および第23(4)(c)条に基づき投資家に開示されているAIFのリスク特性の整合性および遵守状況
 - (ii) 特に実際にまたは予想される不備があった場合、適切な是正措置がとられているかまたはとられる予定であるかを示すリスク管理手続の適切性および有効性

- (e) 上級経営陣に対し、運用する各A I Fが晒されている現在のリスク水準の概要ならびに実際のおよび予想されるリスク制限の違反に関する定期的な更新情報を提供し、これにより迅速かつ適切な措置がとられるよう取り計らう。

・リスク管理方針

管理会社は、管理会社が運用するA I Fが晒されるまたは晒されることがあるすべてのリスクを見極める、適切かつ文書化されたリスク管理方針を確立し、実施し、また、維持している。リスク管理方針は、運用する各A I Fに重大な影響を及ぼすまたは及ぼす可能性のある市場リスク、信用リスク、取引相手方リスク、流動性リスクおよび業務リスクのために必要な手続で構成されている。リスク管理方針は、特に、(i) 一般のおよび例外的な流動性の条件下でA I Fの流動性リスクを評価および監視するための方法、手段および取決め（定期的に実施される流動性ストレステストの使用を含む。）、(ii) 管理会社におけるリスク管理に関する責任配分、(iii) 各A I Fについて設定されたリスク特性およびリスク制限、(iv) 常設のリスク管理部門による報告の条件、内容、頻度および宛先、ならびに(v) その独立性を確保し、その職務によって生じる可能性のある利益相反を管理するための保護措置について詳述したものである。

リスク管理方針は定期的に更新され、J F M Lの取締役会により承認され、C S S Fに少なくとも年に1度通知される。これを前提とし、現行のプロセスおよび手続に随時行われた変更は、A I Fまたはその投資家に影響を及ぼさなかった。

流動性管理のための新たな取決めの対象となる資産

報告期間において、その非流動的な性質により特別な取決めの対象となっているA I Fの資産の比率は0%であった。

報告期間中、A I Fの流動性の管理に関する新たな取決めはなかった。

A I Fのリスク特性

報告期間の末日現在に適用のあるA I Fのリスク特性は、以下の表に要約されるとおりである。

ファンド名	主要な投資戦略	市場 リスク	信用 リスク	取引 相手方 リスク	流動性 リスク	オペレー ショナル・ リスク	評価 リスク
外貨建マネー・マーケット・ファンドー 米ドル・ポートフォリオ	マネー・ マーケット 商品	極低	中	低	中	低	低

感応度の評価

最も関連のあるリスクに対する各A I Fのポートフォリオの感応度は、A I F Mのリスク管理部門により定期的に評価される。A I F Mは、A I Fが晒されているまたは晒される可能性があるリスク要因に対する感応度を評価するため広範な評価基準（とりわけDV01、修正デュレーション、CS01、株式デルタ、為替デルタおよび商品デルタを含む。）を用いる。

レバレッジ

サブ・ファンドは、現金または有価証券の借入れ、デリバティブ・ポジションに組み入れられたレバレッジを通じて、またはその他の手段を通じて、A I Fのエクスポージャーを高めるあらゆる手法としてA I F M Dに基づき定義されている、レバレッジを生み出すことができる。A I F Mは、A I F M規制第8条に規定されたコミットメント手法および同規制第7条に規定されたグロス手法に従い、各サブ・ファンドのエクスポージャーを算定する。したがって、2018年10月31日付（報告期間の最終日現在）で算定されたレバレッジ水準は、以下のとおりである。

ファンド名	コミットメント・レバレッジ (対NAV割合%)		グロス・レバレッジ (対NAV割合%)	
	コミットメント・ レバレッジ水準	上限	グロス・ レバレッジ水準	上限
外貨建マネー・マーケット・ ファンドー 米ドル・ポートフォリオ	100	125	100	120

報告期間中、レバレッジの限度に変更はなかった。

リスク制限

報告期間中、サブ・ファンドはいかなるリスク制限も超過しなかった。報告期間末日現在、予見可能な将来において、いかなるリスク制限も超過される可能性が高いとはみなされなかった。

S F T Rに関連する開示

報告期間中、以下の範囲内において、証券金融取引および転換の透明性に関して規則（E U）648／2012を修正する2015年11月25日の規則（E U）2015／2365（以下「S F T R」という。）の範囲に該当する取引に参与しているサブ・ファンドはない。

- (i) トータル・リターン・スワップ取引を行っていない。
- (ii) S F T R第3(11)条に規定する証券金融取引（レポ取引、証券貸借取引もしくは商品貸借取引、バイ・セルバック取引もしくはセル・バイバック取引またはマージン・レンディング取引を含む。）を行っていない。
- (iii) 担保付契約に基づき受領したいかなる金融商品の転換も行っていない。

重要な変更

2018年10月31日に終了した報告期間において、A I F M D第23条に記載された情報に重要な変更はなかった。

[次へ](#)

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Statement of net assets as at October 31, 2018
(expressed in US dollars)

		Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio
ASSETS	Notes	USD
Investments in securities at market value	2.2	423 190 300
<i>Investment in securities at cost</i>		<i>421 894 066</i>
Cash at bank		91 045 271
Prepaid expenses		1 685
Total assets		514 237 256
LIABILITIES		
Management Company fees and AIFM fees payable	4	80 471
Investment Management fees payable	5	210 027
Professional fees payable		30 502
Depository fees payable	6	55 150
Distributors fees payable	7	402 357
Subscription tax payable	8	4 133
Other payable		6 236
Total liabilities		788 876
Total net asset value at the end of the year		513 448 380
Number of units outstanding		51 344 838 036
Net asset value per unit		USD 0.01

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2018
(expressed in US dollars)

		Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio
	Notes	USD
Net assets at the beginning of the year		540 310 290
INCOME		
Interest on time deposits		2 795 230
Total income		2 795 230
EXPENSES		
Management Company fees and AIFM fees	4	331 620
Investment Management fees	5	858 631
Distributors fees	7	1 658 099
Professional fees		89 032
Depositary fees	6	227 270
Subscription tax	8	55 130
Other expenses		125 305
Total expenses		3 345 087
Net investment (loss)		(549 857)
Net realised gain on sales of investments	12	7 586 764
Net realised gain for the year		7 586 764
Net change in unrealised appreciation/depreciation on investments	13	446 194
Increase in net assets as a result of operations		7 483 101
Proceeds from units issued		786 714 571
Payments for units redeemed		(813 576 481)
		(26 861 910)
Dividends declared	9	(7 483 101)
Total net asset value at the end of the year		513 448 380

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Gaikadate Money Market Fund**A Luxembourg Mutual Investment Fund****Statistical information**

	Year ended October 31, 2018	Year ended October 31, 2017	Year ended October 31, 2016
Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio			
Number of units outstanding at the end of the year	51 344 838 036	54 031 028 993	58 292 959 285
	USD	USD	USD
Total net asset value at the end of the year	513 448 380	540 310 290	582 929 593
Net asset value per unit at the end of the year	0.01	0.01	0.01

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2018

Note 1 - General

Gaikadate Money Market Fund (the “Fund”) is an open-ended mutual investment umbrella fund (“Fonds Commun de Placement ”) regulated by the provisions of part II of the Luxembourg law of December 17, 2010 (the "UCI Law"), as amended, and the law of July 12, 2013 on Alternative Investment Managers (the "AIFM Law"). The Fund intends to be managed as a short-term Money Market Fund as defined by CESR-10-049.

The Fund is managed by Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. ("JFML"), a management company incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg, having its registered office at 1B, Rue Gabriel Lippmann L-5365 Munsbach. JFML is registered with the Luxembourg register of commerce and companies under number B 46 632 and authorised to act as the Alternative Investment Fund Manager (AIFM) of the Fund in accordance with Chapter 2 of the AIFM Law. Since July 2014, the AIFM's share capital amounted to EUR 2 500 000.

The Fund is managed in accordance with the management regulations of the Fund (the "Management Regulations") which became effective on October 8, 1997 and were published on November 10, 1997 in the Mémorial C, Recueil des Sociétés et Associations (the "Mémorial"). Notices of amendments to the Management Regulations were published in the Mémorial on September 18, 2014. The latest consolidated Management Regulations became effective on March 31, 2017 and are on file with the Luxembourg Business Registers, where they may be inspected and copies obtained.

The purpose of the Management Company is to act as Alternative Investment Fund Manager (“AIFM ”) in accordance with the AIFM Law for Alternative Investment Funds (“AIFs ”) and as UCITS Management Company for Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities (“UCITS ”) in accordance with the UCI Law.

In accordance with the Luxembourg Law of May 27, 2016, the Fund is registered with the Luxembourg Trade and Company Register under the number K164.

As of October 31, 2018, Gaikadate Money Market Fund, which has been created for an undetermined period, has one Sub-Fund:

Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio, launched on October 9, 1997.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2018 (cont.)

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 Presentation of financial statements

The financial statements are presented in accordance with Luxembourg regulations relating to undertakings for collective investment.

2.2 Investments in securities

The Sub-Fund's portfolio securities are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortization to maturity of any discount or premium regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Fund would receive if it sold the instrument. The Sub-Fund's portfolio holdings is monitored by or under the direction of the AIFM to determine whether a deviation exists between the Net Asset Value calculated using market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to investors, the AIFM will take corrective action as specified in the prospectus of the Fund.

2.3 Translation of foreign currencies

Assets and liabilities denominated in currencies other than the Sub-Fund's currency are translated into that currency at the exchange rates prevailing at year-end. Income and expenses denominated in currencies other than the Sub-Fund's currency are translated at the exchange rates prevailing at the transaction date.

The cost of securities denominated in currencies other than the Sub-Fund's currency is translated at the exchange rate prevailing at purchase date.

Gains and losses on foreign exchange transactions are recognised in the statement of operations and changes in net assets determining the result for the year.

Note 3 - Exchange rates

The following exchange rate has been used as at October 31, 2018:

1 JPY = 0.00889 USD

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2018 (cont.)

Note 4 - Management Company fees and AIFM fees

The AIFM is entitled to a management fee payable quarterly out of the assets of the Sub-Fund at a maximum annual rate of 0.06 per cent of the average of the daily net asset values during the relevant quarter, with a minimum of USD 5 500 per quarter.

This fee described above may be changed from time to time by a written agreement between the parties concerned as described in the prospectus.

Note 5 - Investment Management fees

The Investment Manager is entitled to receive an investment management fee out of the assets of the Sub-Fund calculated quarterly based on the average daily aggregate net asset values of the Sub-Fund during the relevant quarter and payable in USD quarterly in arrears:

- up to USD 200 million:	0.18% p.a.
- over USD 200 million and up to USD 500 million:	0.15% p.a.
- over USD 500 million and up to USD 2 billion:	0.10% p.a.
- over USD 2 billion:	0.09% p.a.

Those fees described above may be changed from time to time by a written agreement between the parties concerned as described in the prospectus.

Note 6 - Depositary fees

The Depositary is entitled to receive a Depositary fee at a maximum annual rate of 0.032% and a supervisory and monitoring fee at a maximum annual rate of 0.008% of the average of the daily net assets of the Sub-Fund payable quarterly. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of a Fund is entrusted, are borne by such Sub-Fund.

Those fees described above may be changed from time to time by a written agreement between the parties concerned as described in the prospectus.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2018 (cont.)

Note 7 - Distributors fees

Each distributor in Japan is entitled to a fee at a maximum annual rate of 0.30% of the average of the daily net assets of the Sub-Fund payable quarterly. Allocation among the distributors is decided based on the average of daily outstanding balance of units of the Sub-Fund during the relevant quarter sold by such distributors.

This fee described above may be changed from time to time by a written agreement between the parties concerned as described in the prospectus.

Note 8 - Subscription tax

The Fund is subject to Luxembourg law with respect to its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a “Taxe d'abonnement” on its net asset value at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly on the basis of the net assets at the end of the relevant quarter.

Income derived from the Fund's investments in securities held may be subject to withholding taxes withheld at source in the countries of the issuers of such securities and which may not always be recoverable.

Note 9 - Dividends

The AIFM intends to declare daily dividends in an amount necessary to maintain the Sub-Fund's net assets per unit at the amount specified in its investment policy. The dividends in respect of the units of the Sub-Fund issued are accrued during the year from (and including) the payment date of the units up to (but excluding) the repayment date of such units.

On the last Dealing Day in each month all dividends declared, accrued (up to and including the day immediately preceding the last Dealing Day) and not yet paid (after deducting withholding and other taxes required to be paid (if any) in Luxembourg and/or countries of unitholders in respect of dividends), are automatically reinvested against issue of further units of the Sub-Fund at the net assets per unit of the Sub-Fund determined on the Dealing Day preceding the aforesaid last Dealing Day.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2018 (cont.)

Note 9 - Dividends (cont.)

If the Distributor or Selling Dealer, on behalf of the unitholder, has so indicated to the Transfer Agent, dividends instead are paid in cash on the next Dealing Day following the aforesaid last Dealing Day by check or bank transfer, subject to applicable foreign exchange regulations applicable in the country where the payment has been requested to be made.

Note 10 - Fees compensation

The fees paid by the Fund to the AIFM, the Investment Manager, the Depositary and the Agent Securities Company in Japan (the "Parties") as well as the fees and expenses paid by the Fund to other counterparties and/or service providers may, by written agreement between the Parties, be reduced and/or compensated by such Parties from time to time in order to maintain to the extent possible a constant Net Asset Value per Unit as more fully described in the investment policy of the Fund. Such fee compensation did not occur for the year ended October 31, 2018.

Note 11 - Transaction Costs

The transaction costs incurred by the Fund from November 1, 2017 to October 31, 2018 relate to the purchase or sale of transferable securities, derivatives or other eligible assets. Transaction costs include commission costs, settlement fees, broker fees and custody transaction fees. Transaction costs incurred for the year from November 1, 2017 to October 31, 2018 is USD 21.88.

Not all transaction costs are separately identifiable.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2018 (cont.)

Note 12 - Net realised gain/(loss) on sales of investments

The net realised gain/(loss) on sales of investments is determined on the basis of the average cost of investments sold.

The split of realised gain/(loss) on investments for Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio for the year ended October 31, 2018 is as follows:

	USD
Realised gain on sales of investments	7 586 764
Realised (loss) on sales of investments	-
Total net realised gain/(loss) on sales of investments	7 586 764

Note 13 - Net change in unrealised appreciation/depreciation on investments

The split of change in unrealised appreciation/depreciation on investments for the year ended October 31, 2018 is as follows:

Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio

	Unrealized appreciation/ (depreciation) as at October 31, 2017 USD	Unrealized appreciation/ (depreciation) as at October 31, 2018 USD	Net change in unrealized appreciation/depreciation for the year ended October 31, 2018 USD
Unrealized appreciation	850 040	1 296 234	446 194
Unrealized (depreciation)	-	-	-
Net	850 040	1 296 234	446 194

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2018 (cont.)

Note 14 - Subsequent events

It is worth noting that the Gaikadate Money Market Fund qualifies as an money market fund (“MMF”) and falls under the scope of the Regulation (EU) 2017/1131 of the European Parliament and of the Council of June 14, 2017 on money market funds (the “MMF Regulation”, the “MMFR”). Under MMFR framework, all existing MMFs such as Gaikadate Money Market Fund have to comply with all the new requirements introduced by MMFR (including, inter alia, obligations pertaining to Valuation, Portfolio Rules, Assets Eligibility, Internal Credit Quality Assessment procedure, Know Your Customer Policy and Stress Testing Policy) and submit an application to their national competent authority (i.e. the CSSF for Luxembourg-domiciled Funds) for authorisation under the MMFR by January 21, 2019.

At approval date of the present Audited annual report, Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. (“JFML”) in its capacity as Management Company of the Fund has taken all necessary steps to ensure conformance with MMFR requirements (including legal documentation work, implementation of new Risk Management policies and processes, etc.). JFML has submitted an application file prior to the regulatory deadline but has not yet received authorisation from the CSSF in this respect. Upon approval from the CSSF, it is foreseen that Gaikadate Money Market Fund will qualify as a Short-Term MMF structured as Public Debt Constant Net Asset Value MMF (“Public Debt CNAV MMF”). Consequently, this notably entails a material of the Investment Policy of the Fund. All existing Unitholders of the Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio will be duly notified of this material change at least one month before it becomes effective.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Unaudited information

For the financial year ended October 31, 2018

The Alternative Investment Fund Manager (“AIFM”) is required to make available an Annual Report, for each financial year of each Alternative Investment Fund (“AIF”) it manages, containing certain disclosures set forth in Articles 22 and 23 of the AIFMD. The disclosures set out below are included to meet the aforementioned AIFMD requirements that have not been disclosed in the Audited Annual Report.

I. Remuneration Policy of the AIFM

JFML has elaborated a Remuneration Policy which is regularly updated by relevant stakeholders and ultimately reviewed and approved by the Board of Directors.

The Remuneration Policy sets out the legal and regulatory requirements, as well as the related actions, which JFML has to comply with in order to meet its obligations, in the area of remuneration as management company authorised under Chapter 15 of the Law of December 17, 2010 relating to undertakings for collective investment, as amended (the “Law of 2010”) and as AIFM authorised under the law of July 12, 2013 relating to alternative investment fund managers, as amended (the “AIFM Law”). The Management Company manages undertakings for collective investment subject to Part I and Part II of the Law of 2010 as well as specialised investment funds (“SIF”) set-up under the Luxembourg law of February 13, 2007 on specialised investment funds, as amended (the “SIF Law”). In addition, the Management Company acts as Manager and AIFM for unit trusts established under the Irish Unit Trusts Act of 1990 and authorized by the Central Bank of Ireland.

The Policy integrates the provisions of the European and Luxembourg laws and regulations related to remuneration and corporate governance, the ESMA Guidelines 2013/232 of July 3, 2013 on sound remuneration policies (the “ESMA Guidelines”) under the Directive 2011/61/EU of the European Parliament and of the Council of June 8, 2011 on alternative investment fund managers (the “AIFMD”), the ESMA final report 2016/411 of March 31, 2016 on the guidelines on sound remuneration policies (the “ESMA Final Report”) under Directive 2009/65/EC, as amended by Directive 2014/91/EU (the “UCITS V Directive”) and the AIFMD and the requirements on governance arrangements and remuneration policies of Chapter 4bis of the law of April 5, 1993, as amended by the law of July 23, 2015 transposing the “Capital Requirements Directive/CRD IV” (Directive 2013/36/EU of 26 June 2013 on access to the activity of credit institutions and the prudential supervision of credit institutions and investment firms) in Luxembourg law. The Policy also takes into account provisions of the ESMA Guidelines on sound remuneration policies under the UCITS Directive 2016/575 and under the AIFM 2016/579.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Unaudited information (cont.)

As such, all requirements in terms of remuneration have been analyzed, especially for the staff identified as material risk takers. In order to comply with these requirements JFML has decided to take into account the following parameters:

- Low-size organization (8 employees as at October 31, 2018)
- Limited perimeter of Identified Staff: 5 identified staffs as at October 31, 2018
- Nature of the funds under management
- Low complexity of the investment strategies of the umbrellas governed by JFML

As required by Article 22(e) of the AIFMD and Article 107 of the AIFMD Level 2 Regulation, please find below the quantitative remuneration disclosure calculated in proportion of the net assets of the AIF out of the assets of all the funds under the governance of JFML.

For the AIFM year ended December 31, 2017, the aggregate unaudited gross remuneration paid by JFML to its staff amounted to EUR 99 746 (of which EUR represented the accrued variable remuneration EUR 11 405). The aggregate unaudited total remuneration paid by JFML to the AIFM Identified Staff amounted to EUR 57 266. This quantitative unaudited remuneration information was done on a prorated basis for the part of the AIF's assets out of the assets of all the funds which are managed by JFML as at December 31, 2017. It is worth noting that the remuneration of the relevant identified staff of the entity to whom the portfolio management function has been delegated are excluded from above-mentioned remuneration disclosures as neither the AIF nor JFML paid any remuneration directly to any staff of such delegate.

With regards to the remuneration-related disclosure requirements under Article 22(2)(e) of the AIFMD applying to the staff of the delegate of an AIFM to whom portfolio management activities have been delegated, please note that neither the AIF nor JFML paid any remuneration directly to any staff of such a delegate.

Thus, to comply with the relevant regulations in a manner that is appropriate to the structure of JFML, the Human Resources Department (“HR Department”) with JFML Board of Directors have prepared all required remuneration information. All information is kept within the HR Department for confidentiality reasons. It will be made available for consultation upon request of any investor. Each request will be preliminary screened by the two Conducting Officers of JFML.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Unaudited information (cont.)

Under the application of proportionality at the level of JFML, the following requirements may not be applied:

- (i) the requirements on pay-out processes for local Identified Staff including:
 - a. the payment of variable remuneration in instruments;
 - b. the retention periods;
 - c. the deferral requirements; and
 - d. the ex-post risk adjustment.
- (ii) the requirement to establish a remuneration committee at the level of JFML.

II. Risk Management

Risk Management Systems employed by the AIFM

The two pillars of the Risk Management Systems employed by JFML are the permanent Risk management function and the Risk Management Policy as detailed below.

- Role of the permanent Risk management function

The risk management function of the AIFM is considered as functionally and hierarchically separated from the operating units, including the portfolio management function. The risk management function reports directly to the Conducting Officer of the AIFM in charge of supervising risk management activities. The main responsibilities of the risk management function are to:

- (a) implement effective risk management policies and procedures in order to identify, measure, manage and monitor on an ongoing basis all risks relevant to each AIF's investment strategy to which each AIF is or may be exposed;
- (b) ensure that the risk profile of the AIF disclosed to investors is consistent with the risk limits;
- (c) monitor compliance with the risk limits and notify the AIFM's governing body in a timely manner when it considers the AIF's risk profile inconsistent with these limits or sees a material risk that the risk profile will become inconsistent with these limits;

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Unaudited information (cont.)

Risk Management Systems employed by the AIFM (cont.)

- (d) provide the following regular updates to the governing body of the AIFM at a frequency which is in accordance with the nature, scale and complexity of the AIF or the AIFM's activities:
- (i) the consistency between and compliance with the risk limits set in accordance with Article 44 and the risk profile of the AIF as disclosed to investors in accordance with Article 23(4)(c) of the AIFMD;
 - (ii) the adequacy and effectiveness of the risk management process, indicating in particular whether appropriate remedial measures have been or will be taken in the event of any actual or anticipated deficiencies;
- (e) provide regular updates to the senior management outlining the current level of risk incurred by each managed AIF and any actual or foreseeable breaches of any risk limits, so as to ensure that prompt and appropriate action can be taken.

• Risk Management Policy

The AIFM has established, implemented and maintains an adequate and documented Risk Management Policy which identifies all the relevant risks to which the AIFs it manages are or may be exposed. The Risk Management Policy comprises necessary procedures to enable for each managed AIF its exposure to market risk, credit risk, counterparty risk, liquidity risk and operational risk, which are or could be material. The Risk Management Policy details, inter alia, (i) the techniques, tools and arrangements that enable liquidity risk of the AIF to be assessed and monitored under normal and exceptional liquidity conditions including through the use of regularly conducted liquidity stress tests; (ii) the allocation of responsibilities within the AIFM pertaining to risk management; (iii) the risk profiling and the risk limits set up for each AIF; (iv) the terms, contents, frequency and addressees of reporting by the permanent risk management function and (v) a description of the safeguards in place to ensure its independency and manage any potential conflict of interest arising from its duties.

The Risk Management Policy is regularly updated, approved by the Board of Directors of JFML and communicated at least annually to the CSSF. This said, any amendments made from time to time on processes and procedures in place had no impact on the AIF or its investor(s).

Assets subject to new arrangements for managing the liquidity

During the reporting period, the percentage of the AIFs' assets which are subject to special arrangements arising from their illiquid nature was 0%.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Unaudited information (cont.)

Assets subject to new arrangements for managing the liquidity (cont.)

During the reporting period there were no new arrangements for managing the liquidity of the AIF.

Risk profile(s) of the AIF(s)

The risk profiles of the AIFs applicable as at the end of the reporting period are summarized in the below table:

Fund name	Main Investment Strategy	Market risk	Credit risk	Counterparty risk	Liquidity risk	Operational risk	Valuation risk
Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio	Money Market Instruments	Very low	Medium	Low	Medium	Low	Low

Sensitivity measures

The sensitivity of each AIFs' portfolio to the most relevant risks is regularly assessed by the risk management function of the AIFM. The AIFM uses a large wide of measures to gauge sensitivity to risk factors that AIF(s) is/are or could be exposed to (including, inter alia, DV01, Modified Duration, CS01, Equity delta, Currency delta and Commodity delta).

Leverage

The Sub-Fund may generate leverage as defined under AIFMD as any method by which the exposure of an AIF increases whether through borrowing of cash or securities, leverage embedded in derivative positions or by any other means. The AIFM calculates the exposure of each Sub-Fund in accordance with the commitment method as set out in Article 8 and the gross method as set out in Article 7 of the AIFM Regulation. Accordingly, the level of leverage calculated as at October 31, 2018 (as at the end of the reporting period) is as follows:

Fund name	Commitment Leverage (in NAV%)		Gross Leverage (in NAV%)	
	Commitment Leverage Level	Max limit	Gross Leverage Level	Max limit
Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio	100	125	100	120

There was no change in the leverage limits during the reporting period.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Unaudited information (cont.)

Risk limits

During the reporting period, no risk limit was exceeded by any Sub-Funds. As at the end of the reporting period, no risk limit was deemed to be likely to be exceeded in a foreseeable future.

SFTR-related disclosure

During the reporting period, the Sub-Fund has not engaged into transactions falling under the scope of the Regulation (EU) 2015/2365 of November 25, 2015 on transparency of Securities Financing Transactions and of Reuse and amending Regulation (EU) No 648/2012 (“SFTR”) to the extent that it:

- i. Did not trade any Total Return Swap;
- ii. Did not enter into any Securities Financing Transactions in the meaning of Article 3(11) of SFTR (including a repurchase transaction, securities or commodities lending and securities or commodities borrowing, a buy-sell back transaction or sell-buy back transaction or a margin lending transaction); and
- iii. Did not reuse any financial instruments received under a collateral arrangement.

Material changes

No material changes in the information listed in Article 23 of AIFMD occurred during the reporting period ended on October 31, 2018.

２【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(2020年１月末日現在)

		米ドル	千円
I.	資産総額	598,542,437.36	65,277,038
II.	負債総額	1,434,713.35	156,470
III.	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	597,107,724.01	65,120,568
IV.	発行済口数	59,710,772,401口	
V.	１口当たりの純資産価格（Ⅲ／Ⅳ）	0.01	1円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

1 ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ルクセンブルグみずほ信託銀行

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ミュンスバッハ L-5365、
ガブリエル・リップマン通り 1 B

ルクセンブルグ商号登記登録番号 B30235

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

2 受益者集会

受益者集会は開催されない。

3 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は2,500,000ユーロ（約3億75万円）で、2020年1月末日現在全額払込済である。
なお、1株25ユーロ（約3,008円）の記名式株式10万株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

2015年1月31日	2,500,000ユーロ
2016年1月31日	2,500,000ユーロ
2017年1月31日	2,500,000ユーロ
2018年1月31日	2,500,000ユーロ
2019年1月31日	2,500,000ユーロ
2020年1月31日	2,500,000ユーロ

(2) 会社の機構

管理会社の定款（以下「定款」という。）に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会における管理会社の株主の決議によって選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任しその職務を開始するまでは、その地位に留まる。ただし、管理会社の株主の決議により理由の如何を問わずいつでも解任および／または更迭される。取締役は、再任されることができる。

死亡、退任その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次回の株主総会までの欠員を補充するための取締役を多数決で選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名を選出する。また、取締役会は、取締役会および株主総会の議事録を作成する秘書役1名を選出することができる。秘書役は取締役であることを要しない。

取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催される。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務める。会長が不在の場合には、株主または取締役会は他の取締役を、また株主総会においては、当該株主総会に出席し議決を行う者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができる。

取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合には役員を随時任命することができる。特に、2010年法第15章の要求に従い、管理会社の業務を効率的に遂行するため取締役会は少なくとも役員2名を任命する。かかる任命のいずれも、取締役会の決定により随時取り消すことができる。

役員は、管理会社の取締役または株主であることを要しない。

選任された役員は、定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負う。

当該取締役会における主な論点が記載された議題を含む取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役に宛ててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。書面による、またはファックス、電子メールもしくは取締役会が承認したその他の通信手段による各取締役の同意により、各取締役は通知を放棄することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催される取締役会については、各々につき個別の通知をする必要はない。

取締役は、いずれの取締役会においても、書面またはファックス、電子メールもしくは取締役会が承認したその他の通信手段によって、他の取締役（ただし、取締役以外の者を指名することはできない。）を取締役会における代理人に指名し、さらには当該代理人が当該取締役会に出席し、審議し、

投票し、当該取締役役に代わって当該取締役会におけるすべての役割を果たすことができる旨を証明することにより、行為することができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によりなされる。いずれの取締役会においても、議案に対する賛成票と反対票が同数の場合には、会長が決定投票権を有する。

上記にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うことができ、これは、決議事項が記載され、各取締役が署名した一または複数の書面により構成することができる。かかる決議の日付は、最後の署名の日とする。

法律または定款により株主総会に留保された権限を例外として、取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。しかしながら、取締役は、取締役会の決議により特に認められたものを除き、個々の行為により、管理会社を拘束することはできない。

管理会社は、投資運用会社より投資運用・顧問業務の提供を受け、投資運用会社は、その職務の遂行にあたって、常に管理会社の取締役の指図に従う（前記「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針 （3）運用体制」を参照のこと。）。

(3) 役員および従業員の状況

(2020年1月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式数
影山 裕	会長	みずほ信託銀行株式会社 信託プロダクツ業務 コンプライアンス・ リスク管理室 室長	0
橘 俊英	コンダクティング・ オフィサー兼取締役	ジャパン・ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ	0
エルベ・ルクレ (Hervé LECLERCQ)	独立取締役	ルーサー (ルクセンブルグ) エス・エイ	0
ティエリー・ グロージャン (Thierry GROSJEAN)	コンダクティング・ オフィサー	ジャパン・ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ	0
ティボー・ マーティン (Thibault MARTIN)	コンダクティング・ オフィサー	ジャパン・ファンド・マネジメント (ル クセンブルグ) エス・エイ	0

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の目的は、2013年法に従ってAIFのAIFMとして行為することおよび2013年法別表I

1. に記載する活動を遂行することである。また、管理会社は、同別表I 2. に記載する活動を遂行することができる。

また、管理会社の目的は、2010年法第16章および第125－2条に従い、管理会社として行為し、UCIの設定、販売促進、事務管理および投資対象の運用、ならびにとりわけ2010年法パートIIに基づくUCIの設立および2007年法に基づくAIFであるSIFの設立を目的とする。

更に、管理会社は、一般的に、AIFの運用、管理事務、マーケティングおよび販売促進に関連する活動を行うことができる。AIFMは、AIFのために、証券、財産およびより一般的にはAIFの認可投資対象を構成する資産について何らかの契約を締結し、かつ、売買、交換および交付を行うこと、ルクセンブルグの会社または外国会社の株式または債務証券を登録する際にかかる受益者または第三者の名義における登録および移転を進めるかまたは開始すること、および、AIFおよびAIFの受益者のために、全ての権利および特権（とりわけ、AIFの資産を構成する証券に付随する全ての議決権）を行使することができる。これらの権限は、包括的なものではなく、明示的なものと思料される。

管理会社は、自らの目的および自らが運用するAIFの目的の達成に直接的または間接的に関連する活動およびかかる達成のために有益および必要とみなされる活動を行うことができる。ただし、ルクセンブルグの法令、とりわけ2007年法、2010年法および2013年法の規定に定める制限内に限る。

管理会社は、ファンドに関して投資助言・運用をアセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドに委託しており、また保管受託銀行の義務を確保することならびに会社事務・支払事務・管理事務代行業務、登録・名義書換事務代行業務および評価業務をルクセンブルグみずほ信託銀行に委託している。

管理会社は、2020年1月末日現在、ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型オープン・エンド型投資信託4本およびアイルランド籍アンブレラ型契約型オープン・エンド型投資信託3本の管理・運用をしており、その純資産総額は、1,786,357,887米ドル、10,022,822,840ユーロおよび62,320,043,155円の合計である。

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の監査済財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条5項ただし書の規定適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2020年1月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝120.30円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

貸借対照表

2018年12月31日現在

(単位：ユーロ)

		2018年		2017年	
	注記	ユーロ	千円	ユーロ	千円
<u>資産</u>					
<u>流動資産</u>					
債権					
a) 一年以内期限到来	3, 9	536,883	64,587	807,591	97,153
投資資産	4	14,383	1,730	9,949	1,197
現金預金および手許現金	5	2,381,203	286,459	2,191,764	263,669
合計（資産）		2,932,469	352,776	3,009,304	362,019
<u>資本金、準備金および負債</u>					
資本金および準備金					
発行済資本金	6	2,500,000	300,750	2,500,000	300,750
準備金	6	21,771	2,619	16,314	1,963
前期繰越（損）益	6	5,870	706	(97,796)	(11,765)
当期利益	6	205,167	24,682	109,123	13,127
引当金	7	9,071	1,091	27,586	3,319
債務					
a) 一年以内期限到来	8	190,590	22,928	454,077	54,625
合計（資本金、準備金および負債）		2,932,469	352,776	3,009,304	362,019

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(2) 【損益計算書】

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

損益計算書

2018年12月31日終了年度

(単位：ユーロ)

	注記	2018年		2017年	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
売上総額	9	1,922,222	231,243	1,736,117	208,855
人件費					
a) 賃金およびサラリー	10	(767,192)	(92,293)	(783,862)	(94,299)
b) 社会保障費		(167,111)	(20,103)	(169,137)	(20,347)
i. 年金関連		(91,408)	(10,996)	(104,865)	(12,615)
ii. その他の社会保障費		(75,703)	(9,107)	(64,272)	(7,732)
その他の営業費用	8	(822,236)	(98,915)	(551,772)	(66,378)
参加持分からの収益					
a) 関連投資事業による収益		387	47	91	11
その他の未収利息およびその他の類似収益					
a) 関連投資事業による収益		41,447	4,986	—	—
流動資産として保有する金融資産および投資資産に関する評価額の調整		(620)	(75)	(78)	(9)
未払利息およびその他の類似費用					
a) 関連投資事業に関する支出		—	—	(110,146)	(13,251)
上記科目に含まれないその他の税金		(1,730)	(208)	(12,090)	(1,454)
当期利益		205,167	24,682	109,123	13,127

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2018年12月31日現在

注1．概況

管理会社（以下「当社」という。）は、当初 I B J ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイと称され、1994年1月28日、ルクセンブルグの法律に準拠した「株式会社」（Société Anonyme）として、ルクセンブルグにおいて設立された。この名称は、2001年5月21日付で、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイに変更された。

当社は、2014年7月1日付でオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「A I F M」という。）として、また2016年4月7日付で U C I T S 管理会社として認可されている。

当社の目的は、オルタナティブ投資ファンド（以下「A I F」という。）に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律（改正済）（以下「2013年法」という。）に基づき A I F M として行為することおよび2013年法別表 I 1. に記載する活動を遂行することである。また、当社は、同別表 I 2. に記載する活動を遂行することができる。また、当社の目的は、2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2010年法」という。）第15章に従い、管理会社として行為し、ルクセンブルグの国内外の投資信託（以下「U C I」という。）の設定、販売促進、事務管理、運用およびマーケティング、ならびにとりわけ2010年法パートIIに基づく U C I の設定および2007年2月13日付専門投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2007年法」という。）に基づく A I F であるルクセンブルグ専門投資信託（以下「S I F」という。）の設立であるが、これらに限定されない。

更に、当社は、一般的に、A I F、U C I および U C I T S（以下、総称して「A I F 等」という。）の運用、事務管理、マーケティングおよび販売促進に関連する活動を行うことができる。また、A I F 等のために、証券、財産およびより一般的には A I F 等の認可投資対象を構成する資産について何らかの契約を締結し、かつ、売買、交換および交付を行うこと、ルクセンブルグの会社または外国会社の株式または債務証券を名簿登録する際にかかる受益者または第三者の名義における登録および移転を進めるかまたは開始すること、および、A I F 等および A I F 等の受益者のために、すべての権利および特権（とりわけ、A I F 等の資産を構成する証券に付随するすべての議決権）を行使することができる。これらの権限は、包括的なものではなく、明示的なものと思料される。

管理会社は、自らの目的および自らが運用する A I F 等の目的の達成に直接的または間接的に関連する活動およびかかる達成のために有益および／または必要とみなされる活動を行うことができる。ただし、ルクセンブルグの法令、とりわけ2007年法、2010年法第15章および2013年法の規定に定める制限内に限る。

当社は、普通株式の100%を保有する、ルクセンブルグみずほ信託銀行（ミズホ・トラスト・アンド・バンキング（ルクセンブルグ）エス・エイ）（以下「みずほ信託銀行」という。）により管理されている。ルクセンブルグみずほ信託銀行の登記上の事務所は、ミュンスバッハ L-5365、ガブリエル・リップマン通り 1 B に所在している。同所在地で年次財務書類が入手可能である。

当社の最終的な親会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループである。

みずほ信託銀行株式会社の連結財務書類については、日本 〒100-8333 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号 丸の内二丁目ビルの株式会社みずほフィナンシャルグループから入手することが出来る。

当社は、2018年12月31日現在、ルクセンブルグ籍投資信託6本およびアイルランド籍契約型投資信託3本（2017年はルクセンブルグ籍投資信託10本およびアイルランド籍契約型投資信託3本）に対し、A I F M として行為している。

当社は、2018年11月22日まで、ルクセンブルグ籍契約型投資信託1本（2017年はルクセンブルグ籍契約型投資信託1本）に対し、U C I T S 管理会社として行為していた。

注2．重要な会計方針の要約

2.1 作成の基礎

当社は、ルクセンブルグの法律上および規制上の要件（以下「ルクセンブルグGAAP」という。）に従って、年次財務書類を作成している。

当社は、会計帳簿をユーロで記帳しており、年次財務書類を当該通貨で表示している。

2.2 重要な会計方針

当社が採用する主要な会計方針は、以下に要約される。

債権

債権は、額面価格で計上される。返済に部分的または全体的な調整があった場合、評価額の調整が行われる。かかる事由が存在しなくなった場合、評価額の調整は中止される。

投資資産

当社のポートフォリオに含まれる有価証券は、取得原価または入手可能な最終市場価格のいずれか低い価格で表示されている。

評価額の調整は、市場価格が購入価格よりも低い場合に計上される。かかる評価額の調整は、かかる事由が適用されなくなった場合、取り消される。

外貨換算

ユーロ以外の通貨建てのすべての資産は、取得時の為替レートと貸借対照表日の実勢為替レートのうち、いずれか低い方でユーロに換算され、個別に評価されている。

ユーロ以外の通貨建てのすべての負債は、取得時の為替レートと貸借対照表日の実勢為替レートのうち、いずれか高い方でユーロに換算され、個別に評価されている。

未実現為替損失とともに実現為替損益のみが損益計算書に反映されている。

ユーロ以外の通貨建て収益および費用は、支払日の実勢為替レートでユーロに換算されている。

管理報酬

管理報酬は、AIF等の目論見書に定められる条件または当社およびAIF等の間の契約上の取決めに従い、計上される。当社は、各収益を発生主義ベースで計上している。

注3．債権

2018年12月31日および2017年12月31日現在、貸借対照表中の債権の項目は、主に未収のファンドサポート報酬、管理報酬およびAIFM報酬を表している。

注４．投資資産

2018年12月31日現在、当社の投資資産はU C I の持分により構成されていた。

	数量	取得原価 (ユーロ)	市場価格 (ユーロ)	所在地	ファンド名称	
1	1	100.00	100.00	ルクセンブルグ	グローバル・プロパ ティ・ポートフォリオ・ ファンド	ユーロピアン・インカム・ファ ンド
2	1	100.00	100.00	ルクセンブルグ	グローバル・プロパ ティ・ポートフォリオ・ ファンド	ユーロピアン・グロース・ファ ンド
3	10	1,000.00	1,000.00	ケイマン	N L G I リアル・アセッ ト・ファンド・オブ・ ファンズ	N L G I インフラストラク チャー・ファンド・EUR I
4	10	1,000.00	983.50	ケイマン	N L G I リアル・アセッ ト・ファンド・オブ・ ファンズ	N L G I ユーロピアン・グロー ス・ファンドII
5	10	1,000.00	983.80	ケイマン	N L G I リアル・アセッ ト・ファンド・オブ・ ファンズ	N L G I ユーロピアン・コア・ ファンド
6	10	1,000.00	988.20	ケイマン	N L G I リアル・アセッ ト・ファンド・オブ・ ファンズ	N L G I インフラストラク チャー・ファンド・EUR II
7	10	839.07	759.13	ケイマン	NAMダイバーシファイ ド・ストラテジー・ファ ンド	ニッセイ・マルチマネジャー・ マルチ・アセット・インベスト メント・ファンド・シリーズ1
8	10	742.26	742.26	ケイマン	NAMダイバーシファイ ド・ストラテジー・ファ ンド	ニッセイ・マルチマネジャー・ マルチ・アセット・インベスト メント・ファンド・シリーズ2
9	10	760.98	760.98	ケイマン	NAMダイバーシファイ ド・ストラテジー・ファ ンド	ニッセイ・マルチマネジャー・ マルチ・アセット・インベスト メント・ファンド・シリーズ3
10	10	771.22	769.81	ケイマン	NAMダイバーシファイ ド・ストラテジー・ファ ンド	クレジット・ストラテジー・U Sフローティング・レート・イ ンカム・ファンド
11	10	780.82	780.73	ケイマン	NAMダイバーシファイ ド・ストラテジー・ファ ンド	ニッセイ・ユーロピアン・ハイ ブリッド・ボンド・ファンド
12	1	1,087.03	944.59	アイルランド	NAMインベストメン ト・ファンド	アジア・エクセレント・エクイ ティ・ファンド
13	1	1,185.20	1,061.86	アイルランド	NAMインベストメン ト・ファンド	アジア・パシフィック・ダイナ ミック・エクイティ・ファンド
14	1	1,105.55	1,027.92	アイルランド	NAMインベストメン ト・ファンド	アジア・パシフィック・エクイ ティ・フォーカス・ファンド

15	1	1,114.71	979.10	アイルランド	NAMインベストメン ト・ファンド	ユーロピアン・エクイティ・ ファンド
16	1	1,280.34	1,224.61	アイルランド	NAMインベストメン ト・ファンド	グローバル・エクイティ・ファ ンド
17	1	1,277.30	1,176.98	アイルランド	NAMインベストメン ト・ファンド	ノース・アメリカン・エクイ ティ・ファンド
	合計	15,144.48	14,383.47			

投資先であるグローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンドおよびNLGIリアル・アセット・ファンド・オブ・ファンズは、年度末前に入手可能な最新の公式な純資産価額（2018年9月30日付）に基づき再評価されている。

注５．現金預金および手許現金

2018年12月31日現在、ルクセンブルグみずほ信託銀行が保有するJFMLの当座預金は、2,381,203ユーロ（2017年は2,191,764ユーロ）であった。

注６．資本金および準備金

当社の株主資本の変動の要約は、下記のとおりである。

（単位：ユーロ）

	払込済資本	法定準備金	前期繰越 (損) 益	当期末利益
2017年12月31日現在の残高	2,500,000	16,314	(97,796)	109,123
2018年4月30日開催の株主総会の結果を受けた配分	—	5,457	103,666	(109,123)
当期利益	—	—	—	205,167
2018年12月31日現在の残高	2,500,000	21,771	5,870	205,167

6.1 払込済資本

2018年12月31日および2017年12月31日現在、引受済、発行済かつ全額払込済資本金の額は、額面25ユーロの記名株式100,000株で表章される250万ユーロであり、ルクセンブルグみずほ信託銀行が全額出資している。

6.2 準備金

法定準備金

ルクセンブルグの会社は、前期繰越損失控除後の年次純利益の5%を最低額とする法定準備金を、当該準備金が発行済株式資本金の額面価格の10%相当に達するまで積み立てなければならない。当社の存続期間中、当該準備金は、現金配当または他の方法により分配されない。法定準備金への積立は、株主総会での承認後に発効した。

注7．引当金

当該科目には、当期の納税引当金のみが含まれている。

当社は、ルクセンブルグにおけるすべての商事会社に適用される全税金が課されている。

納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない2016年度から2018年度までについて、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

2018年12月31日に終了した年度に計上された税金費用は、1,730ユーロ（2017年度は12,090ユーロ）であった。

注8．その他の営業費用

当該科目には以下のものが含まれている。

（単位：ユーロ）

	2018年	2017年
リスク管理に関する費用	194,860	145,496
I Tサービス	30,690	18,416
業務関連費用	146,719	77,064
貸出費用	65,315	97,193
付加価値税	74,651	52,340
専門家および監督報酬	110,695	70,861
その他の費用	77,259	70,740
保険	104,214	1,202
旅費	0	4,412
弁護士費用	2,466	0
監査費用およびその他の専門家費用	15,367	14,048
	822,236	551,772

2018年4月27日付で、ルクセンブルグみずほ信託銀行および当社は、業務レベル契約を締結し、かかる契約において当社はみずほ信託銀行を、以下の業務、すなわち、人事、法務およびコンプライアンス、内部監査、一般管理、事業推進およびI Tに関する業務の提供を受けるために任命した。

これらの業務に対する報酬およびみずほ信託銀行により再請求されたその他の費用として、2018年12月31日現在、J F M Lは2018年度の費用として732,218ユーロ（2017年度は485,553ユーロ）の費用ならびに関連債務として145,737ユーロ（2017年度は409,131ユーロ）を計上した。

注9．売上総額

2018年12月31日および2017年12月31日に終了した年度において、売上総額は以下のように分類される。

（単位：ユーロ）

	2018年	2017年
管理報酬／A I F M報酬	1,183,746	1,269,118
専門家報酬	890,657	688,066
法務費用および総務費用	10,000	10,000
投資顧問報酬、代行協会員報酬および販売会社報酬	(162,181)	(231,067)
	1,922,222	1,736,117

目論見書またはA I F等との間の契約上の取決めに定めるとおり、当社は、管理報酬および／またはA I F M報酬を受領する権利を有する。

3つの投資ファンドとの契約に基づき、当社は、年間固定額の管理報酬および／またはA I F M報酬を受領する権利を有する。その他の全投資ファンドにつき、当該期間中、特定の年率において各投資ファンドまたはシリーズ・トラストの平均純資産価額を基準に四半期毎または半期毎に計算される管理報酬および／またはA I F M報酬を受領する権利を有する。

2015年12月22日付で、当社およびみずほ信託銀行は、業務レベル契約を締結し、かかる契約においてみずほ信託銀行が当社を、ルクセンブルグおよびケイマン諸島に所在するファンドの一定の中央管理業務の提供を受けるために任命した。

2018年12月31日現在、当社は、かかる業務に対する報酬（みずほ信託銀行に請求されたその他の金額を含む。）として、総額890,657ユーロ（2017年度は688,066ユーロ）の専門家報酬を計上している。

注10．人件費

当期中、当社の雇用者数の平均は、以下のとおりである。

	2018年	2017年
経営陣	2	2
従業員	7	7
	9	9

2018年12月31日現在および2017年12月31日現在、当社は2名のコンダクティング・オフィサーおよび7名の従業員を有していた。

2018年12月31日現在および2017年12月31日現在、当社は、取締役会の構成員または経営陣のいずれの者にも、融資を提供していない。

2018年12月31日現在および2017年12月31日現在、当社は取締役会の構成員もしくは経営陣を代理して、またはその利益のために、その他の前払金の拠出、コミットメントおよび保証の締結を行っていない。

注11．後発事象

2018年12月31日以降、2018年12月31日現在の年次財務書類に調整または追加の開示が必要となる事象は発生しなかった。

[次へ](#)

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Balance sheet
As of 31 December 2018
(expressed in EUR)

<u>ASSETS</u>	Note(s)	2018	2017
<u>Current assets</u>			
Debtors			
a) becoming due and payable within one year	3, 9	536,883	807,591
Investments	4	14,383	9,949
Cash at bank and in hand	5	2,381,203	2,191,764
TOTAL (ASSETS)		2,932,469	3,009,304
<u>CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES</u>			
Capital and reserves			
Subscribed capital	6	2,500,000	2,500,000
Reserves	6	21,771	16,314
Profit or (loss) brought forward	6	5,870	(97,796)
Profit for the financial year	6	205,167	109,123
Provisions	7	9,071	27,586
Creditors			
a) becoming due and payable within one year	8	190,590	454,077
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		2,932,469	3,009,304

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Profit and loss account
For the year ended 31 December 2018
(expressed in EUR)

	Note(s)	2018	2017
Gross turnover	9	1,922,222	1,736,117
Staff costs			
a) Wages and salaries	10	(767,192)	(783,862)
b) Social security costs		(167,111)	(169,137)
i. Relating to pensions		(91,408)	(104,865)
ii. Other social security costs		(75,703)	(64,272)
Other operating expenses	8	(822,236)	(551,772)
Income from participating interests			
a) Derived from affiliated undertakings		387	91
Other interest receivable and other similar income			
a) Derived from affiliated undertakings		41,447	---
Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets		(620)	(78)
Interest payable and other similar expenses			
a) Concerning affiliated undertakings		---	(110,146)
Other taxes not included in the previous captions		(1,730)	(12,090)
Profit for the financial year		205,167	109,123

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the annual accounts
As of 31 December 2018

Note 1 - General

The Management Company (hereafter the “Company” or “JFML”), initially denominated IBJ Fund Management (Luxembourg) S.A., was incorporated on 28 January 1994 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg Law. Its name was changed to Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. effective as of 21 May 2001.

The Company has been authorised as the Alternative Investment Fund Manager (the “AIFM”) on 1 July 2014 and UCITS Management Company on 7 April 2016.

The purpose of the Company is to act as AIFM in accordance with the modified Luxembourg Law of 12 July 2013 for alternative investment funds (“AIFs”) (the “2013 Law”) and to perform the activities listed in item 1 of the Annex 1 of the 2013 Law. The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of such Annex. The purpose of the Company is further to act as management company in accordance with chapter 15 of the modified Luxembourg law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment (the “2010 Law”), including without limitation the creation, the promotion, the administration, the management and the marketing of Luxembourg and/or foreign undertakings for collective investment (“UCIs”) and notably UCIs set-up under Part II of 2010 Law and Luxembourg specialized investment funds (“SIFs”) set-up under the modified Luxembourg law of 13 February 2007 on specialized investment funds (the “2007 Law”) which are AIFs.

The Company may more generally carry out any activities connected with the management, administration, marketing and promotion of the AIFs, UCIs and of UCITS (together the “Funds”). It may on behalf of the Funds enter into any contracts, purchase, sell, exchange and deliver any securities, property and, more generally, assets constitutive of authorised investments of the Funds, proceed to or initiate any registrations and transfers in their name or in third parties' names in the register of shares or debentures of any Luxembourg or foreign companies, and exercise on behalf of the Funds and the holders of units of the Funds, all rights and privileges, especially all voting rights attached to the securities constituting the assets of the Funds. The foregoing powers shall not be considered as exhaustive, but only as declaratory.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the annual accounts (continued)
As of 31 December 2018

Note 1 - General (continued)

The Management Company may carry out any activities, linked directly or indirectly to, and deemed useful and/or necessary for, the accomplishment of its object and that of the Funds it manages, remaining, however, within the limitations set forth by the Luxembourg laws and regulations and, in particular, the provisions of the 2007 Law, Chapter 15 of the 2010 Law and the 2013 Law.

The Company is controlled by Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. (the “Bank”), which owns 100% of the ordinary shares. The register office of Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. is located at 1B, Rue Gabriel Lippmann L-5365 Munsbach. The annual accounts are available at the same address.

The ultimate parent of the Company is Mizuho Financial Group, Inc.

The consolidated accounts of Mizuho Trust & Banking Co, Ltd may be obtained from Mizuho Financial Group, Inc., Marunouchi 2-Chome Building, 2-5-1, Marunouchi, Chiyoda-Ku, Tokyo, 100-8333, Japan.

The Company acts as AIFM for 6 Luxembourg investment funds and 3 Irish mutual investment funds as of 31 December 2018 (2017: 10 Luxembourg investment funds and 3 Irish mutual investment funds).

The Company acted as UCITS Management Company for 1 Luxembourg mutual investment fund until 22 November 2018 (2017: 1 Luxembourg mutual investment fund).

Note 2 - Summary of significant accounting policies

2.1. Basis of preparation

The Company prepares its annual accounts in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements ("Luxembourg GAAP").

The Company maintains its accounts in Euro (EUR) and the annual accounts are expressed in this currency.

2.2. Significant accounting policies

The principal accounting policies applied by the Company are summarised below:

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the annual accounts (continued)
As of 31 December 2018

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.2. Significant accounting policies (continued)

Debtors

Debtors are recorded at their nominal value. A value adjustment is made when their reimbursement is partly or completely compromised. Such value adjustments are not continued if the reasons for which they were made have ceased to apply.

Investments

Securities included in the Company's portfolio are stated at the lower of their acquisition cost or their last available market value.

A value adjustment is recorded where the market value is lower than the cost of purchase. These value adjustments are reversed if the reasons for which they were made have ceased to apply.

Foreign currency translation

All assets expressed in a currency other than EUR are valued individually at the lower of their value translated into EUR at their historical exchange rates or at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

All liabilities expressed in a currency other than EUR are valued individually at the higher of their value translated into EUR at their historical exchange rates or at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

Only realized exchange gains and losses together with unrealized exchange losses are reflected in the profit and loss account.

Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rates prevailing at payment date.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the annual accounts (continued)
As of 31 December 2018

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.2. Significant accounting policies (continued)

Management fees

Management fees are recorded pursuant to terms defined in the prospectuses of the Funds or contractual arrangements between the Company and the Funds. The Company records the respective income on an accrual basis.

Note 3 - Debtors

As of 31 December 2018 and 2017, the balance sheet caption debtors mainly represents Fund Support, management and AIFM fee receivables.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the annual accounts (continued)
As of 31 December 2018

Note 4 - Investments

As of 31 December 2018, the Company's investments are composed of UCI shares.

	Quantity	Acquisition Cost (EUR)	Market value (EUR)	Domiciliation	Fund Name	
1	1	100.00	100.00	Luxembourg	Global Property Portfolio Fund	European Income Fund
2	1	100.00	100.00	Luxembourg	Global Property Portfolio Fund	European Growth Fund
3	10	1,000.00	1,000.00	Cayman	NLGI Real Asset Fund of Funds	NLGI Infrastructure Fund EUR I
4	10	1,000.00	983.50	Cayman	NLGI Real Asset Fund of Funds	NLGI European Growth Fund II
5	10	1,000.00	983.80	Cayman	NLGI Real Asset Fund of Funds	NLGI European Core Fund
6	10	1,000.00	988.20	Cayman	NLGI Real Asset Fund of Funds	NLGI Infrastructure Fund EUR II
7	10	839.07	759.13	Cayman	NAM Diversified Strategy Fund	Nissay Multi-Manager Multi Asset Investment Fund Series 1
8	10	742.26	742.26	Cayman	NAM Diversified Strategy Fund	Nissay Multi-Manager Multi Asset Investment Fund Series 2
9	10	760.98	760.98	Cayman	NAM Diversified Strategy Fund	Nissay Multi-Manager Multi Asset Investment Fund Series 3
10	10	771.22	769.81	Cayman	NAM Diversified Strategy Fund	Credit Strategy US Floating Rate Income Fund
11	10	780.82	780.73	Cayman	NAM Diversified Strategy Fund	Nissay European Hybrid Bond Fund
12	1	1,087.03	944.59	Ireland	NAM Investment Fund	Asia Excellent Equity Fund
13	1	1,185.20	1,061.86	Ireland	NAM Investment Fund	Asia Pacific Dynamic Equity Fund
14	1	1,105.55	1,027.92	Ireland	NAM Investment Fund	Asia Pacific Equity Focus Fund
15	1	1,114.71	979.10	Ireland	NAM Investment Fund	European Equity Fund
16	1	1,280.34	1,224.61	Ireland	NAM Investment Fund	Global Equity Fund
17	1	1,277.30	1,176.98	Ireland	NAM Investment Fund	North American Equity Fund
	TOTAL	15,144.48	14,383.47			

The underlying Global Property Portfolio Fund and NLGI Real Asset Fund of Funds have been revalued based on the last available official Net Asset Value prior to yearend, which is dated 30 September 2018.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the annual accounts (continued)
As of 31 December 2018

Note 5 - Cash in bank and in hand

As at 31 December 2018, JFML current accounts held with Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. amount to EUR 2,381,203 (2017: EUR 2,191,764).

Note 6 - Capital and reserves

The movements of shareholders' equity of the Company may be summarized as follows:

	Subscribed capital	Legal reserve	Profit or (loss) brought forward	Profit at the end of the financial year
	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance as of 31 December 2017	2,500,000	16,314	(97,796)	109,123
Result allocation following the Shareholders' meeting held on 30 April 2018	---	5,457	103,666	(109,123)
Profit for the financial year	---	---	---	205,167
Balance as of 31 December 2018	2,500,000	21,771	5,870	205,167

6.1. Subscribed capital

As at 31 December 2018 and 2017, the capital subscribed, issued and fully paid in, amounts to EUR 2,500,000 represented by 100,000 shares with a face value of EUR 25 each and fully owned by Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

6.2. Reserves

Legal reserve

Luxembourg companies are required to appropriate to legal reserve a minimum of 5% of the annual net income, after deducting any losses brought forward, until this reserve equals 10% of the nominal value of the subscribed share capital. This reserve may not be distributed in the form of cash dividends, or otherwise, during the life of the Company. The appropriation to legal reserve is done after the approval at the general meeting of shareholders.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the annual accounts (continued)
As of 31 December 2018

Note 7 - Provisions

This caption only includes provisions for taxation for the year under review.

The Company is subject to all taxes applicable to all commercial companies in Luxembourg.

The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the years 2016 to 2018, for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances paid by the Company to the tax authorities.

The tax expense recorded for the year ended 31 December 2018 amounts to EUR 1,730 (2017: EUR 12,090).

Note 8 - Other operating expenses

This caption includes:

	2018 EUR	2017 EUR
Risk Management related charges	194,860	145,496
IT services	30,690	18,416
Services costs	146,719	77,064
Rent fees	65,315	97,193
VAT	74,651	52,340
Professionals and Supervisory fees	110,695	70,861
Other charges	77,259	70,740
Insurance	104,214	1,202
Travelling costs	0	4,412
Lawyer costs	2,466	0
Audit and other professional fees	15,367	14,048
	822,236	551,772

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the annual accounts (continued)
As of 31 December 2018

Note 8 - Other operating expenses (continued)

On 27 April 2018, Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. and the Company have signed a Service Level Agreement whereas the Company appointed the Bank for the provision of the following services: Human Resources, legal and compliance, internal audit, general administration, business promotion and IT.

In consideration for such services and other expenses rebilled by the Bank, JFML has recorded as at 31 December 2018 expenses for the year 2018 of EUR 732,218 (2017: EUR 485,553) and respective payables amounting to EUR 145,737 (2017: EUR 409,131).

Note 9 - Gross turnover

For the years ended 31 December 2018 and 2017, the gross turnover can be split as follows:

	2018 EUR	2017 EUR
Management fees/AIFM fee	1,183,746	1,269,118
Professional fees	890,657	688,066
Legal and Administration fees	10,000	10,000
Advisory, Agent Company and Distributor fees	(162,181)	(231,067)
	<u>1,922,222</u>	<u>1,736,117</u>

As defined in the prospectuses or contractual arrangements with the Funds, the Company is entitled to receive management fees and/or AIFM fees.

Based on agreements with three investment funds, the Company is entitled to receive a fixed yearly amount of management fees and/or AIFM fees. For all other investment funds, the Company is entitled to receive management and/or AIFM fees based on specified rates per annum, calculated quarterly or semi-annually based on the average Net Asset Value of each investment fund or Series Trust during the relevant period.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the annual accounts (continued)
As of 31 December 2018

Note 9 - Gross turnover (continued)

On 22 December 2015, the Company and the Bank have signed a Service Level Agreement whereas the Bank appointed the Company for the provision of specified central administration related services for funds domiciled in Luxembourg and Cayman Islands. As at 31 December 2018, the Company has recorded professional fees amounting to EUR 890,657 (2017: EUR 688,066) in consideration for such services including other amounts billed to the Bank.

Note 10 - Staff costs

The average number of persons employed during the year by the Company was:

	2018	2017
Management	2	2
Employees	7	7
	9	9

As at 31 December 2018 and 2017, the Company has two conducting officers and seven employees.

As of 31 December 2018 and 2017, the Company has not granted any loans to the members of the Board of Directors or Management.

As of 31 December 2018 and 2017, the Company has not entered into any other advances, commitments or guarantees on behalf or to the benefit of the members of the Board of Directors or Management.

Note 11 - Subsequent events

No events have occurred subsequent to 31 December 2018 that would require adjustment to or additional disclosures in the annual accounts as of 31 December 2018.

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。管理会社の日本文の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類はユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の2020年1月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝120.30円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

貸借対照表

2019年6月30日現在

（単位：ユーロ）

	ユーロ	千円
資産		
投資	12,613.18	1,517
コール預金口座	2,526,902.79	303,986
未収管理報酬	295,595.61	35,560
未収税金	0.00	0
金融監督委員会手数料の償却	17,643.85	2,123
有価証券未収金	0.00	0
その他の未収金（公証関係）	0.00	0
未収ファンドサポート報酬	237,618.55	28,586
コール預金口座にかかる未収利息	784.04	94
未収財務情報提供料	0.00	0
年金制度の償却	14,100.50	1,696
資産合計	3,105,258.52	373,563
資本金および負債		
負債		
未払監査報酬	10,219.49	1,229
未払税金	9,070.74	1,091
未払付加価値税	7,344.18	884
未払投資顧問報酬	31,285.96	3,764
未払人件費	0.00	0
未払弁護士報酬	0.00	0
未払不動産賃借料－シルダルの不動産および研究所	1,756.23	211
未払賃借料－国外居住者	5,005.27	602
未払維持修繕費（事務所）	3,284.16	395
未払保管システム費用	87.81	11

	ユーロ	千円
未払維持修繕費（システム）	0.00	0
未払維持修繕費（機械）	1,536.71	185
未払保険料	22,161.46	2,666
未払セキュリティ関係費用	2,054.79	247
未払印刷費	0.00	0
未払事務用品費用	61.47	7
未払財務情報提供料	6,322.44	761
未払定期購読・書籍関連費用	0.00	0
未払電気・ガス・水道料	140.50	17
未払電話使用料	965.93	116
未払郵送料	122.94	15
未払交際費	465.40	56
寄付金	0.00	0
未払その他専門家報酬	0.00	0
未払旅費	0.00	0
未払プレゼンテーション費用	0.00	0
未払飲料費	122.94	15
未払セミナー費用	526.87	63
未払什器および機器費用	0.00	0
未払業務関連費用	52,687.04	6,338
未払健診費	1,334.74	161
その他の未払費用	0.00	0
負債合計	156,557.07	18,834
資本金		
資本金	2,500,000.00	300,750
法定準備金	32,029.24	3,853
前期繰越損益	200,778.95	24,154
当期損益	215,893.26	25,972
資本金合計	2,948,701.45	354,729
資本金および負債合計	3,105,258.52	373,563

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

損益計算書

2019年6月30日現在

（単位：ユーロ）

	ユーロ	千円
費用		
監査報酬	7,238.33	871
投資顧問報酬	86,963.68	10,462
支払済税金（富裕税）	1,752.49	211
金融監督委員会手数料	17,356.15	2,088
その他手数料／現金支出費	332.78	40
付加価値税（業務提供報酬）	3,693.75	444
弁護士報酬	(1,247.04)	(150)
為替損失	25,918.41	3,118
公告費用	149.67	18
人件費	400,587.37	48,191
専門家報酬	11,992.50	1,443
その他の営業費用（管理費用）	8,318.23	1,001
サラリーおよび賃金にかかる社会保障費	110,771.40	13,326
不動産賃借料－シルダルの不動産および研究所	8,559.63	1,030
賃借料－国外居住者	9,990.25	1,202
維持修繕費（事務所）	4,960.32	597
保管システム費用	125.54	15
維持修繕費（システム）	(6,911.39)	(831)
維持修繕費（機械）	5,048.66	607
保険料	13,805.60	1,661
セキュリティ関係費用	3,593.54	432
印刷費	(730.25)	(88)
事務用品費用	23.06	3
財務情報提供料	4,687.06	564
定期購読・書籍関連費用	(123.43)	(15)
電気・ガス・水道料	477.40	57
電話使用料	2,432.92	293

	ユーロ	千円
郵送料	303.68	37
交際費	187.71	23
その他専門家報酬	(1,138.67)	(137)
旅費	13,794.80	1,660
寄付金	(535.70)	(64)
飲料費	400.40	48
セミナー費用	2,746.94	330
什器および機器費用	118.99	14
業務関連費用	90,825.05	10,926
会員費	110.00	13
健診費	3,652.79	439
年金制度	4,665.99	561
年金制度にかかる税	3,681.30	443
申告付加価値税	2,863.02	344
預金利息	4,071.28	490
ユニット・トラストにかかる損失	161.02	19
3 %の付加価値税	74.33	9
8 %の付加価値税	26.94	3
17%の付加価値税	16,807.20	2,022
費用合計	862,583.70	103,769

	ユーロ	千円
収益		
コール預金口座にかかる利息	3,670.21	442
管理報酬	574,516.65	69,114
前期からの未実現損益	761.01	92
為替利益	23,249.49	2,797
申告付加価値税	0.00	0
受領済配当金	119.73	14
特別利益	0.00	0
ユニット・トラストにかかる利益	121.65	15
専門家報酬	0.00	0
ファンドサポート報酬	476,038.22	57,267
弁護士報酬・事務管理代行報酬	0.00	0
財務情報提供料	0.00	0
収益合計	1,078,476.96	129,741
純利益／（損失）合計	215,893.26	25,972

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、ファンドの受益証券が所在する国の法令を遵守するため、MMF規則に準拠する、および／または受益者の利益となる投資制限を随時追加的に課することができる。

管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社、日本における販売会社およびその他の業務提供会社ならびにそれらの各関連会社、取締役、役員および株主は、トラストの管理・運用業務と利益相反を生じる可能性のある他の金融活動、投資活動および専門業務に関与することがある。これらには、他の投資信託の運用、証券の購入・販売、ブローカー業務、保管・預託業務、他の投資信託または他の会社（ファンドが投資する可能性のある会社を含む。）の取締役、役員、マネージャー、顧問または代理人を務めることを含む。各関係者は、各自が有するであろう当該関与により、各々の義務の履行が十分に果たされないことのないよう確保する。利益相反が生じた場合には、管理会社の取締役会および各関係者は、かかる利益相反が合理的な時間内にトラストの利益のために公正に解決されるよう努める。

管理会社およびすべての業務提供者は、利益相反を回避するために合理的な努力を尽くすものとし、これが不可能であることが判明した場合には、管理会社およびすべての業務提供者は、トラストが公正かつ正当な方法により取り扱われることを確保する。利益相反に関する方針はA I F Mにより確立されている。

5 【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律によって定められる定足数および投票の要件に従い株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグ法の一般原則に基づき、ルクセンブルグの法令の規定に従いA I Fを管理運用するための関連する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

本書の日付現在、管理会社およびトラストに重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、各年1月1日に開始し、同年12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、定款の変更のために必要な方法で採択された株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッド（「投資運用会社」）

（Asset Management One International Ltd.）

① 資本金の額

2020年1月末日現在、900万英ポンド（約12億8,583万円）

（注）英ポンドの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2020年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝142.87円）による。

② 事業の内容

アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドは、2016年10月1日に、D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社およびみずほ信託銀行株式会社の資産運用部門が統合して設立された主要な資産運用会社であるアセットマネジメントOne株式会社の全額出資子会社である。アセットマネジメントOne株式会社は、東京に本社を置き、日本における機関投資家および個人投資家の双方に対し主導的な地位を占めるアジア最大の資産運用会社の一つである。アセットマネジメントOne株式会社は、世界最大の機関投資家に対しても投資戦略を提供することがあり、ロンドン、ニューヨーク、香港およびシンガポールに子会社拠点を有し、世界規模のネットワークを有している。アセットマネジメントOne株式会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（51%）と第一生命ホールディングス株式会社（49%）により共同で出資されており、長期的な展望に基づき、かつ、長期事業戦略の財政的支援を可能にする強固な基盤の提供を受けている。

ロンドンを拠点とする子会社であるアセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドは、EME A地域全体の機関投資家への業務提供について責任を負い、包括的な新規事業、顧客対応およびマーケティングの機能を有する。アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドは、EME A全体の政府系ファンド、年金基金、金融機関、基金およびその他の大手機関・法人投資家に対し日本およびグローバルの投資戦略や流動性ソリューションを提供することに専念している。

アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドは、機関投資家に対し、グローバル・マーケットにおける一任勘定および一般顧問双方にわたる投資サービスを提供する。

(2) ルクセンブルグみずほ信託銀行（「保管受託銀行」、「会社事務・支払事務・管理事務代行会社」および「登録・名義書換事務代行会社」）

（Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.）

① 資本金の額

2020年1月末日現在、105百万米ドル（約115億円）

② 事業の内容

証券の保管にかかる各種業務、投資信託管理にかかる各種業務、持株会社に対する税法上の特典を利用した資金運用会社の設立およびその運用に関連する各種業務の代行、ユーロ債発行にかかる各種代理業務、ならびに一般銀行業務および外国為替業務を行っている。

(3) みずほ証券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

① 資本金の額

2020年1月末日現在、125,167百万円

② 事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他の第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。また、同社は、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの受益証券の販売・買戻しの取扱いを行っている。

(4) 岡三証券株式会社（「日本における販売会社」）**① 資本金の額**

2020年1月末日現在、50億円

② 事業の内容

金融商品取引業

(5) PWM日本証券株式会社（「日本における販売会社」）**① 資本金の額**

2020年1月末日現在、30億円

② 事業の内容

金融商品取引業（金融商品取引法第2条第8項）

金融商品取引業に付随する業務（金融商品取引法第35条第1項）

(6) 株式会社 証券ジャパン（「日本における販売会社」）**① 資本金の額**

2020年1月末日現在、30億円

② 事業の内容

日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。

(7) 三田証券株式会社（「日本における販売会社」）**① 資本金の額**

2020年1月末日現在、5億円

② 事業の内容

金融商品取引業

2【関係業務の概要】

(1) アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッド（「投資運用会社」）

ファンドに関する投資顧問・運用業務を提供する。

(2) ルクセンブルグみずほ信託銀行（「保管受託銀行」、「会社事務・支払事務・管理事務代行会社」および「登録・名義書換事務代行会社」）

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務および会社事務・支払事務・管理事務代行業務を行う。また、ファンドの登録・名義書換事務代行業務、評価業務およびファンド証券の純資産価格の計算等の業務を行う。

保管受託銀行の権利および義務は、2010年法、A I F M法ならびに免除、一般的業務条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および理事会による指令2011/61/EUを補足する2011年6月8日付委員会委任規則（EU）No.231/2013、ならびに保管受託銀行と管理会社との間で締結された契約（以下「保管契約」という。）に準拠する。

保管受託銀行は、(i) A I F M法第19条(8)に従ったトラスト資産の安全な保管、(ii) A I F M法第19条(7)に従ったトラストおよびそのポートフォリオの現金のモニタリング、ならびに(iii) とりわけ以下を含むA I F M法第19条(9)に規定される追加の監督業務について責任を負う。

- (a) トラストによってまたはトラストのために実行された受益証券の販売、発行および買戻しが2010年法、A I F M法、約款および英文目論見書に従って行われることを確保すること、
- (b) トラストの受益証券の価額が2010年法、A I F M法、約款、英文目論見書およびA I F M D第19条に従いトラストに関し採用された評価手続に従って計算されることを確保すること、
- (c) 2010年法、A I F M法、その他の適用のある法律、約款および英文目論見書に抵触しない限り、A I F Mの指示を実行すること、
- (d) トラストの資産に関わる取引において、対価が通常の期限内にトラストに送金されることを確保すること、および
- (e) トラストの収益が2010年法、A I F M法、その他の適用のある法律、約款および英文目論見書に従って充足されることを確保すること。

保管受託銀行は、A I F M Dに規定されるとおり、保管受託銀行の保管職務の一環として保管していたトラストの金融商品の喪失について、（保管受託銀行がかかる金融商品に関する保管職務を委託していたか否かに関わらず）トラストに対し責任を負う。ただし、かかる責任が代理機関に移行し免責されていた場合には、この限りではない（かかる免責は受益者に通知される。）。保管受託銀行は、かかる責任を負う場合、金融商品の喪失についてトラストの資産から補償を受けない。

保管受託銀行は、一部の投資対象について自らの保管職務を履行することを委託する書面による契約を締結している（具体的な関連情報は要請に応じて入手することができる。）。保管受託銀行の責任は、自らが保管職務を第三者に委託していることにより原則として影響を受けない。

保管受託銀行が副保管銀行を任命する場合、あらゆる損失責任の免除の可能性、プライム・ブローカーの任命および資産の再利用の可能性が、ポートフォリオの別紙および保管契約（ならびに／またはこれらに関する運用説明書）に明記される。

保管保有する金融商品が喪失した場合、保管受託銀行は、同じ種類の金融商品または相当する金額を遅滞なくトラストに返還する。ただし、当該喪失が保管受託銀行の合理的な管理を超えた外部的事象によるものであり、これに反するあらゆる合理的努力にかかわらずその結果が避けられないものであった場合を除く。

通常の業務過程の一環として、保管受託銀行または保管代理人は、随時、保管および関連業務の提供につき、他の顧客、ファンドまたはその他の第三者との間に取決めを締結することができる。かかる取決めは、保管受託銀行または保管代理人がトラスト、受益者または管理会社との間に利益相反を有する状態を発生させることがある。

保管受託銀行は、(i) 本項に記載する利益相反を含む何らかの利益相反が保管受託銀行とトラスト、受益者または管理会社との間に生じた場合には、自らの保管職務の履行が、職務上および序列

上、その他の潜在的に相反する職務と分離すること、および、(ii) 何らかの利益相反が保管代理人とトラスト、受益者または管理会社との間に生じた場合には、保管代理人の保管職務の履行が、職務上および序列上、その他の潜在的に相反する職務と分離することを確保する。保管受託銀行は常に適用法に基づく自らの義務を考慮する。

また、ルクセンブルグみずほ信託銀行は、会社事務・支払事務・管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社として、ルクセンブルグ法により要求される一般的な管理事務の遂行、ファンド証券の発行および買戻しの手続、ファンドの受益証券の純資産価格の計算ならびに会計帳簿の維持にも責任を負う。

(3) みずほ証券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

日本におけるファンド証券の販売業務および代行協会員業務を行う。

(4) 岡三証券株式会社（「日本における販売会社」）

日本におけるファンド証券の販売業務を行う。

(5) PWM日本証券株式会社（「日本における販売会社」）

日本におけるファンド証券の販売業務を行う。

(6) 株式会社 証券ジャパン（「日本における販売会社」）

日本におけるファンド証券の販売業務を行う。

(7) 三田証券株式会社（「日本における販売会社」）

日本におけるファンド証券の販売業務を行う。

3【資本関係】

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、ルクセンブルグみずほ信託銀行の全額出資子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

（2019年5月1日付）

Ⅰ．定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2010年法が継承し、2012年7月1日に発効）
2004年法	リスク・キャピタルに投資する投資法人（S I C A R）に関する2004年6月15日法
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法（随時改正済）
A I F	2013年法第1条第39項の意味の範囲内でのオルタナティブ投資ファンド
A I F M	2013年法第1条第46項の意味の範囲内でのオルタナティブ投資ファンド運用会社
A I F M D	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則（EC）No.1060/2009および欧州規則No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU
A I F M R	免除、一般的業務条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および理事会による指令2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No.231/2013
BMRまたは ベンチマーク規制	金融商品および金融契約におけるベンチマークとして、または投資ファンドの業績を測るために使用される指数に関するものであり、指令2008/48/EC、2014/17/EUおよび欧州規則No.596/2014を修正する2016年6月8日付欧州議会および理事会による欧州規則2016/2011
C E S R チャプター16管理会社	欧州証券市場監督局（ESMA）に置き換わった欧州証券規制当局委員会 2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
C S S F	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合（EECの継承機関であるECを吸収）
FCP	契約型投資信託
K I Dまたは P R I I P s K I D	規則1286/2014に言及される重要情報文書

K I I Dまたは U C I T S K I I D	指令2009／65／E C第78条および2010年法第159条に言及される重要投資
加盟国	家情報文書 E U加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるE U加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内でE U加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	特定の行政府の公告が行われる官報の一版であるメモリアルB，ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミック
メモリアルC	要求される特定の会社の公告および通知が行われ、2016年6月1日付でR E S Aに変更された官報の一版であるメモリアルC，ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとして適格性を有するファンド
MMF規則	2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会のマネー・マーケット・ファンドに関する欧州規則2017／1131
非個人投資家向け パートIIファンド	発行関連書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への受益証券／投資口の販売が認められていないパートIIファンド
パートIファンド	（特にU C I T S IV指令をルクセンブルグ法において施行する）2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パートIIファンド	2010年法パートIIに基づく投資信託
P R I I P s	P R I I P s 規則の定義におけるパッケージ型個人投資家・保険向け投資金融商品
P R I I P s 規則または 規則1286／2014	パッケージ型個人投資家・保険向け投資金融商品（P R I I P s）を対象とした重要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および理事会規則（E U）No.1286／2014
R A I F	ルクセンブルグのリザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法第1条の意味の範囲内でのリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
登録済みA I F M	運用資産が2013年法第3条およびA I F M Dに規定される最低限度額未満であり、当該条項内に規定される免除条項から利益を享受しかつ免除条項を利用している管理会社
個人投資家向け パートIIファンド	発行関連書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への受益証券／投資口の販売が認められているパートIIファンド
R E S A	2016年6月1日付でメモリアルCに代わる公式発表の中央電子プラットフォームとなったルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン

S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
S I C A R	2004年法に基づくリスク・キャピタルに投資する投資法人
S F T規則	証券金融取引の透明性に関して、欧州規則648／2012を再利用し、修正する2015年11月25日付の欧州議会および欧州理事会の欧州規則2015／2365
S I F	2007年法に基づく専門投資信託
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
U C I T S IV指令 または 指令2009／65／E C	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および理事会指令2009／65／E C（改正済）
U C I T S V指令 または 指令2014／91／E U	預託業務、報酬関連方針および制裁について譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009／65／E Cを改正する2014年7月23日付欧州議会および理事会指令2014／91／E U
U C I T S V法	U C I T S V指令を、2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へと法制化する2016年5月10日法
U C I T S V規則 または E U規則2016／438	預託機関の義務に関して欧州議会および理事会指令2009／65／E Cを補完する、2015年12月17日付委員会委任規則（E U）2016／438（随時改正済）
U C I T S所在加盟国	U C I T S IV指令第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
U C I T Sホスト加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、U C I T S所在加盟国以外の加盟国
U C I T S管理会社または チャプター15管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

重要な情報

本概要は、S I C A VまたはF C Pの最も一般的な形態を採用しているU C I T SおよびパートIIファンドに重点を置いたものである。

適切と考えられる場合にはその他規制にも言及している。

本概要は、ルクセンブルグにおいて利用可能な投資信託ならびに当該投資信託の運用に適用ある従属的な規制に対するすべての法的形式および構成オプションに関する完全かつ包括的な記述としてみなされるべきではない。

II．投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。1983年8月25日法は、指令85／611／E E C（以下「U C I T S I 指令」という。）の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法に取って代えられた。

2002年法は、指令2001／107／E Cおよび指令2001／108／E C（U C I T S I 指令を改正し、以下「U C I T S III 指令」という。）をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法に取って代わった。

2010年法は、U C I T S IV指令をルクセンブルグ法に法制化し、2002年法に取って代わった。

専門投資信託に関する2007年法は、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。専門投資信託（以下「S I F」という。）は、当該ピークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。S I Fは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってU C I の一種として区分されている。S I Fは、利用可能な会社形態および投資規則の点でより高い柔

軟性を提供するのみならず、C S S Fによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日、A I FMDをルクセンブルグ法に法制化した2013年法が公表され、同日に施行された。

A I FMDは、主にE U（および一定の条件の下では外国）におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される指令ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ビークル（すなわちA I F）にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

上記の結果、2013年法は、別の新しい法律としてA I FMDをルクセンブルグ法に法制化しただけでなく、リスク・キャピタルに投資する投資法人に関する2010年法、2007年法、1915年法、1993年法および2004年法も改正した。本概要ではS I C A Rについて簡略的に言及する。

2013年法によりもたらされた現行の投資信託に関する法律の改正は、（i）完全に適用対象となる投資ビークル（すなわち、A I FMDの「商品」に関する要件が適用される投資ビークル）と、（ii）A I F（いずれの場合においてもA I Fとしての適格性を有しているすべてのパートIIファンド）ではないか、または、A I Fではあるが運用会社による運用資産が2013年法第3条とA I FMDの定める最低限度額を下回る投資ビークルとを区別することを主に目的としている。

2010年法第16章の改正を通じて、2013年法により、非U C I T Sの管理会社および非A I F Mの管理会社に関する新しい制度が導入された。

A I FMDひいては2013年法は、A I F（当該A I Fがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらず。）を運用するルクセンブルグで設立されたA I F Mに適用されることに留意することが重要である。また、E U加盟国以外の国で設立されたA I F Mが、ルクセンブルグ内で設立されたA I Fを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してA I F（その投資信託の所在地を問わない。）の販売を行う場合、2013年法は、かかるA I F Mに適用される。

2016年5月12日に、2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へU C I T S V指令を法制化する2016年5月10日ルクセンブルグ法が公布され、2016年6月1日に施行された。

2018年3月における2010年法および2013年法の改正において、認可を受けたA I F Mによって管理され、発行関連書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への投資口の販売が認められていないパートIIファンドについては、U C I T S向けの保管受託銀行制度ではなくA I FMDにおける保管受託銀行制度を適用する旨が規定された。

また、2010年法では、パートIIファンドが（i）登録済みA I F MまたはE U圏外のA I F Mにより管理されており、かつ（ii）その募集用書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への投資口の販売が禁止されている場合には、当該パートIIファンドは非A I Fの投資構成に対して適用される、より簡易的な保管受託銀行制度（すなわち非U C I T Sおよび非A I FMDの保管受託銀行制度）に服する旨を規定している。

2016年10月11日、2010年法パートIに基づくU C I T Sの保管受託銀行として行為する金融機関、または、場合により、管理会社に代表されるすべてのU C I T Sに適用ある規定に関するC S S F通達16/644が発行された。

C S S F通達16/644は、2010年法パートIに基づかない投資信託の受託保管銀行、および適用ある場合には、その支店に適用ある設立手続に関する2018年8月23日付のC S S F通達18/697により修正された。

さらに、M M F規則は2018年7月21日に発効し、加盟国に直接適用される。

III. ルクセンブルグ投資信託の法制度と法的形態に関する基本構造

1. 一般条項

1.1. 2010年法

2010年法は、U C I T SをパートIで、その他U C IをパートIIでそれぞれ区別して取り扱っており、全体として以下の5つのパートにより構成される。

- パートⅠ UCITS（以下「パートⅠ」という。）
- パートⅡ その他のUCI（以下「パートⅡ」という。）
- パートⅢ 外国のUCI
- パートⅣ 管理会社
- パートⅤ UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2. 2007年法

2007年法はSIFのみを取り扱い、2つのパートに分かれている。

- パートⅠ 専門投資信託に適用される一般条項
- パートⅡ オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法の第2章またはAIFMDの第2章に基づき認可されたAIFMにより運用される専門投資信託に適用される特別条項

1.3. 2013年法

2013年法は主にAIFMの運営および認可制度を取り扱っている。条文の一部はAIFにも直接適用される。また詳細な条項が、マーケティングと第三国規則を取り扱っている。

2. 法的形態

2010年法パートⅠおよびパートⅡと2007年法適用対象SIFに従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP))
- 2) 投資法人 (investment company)
 - － 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）
 - － 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法（パートⅠファンドおよびパートⅡファンド）、2007年法（SIF）、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心としている。

3.1.1. FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資による、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者の責任は、それぞれの出資額に限定される。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法およびUCITSとパートⅡファンドに関しては2010年法またはSIFに関しては2007年法のいずれかに従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する。

3.1.2. FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式証券、無記名式証券または無券面化証券を発行する。管理会社は、約款に規定された条件に基づき、受益証券の端数に関する制限なく、端数受益証券登録簿への記載について書面による確認書を発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート I ファンドの受益証券は、F C Pによりいつでも買い戻されるが、約款に買い戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買い戻しが停止される。この買い戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買い戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パート II ファンドについて、C S S F規則は、2010年法第91条に従い、F C Pの受益証券の発行価格および買い戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付 I M L通達91/75（改正済）は、パート II ファンドがその受益証券の発行価格および買い戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設定することもできる。

S I Fに関しては、受益証券の発行および（適用ある場合は）償還または買い戻しに適用ある条件と手順は、約款において定められ、より詳細な規定は求められない。よって、S I Fは購入および買い戻しの両面においてオープン・エンド型またはクローズド・エンド型のファンドとして機能することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

F C Pの分配方針は約款の定めに従う。

パート I ファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート II ファンドに関する2010年法第91条は、C S S F規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、U C I T Sまたはパート II ファンドとしての適格性を有している F C Pの認可が得られてから6か月以内に、また S I Fとしての適格性を有している F C Pの認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買い戻価格は、パート I ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、パート II ファンドについては少なくとも1か月に1度（例外規定に従う。）は計算されなければならない。S I Fは約款に従い発行価格および買い戻価格を定めることができ、ファンドの純資産価額に基づかないこともある。S I Fの純資産価額は少なくとも1年に1度は決定されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社が F C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外の F C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買い戻しの手続ならびに買い戻しの条件および買い戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買い戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年法に基づく F C Pの保管受託銀行

A. 管理会社は、運用している F C P それぞれに、2010 年法第 17 条ないし第 22 条の規定に従って単独の保管受託銀行が任命されるよう確保する。約款にその名称が記載され、C S S F の承認を受けた保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、F C P の資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督機能および随時合意されるその他の業務について責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登記上の事務所を有するか、またはその登記上の事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993 年法の定める金融機関でなければならない。

2010 年法の定めによると、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当する種類の F C P に関する十分な経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報は、C S S F に直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約により証明されなければならない。当該契約は、とりわけ、2010 年法ならびにその他の適用ある法令、規制および行政規定に定められるとおり、保管受託銀行がその保管受託銀行として任命された F C P のために職務を遂行するのに必要とみなされる情報量について規定するものとする。

B. パート I F C P および個人投資家向けパート II F C P に関して、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C P の受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って実行されるよう確保すること。
- F C P の受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるよう確保すること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を実行すること。
- F C P の資産の取引において、対価が通常の制限時間内に保管受託銀行に送金されるよう確保すること。
- F C P の収益が法律または約款に従って使用されるよう確保すること。

保管受託銀行は、F C P のキャッシュ・フローを適切に監視し、とりわけ F C P の受益証券の申込みに際して F C P の受益者によりまたは F C P の受益者のために行われるすべての支払が受領されるよう確保し、また、F C P のすべての現金が a) F C P 名義、F C P を代理して行為する管理会社名義または F C P を代理して行為する保管受託銀行の名義で開設され、b) 指令 2006/73/EC 第 18 条第 1 項 a)、b) および c) に規定される法人において開設され、また、c) 指令 2006/73/EC 第 16 条に定められる原則に従って維持される預金口座に記帳されるよう確保する。

預金口座が F C P を代理して行為する保管受託銀行の名義で開設される場合、上記 b) において言及される法人の現金および保管受託銀行自身の現金は一切当該口座に記帳されないものとする。

C. F C P の資産は、以下のとおり、保管受託銀行にその保管を委託される。

a) 保管される金融商品に関して、保管受託銀行は、

- i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
- ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、指令 2006/73/EC 第 16 条に定められる原則に従い、F C P を代理して行為する管理会社の名義で開設された保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるよう確保し、常に適用法に従い F C P に属するものであることを明確に確認できるよう確保する。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

- i) F C P を代理して行為する管理会社により提供される情報または文書および入手可能な場合には外部の証拠に基づき F C P が所有権を有するか否かを判断することにより、当該資産にかかる F C P の所有権を確認し、
- ii) F C P が所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、当該記録を最新の状態に維持する。

D. 保管受託銀行は、定期的に、F C Pのすべての資産をまとめた一覧表を管理会社に提出する。

保管受託銀行により保管されるF C Pの資産は、保管受託銀行または保管の職務を委託された第三者により自己の勘定で再利用されてはならない。再利用とは、保管される資産の取引（譲渡、担保設定、売却および貸与を含むが、これらに限定されない。）をいう。

保管受託銀行により保管されるF C Pの資産は、以下の場合にのみ、再利用が認められる。

- a) F C Pの勘定で資産を再利用を遂行する場合であり、
- b) 保管受託銀行がF C Pを代理する管理会社の指示を実行する場合であり、
- c) F C Pの利益および受益者の利益のために再利用する場合であり、かつ、
- d) 権原譲渡契約に基づきF C Pが受領する高品質かつ流動性のある担保によりカバーされる取引である場合。

担保の市場価格は、常に、再利用される資産の市場価格にプレミアムを加えた金額以上であるものとする。

保管受託銀行および／またはF C Pの資産の保管を委託されたルクセンブルグに所在する第三者が支払不能となった場合、保管される資産は、当該保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配または当該債権者の利益のための換金に利用することができない。

E. 保管受託銀行は、上記Bにおいて言及される職務を第三者に委託してはならない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cにおいて言及される職務を第三者に委託することができる。

- a) 2010年法に定められる要件を回避する目的で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が委託について客観的な理由を示すことができ、

¹ 「指令2006／73／EC」とは、投資会社の設立要件および運営条件ならびに指令の定義語についての欧州議会および理事会指令2004／39／ECを施行する2006年8月10日付委員会指令2006／73／ECをいう。

- c) 保管受託銀行が、あらゆる正当な技量、配慮および注意をもって、自らの業務の一部を委託する第三者を選定および任命し、また、引き続き、あらゆる正当な技量、配慮および注意をもって、自らの業務の一部を委託した第三者および当該第三者に委託した事項に関する当該第三者の手配について定期的な見直しおよび継続的な監視を行う場合。

上記Cにおいて言及される職務は、第三者が委託された業務の遂行中常に以下に該当する場合にのみ、保管受託銀行により当該第三者に委託することができる。

- a) 委託されたF C Pの資産の性質および複雑性に対して適切かつふさわしい構造および専門性を有している。
- b) 上記Cのa)において言及される保管業務が以下に服している。
- i) 有効な健全性規制（最低資本要件を含む。）および該当する法域における監督。
 - ii) 金融商品を保管していることを確保するための外部の定期的な監査。
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることを明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を、自らの資産および保管受託銀行の資産から分離している。
- d) 第三者が支払不能となった場合に、第三者により保管されるF C Pの資産が、第三者の債権者への分配または当該債権者の利益のための換金に利用されないよう確保するために必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められる一般的な義務および禁止事項を遵守している。

第3段落のb) i)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の法人が保管することが義務付けられているものの、第3段落のb) i)に定められる委託要件を満たす現地の法人が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地の法人が存在せず、また、以下に該当する場合に限り、当該第三国の法律により要求される範囲内でのみ、自らの職務を当該現地の法人に委託することができる。

- a) 該当するF C Pに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約により当該委託が義務付けられていること、委託を正当化する状況にあることおよび当該委託に伴うリスクについて十分に知らされている場合。
- b) F C Pを代理して行為する管理会社が、当該現地の法人に当該金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

第三者は、その後、同一の要件に従い、それらの職務を再委託することができる。かかる場合、下記Fの第4段落は、関連する当事者について準用する。

- F. 保管受託銀行は、F C PおよびF C Pの受益者に対して、保管受託銀行または上記Cのa)に基づく金融商品の保管を委託された第三者による紛失について責任を負うものとする。

保管されていた金融商品が紛失した場合、保管受託銀行は、同一の種類の金融商品またはその相当額を、F C Pを代理して行為する管理会社に対して、不当に遅滞することなく返還しなければならない。保管受託銀行は、当該紛失が自らの合理的な支配を超えた外部の事象により生じたものであり、これに対抗するあらゆる合理的な努力を尽くしたとしてもその結果は不可避であったことを証明できる場合には責任を負わないものとする。

また、保管受託銀行は、F C Pおよび受益者に対して、2010年法に基づく自らの義務を過失または故意により適切に履行しなかったことでF C Pおよび受益者が被ったその他のすべての損失について責任を負うものとする。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eにおいて言及される委託により影響を受けることはない。

上記第1段落ないし第3段落において言及される保管受託銀行の責任は、合意により免除または限定されることはない。これと矛盾する合意はすべて無効となる。

F C Pの受益者は、補償の重複または受益者間の不公平な扱いを生じさせないことを条件として、直接的または間接的に、管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

- G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社および保管受託銀行の両方の立場で行為することはできない。それぞれの職務の遂行において、管理会社および保管受託銀行は、F C Pおよ

び受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門性をもって、独立して、また、単独で行為するものとする。

保管受託銀行は、F C P、受益者、管理会社および自身の間の利益相反を生じさせることがあるF C PまたはF C Pを代理する管理会社に関する活動を遂行してはならない。ただし、保管受託銀行が、自らの保管受託業務の遂行を自らのその他の相反する可能性のある業務から業務上および階層的に分離しており、利益相反の可能性が適切に確認、管理、監視およびF C Pの受益者に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、F C Pに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自主的に退任するか、または管理会社により解任された場合（2か月以内に行われなければならない保管受託銀行の交代までの間に、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）。
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議を開始し、支払停止に陥り、裁判所の管理下に置かれ、類似の手續の対象となり、または清算される場合。
- c) 保管受託銀行の認可が監督当局により取り消された場合。
- d) 約款に定められるその他のすべての場合。

3.1.4. 管理会社

F C Pは、2010年法または2007年法に従うか否かにかかわらず、管理会社によって運用される。

F C Pに関する管理会社の義務は、以下の場合に終了する。

- a) 管理会社が退任した場合。ただし、指令2009/65/E Cに従い認可された別の管理会社と交代することを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣告され、債権者との和議を開始し、支払停止に陥り、裁判所の管理下に置かれ、類似の手續の対象となり、または清算される場合。
- c) 管理会社の認可が監督当局により取り消された場合。
- d) 約款に定められるその他のすべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009/65/E Cに準拠するU C I T Sを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章のいずれかが適用される。また、U C I T S管理会社は、加えて、A I Fを運用するA I F Mとしても認可を受けることができる。

U C I T S管理会社およびA I F Mはまた、2018年8月23日に公表されたC S S F通達18/698に従うものとする。

（さらなる詳細については、下記第IV章3を参照のこと。）

3.1.5. 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パートIファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はU C I T S規則に定められた追加条件に従う。

パートIIファンドおよびS I Fについて、管理会社による委託は、別途の条件に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグの投資信託は、2010年法および2007年法に規定されている会社形式で設立することができる。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

規約に規定されている場合、投資法人の投資口を保有する投資主は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人（S I C A V）

3.2.1.1. 2010年法に基づくS I C A V s

2010年法に従い、S I C A Vの形態を有する会社型投資信託としてU C I T SおよびU C Iを設立することができる。

2010年法に基づき、S I C A Vは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法から逸脱しない限度で適用される。

3.2.1.2. 2007年法に基づくS I C A V

公開有限責任会社（société anonyme）の形態に加え、2007年法は、S I C A Vが株式有限責任会社組合（société en commandite par actions）、特別有限責任組合（société en commandite spéciale）、普通有限責任組合（société en commandite simple）、非公開有限責任会社（a société à responsabilité limitée）または公開有限責任会社として設立された共同会社（société coopérative organisée sous forme de société anonyme）といった形態をとることを認めている。2007年法におけるS I C A Vの目的は、投資リスク分散を目指してその資金を資産に投資し、十分な情報の与えられた投資家に資産運用の利益を提供することのみである。規約には、資本金額は常に会社の純資産額と同額である旨が明確に記載されている。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資会社は1915年法の適用対象となっている。しかし、2007年法は、S I Fが柔軟な法人形態を取れるように一連の側面に基づき当該規則から離れている。

3.2.1.3. 2010年法および2007年法に基づくS I C A Vの要件

S I C A Vに適用される最も重要な要件と構成は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パート I の対象となっているS I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含む、2010年法パート I の対象となっているすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- パートII S I C A Vは、125万ユーロ以上の株式資本の処分を行う必要がある。この最低資本金は、S I C A V認可後6か月以内に達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロに引き上げることができる。
- S I Fに関して、資本剰余金または組合持分への拠出額により増加したS I C A Vの応募資本は、125万ユーロを下回ってはならない。かかる最低額はS I C A V認可後12か月以内に達しなければならない。大公規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロに引き上げることができる。

（注）現在そのような規制は存在しない。

- 取締役の任命およびその変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。

- － 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- － U C I T SおよびパートIIファンドに関して、通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資口を発行しない。
- － U C I T SおよびパートIIファンドについて、規約は、発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
- － 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- － 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（パートIファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パートIIファンドについては最低1か月に1回、S I Fについては最低年に1回とする。）。
- － 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。
- － S I C A Vの投資口は、無額面とする。

3.2.2. 2010年法に基づくS I C A Vの保管受託銀行

A. S I C A Vは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って単独の保管受託銀行が任命されるよう確保する。保管受託銀行は、保管受託契約に従い、S I C A Vの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督機能および随時合意されるその他の業務について責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録上の事務所を有するか、またはその登記上の事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない。また、1993年法の定める金融機関でなければならない。

2010年法の定めによると、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当する種類のS I C A Vに関する十分な経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約により証明されなければならない。当該契約は、とりわけ、2010年法ならびにその他の関連法令、規制および行政規定に定められるとおり、保管受託銀行がその保管受託銀行として任命されたS I C A Vのために職務を遂行するのに必要とみなされる情報量について規定するものとする。

B. パートI S I C A Vおよび個人投資家向けパートII S I C A Vに関して、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- － S I C A Vの投資口の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの規約に従って実行されるよう確保すること。
- － S I C A Vの投資口の価格が法律およびS I C A Vの規約に従い計算されるよう確保すること。
- － 法律またはS I C A Vの規約に抵触しない限り、S I C A VまたはS I C A Vを代理して行為する管理会社の指示を実行すること。
- － S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に保管受託銀行に送金されるよう確保すること。
- － S I C A Vの収益が法律または規約に従って使用されるよう確保すること。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュ・フローを適切に監視し、とりわけS I C A Vの投資口の申込みに際して投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるよう確保し、また、S I C A Vのすべての現金がa) S I C A VまたはS I C A Vを代理して行為する保管受託銀行の名義で開設され、b) 指令2006/73/EC第18条第1項a)、b) およびc) に規定される法人において開設され、また、c) 指令2006/73/EC第16条に定められる原則に従って維持される預金口座に記帳されるよう確保する。

預金口座がS I C A Vを代理して行為する保管受託銀行の名義で開設される場合、上記b) において言及される法人の現金および保管受託銀行自身の現金は一切当該口座に記帳されないものとする。

C. SICAVの資産は、以下のとおり、保管受託銀行にその保管を委託される。

- a) 保管される金融商品に関して、保管受託銀行は、
 - i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 - ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、指令2006/73/EC第16条に定められる原則に従い、SICAVを代理して行為する管理会社の名義で開設された保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるよう確保し、常に適用法に従いSICAVに属するものであることを明確に確認できるよう確保する。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
 - i) SICAVにより提供される情報または文書および入手可能な場合には外部の証拠に基づきSICAVが所有権を有するか否かを判断することにより、当該資産にかかるSICAVの所有権を確認し、
 - ii) SICAVが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、当該記録を最新の状態に維持する。

D. 保管受託銀行は、定期的に、SICAVのすべての資産をまとめた一覧表をSICAVに提出する。

保管受託銀行により保管されるSICAVの資産は、保管受託銀行または保管の職務を委託された第三者により自己の勘定で再利用されてはならない。再利用とは、保管される資産の取引（譲渡、担保設定、売却および貸与を含むが、これらに限定されない。）をいう。

保管受託銀行により保管されるSICAVの資産は、以下の場合にのみ、再利用が認められる。

- a) SICAVの勘定で資産を再利用を遂行する場合であり、
- b) 保管受託銀行がSICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を実行する場合であり、
- c) SICAVの利益および投資主の利益のために再利用する場合であり、かつ、

² 「指令2006/73/EC」とは、投資会社の設立要件および運営条件ならびに指令の定義語についての欧州議会および理事会指令2004/39/ECを施行する2006年8月10日付委員会指令2006/73/ECをいう。

d) 権原譲渡契約に基づき S I C A V が受領する高品質かつ流動性のある担保によりカバーされる取引である場合。

担保の市場価格は、常に、再利用される資産の市場価格にプレミアムを加えた金額以上であるものとする。

保管受託銀行および／または S I C A V の資産の保管を委託されたルクセンブルグに所在する第三者が支払不能となった場合、保管される資産は、当該保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配または当該債権者の利益のための換金に利用することができない。

E. 保管受託銀行は、上記 B において言及される職務を第三者に委託してはならない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記 C において言及される職務を第三者に委託することができる。

- a) 2010年法に定められる要件を回避する目的で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、あらゆる正当な技量、配慮および注意をもって、自らの業務の一部を委託する第三者を選定および任命し、また、引き続き、あらゆる正当な技量、配慮および注意をもって、自らの業務の一部を委託した第三者および当該第三者に委託した事項に関する当該第三者の手配について定期的な見直しおよび継続的な監視を行う場合。

上記 C において言及される職務は、第三者が委託された業務の遂行中常に以下に該当する場合にのみ、保管受託銀行により当該第三者に委託することができる。

- a) 委託された S I C A V の資産の性質および複雑性に対して適切かつふさわしい構造および専門性を有している。
- b) 上記 C の a) において言及される保管業務が以下に服している。
 - i) 有効な健全性規制（最低資本要件を含む。）および該当する法域における監督。
 - ii) 金融商品を保管していることを確保するための外部の定期的な監査。
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることを明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を、自らの資産および保管受託銀行の資産から分離している。
- d) 第三者が支払不能となった場合に、第三者により保管される S I C A V の資産が、第三者の債権者への分配または当該債権者の利益のための換金に利用されないよう確保するために必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記 A、C、上記 D の第 2 段落ないし第 4 段落および下記 G に定められる一般的な義務および禁止事項を遵守している。

第 3 段落の b) i) にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の法人が保管することが義務付けられているものの、第 3 段落の b) i) に定められる委託要件を満たす現地の法人が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地の法人が存在せず、また、以下に該当する場合に限り、当該第三国の法律により要求される範囲内でのみ、自らの職務を当該現地の法人に委託することができる。

- a) 該当する S I C A V に投資する投資主が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約により当該委託が義務付けられていること、委託を正当化する状況にあることおよび当該委託に伴うリスクについて十分に知らされている場合。
- b) S I C A V が、当該現地の法人に当該金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

第三者は、その後、同一の要件に従い、それらの職務を再委託することができる。かかる場合、下記 F の第 4 段落は、関連する当事者について準用する。

F. 保管受託銀行は、S I C A V および投資主に対して、保管受託銀行または上記 C の a) に基づく金融商品の保管を委託された第三者による紛失について責任を負うものとする。

保管されていた金融商品が紛失した場合、保管受託銀行は、同一の種類の金融商品またはその相当額を、S I C A V に対して、不当に遅滞することなく返還しなければならない。保管受託銀行は、当該紛失が自らの合理的な支配を超えた外部の事象により生じたものであり、これに対抗する

あらゆる合理的な努力を尽くしたとしてもその結果は不可避であったことを証明できる場合には責任を負わないものとする。

また、保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対して、2010年法に基づく自らの義務を過失または故意により適切に履行しなかったことでS I C A Vおよび投資主が被ったその他のすべての損失について責任を負うものとする。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eにおいて言及される委託により影響を受けることはない。

上記第1段落ないし第3段落において言及される保管受託銀行の責任は、合意により免除または限定されることはない。これと矛盾する合意はすべて無効となる。

投資主は、補償の重複または投資主間の不公平な扱いを生じさせないことを条件として、直接的または間接的に、S I C A Vを通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、S I C A Vおよび保管受託銀行の両方の立場で行為することはできない。いかなる会社も、管理会社および保管受託銀行の両方の立場で行為することはできない。それぞれの職務の遂行において、S I C A V、S I C A Vを代理して行為する管理会社および保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門性をもって、独立して、また、単独で行為するものとする。

保管受託銀行は、S I C A V、投資主、管理会社および自身の間の利益相反を生じさせることがあるS I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社に関する活動を遂行してはならない。ただし、保管受託銀行が、自らの保管受託業務の遂行を自らのその他の相反する可能性のある業務から業務上および階層的に分離しており、利益相反の可能性が適切に確認、管理、監視およびS I C A Vの投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、S I C A Vに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自主的に退任するか、またはS I C A Vにより解任された場合（2か月以内に行われなければならない保管受託銀行の交代までの間に、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）。
- b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議を開始し、支払停止に陥り、裁判所の管理下に置かれ、類似の手續の対象となり、または清算される場合。
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の認可が監督当局により取り消された場合。
- d) 規約に定められるその他のすべての場合。

3.2.3. 管理会社

会社形態の投資信託は、それぞれの適格性に応じ、2010年法の第15章（U C I T S）または第16章（パートIIファンドおよびS I F）のいずれかに服する管理会社により管理することができる。

S I C A Vが管理会社を指定した場合、S I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に終了する。

- a) 指定された管理会社が自主的に退任するか、またはS I C A Vにより解任された場合。ただし、指令2009/65/E Cに従い認可された別の管理会社と交代することを条件とする。
- b) 指定された管理会社がS I C A Vにより解任され、S I C A Vが自己管理型S I C A Vの形態をとることを決定した場合。
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議を開始し、支払停止に陥り、裁判所の管理下に置かれ、類似の手續の対象となり、または清算される場合。
- d) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の認可が監督当局により取り消された場合。
- e) 規約に定められるその他のすべての場合。

U C I T S管理会社およびチャプター16管理会社はまた、C S S F通達18/698に従うものとし、その詳細は下記第IV章3.4を参照のこと。

3.2.4. 関係法人

上記第Ⅲ章3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5. 会社型パート I ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート I ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、指令2009／65／E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合

- － 認可の申請は、最低でもS I C A Vの組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- － S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- － さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全に、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下の第Ⅳ章3.2の(4)ないし(8)に定める規定は、指令2009／65／E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と解釈される。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 指令2009／65／E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

４．ルクセンブルグの投資信託に関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1. 2010年法および2007年法

4.1.1. 複数のコンパートメントおよびクラスの構造

2010年法および2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。CSSFは、2010年法および2007年法に従うUCIの運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連するCSSF通達12/540を発行した。同通達に従い、運用開始前や再開待ちのコンパートメント等の運用中でないコンパートメントに対するCSSFの承認は、最長18か月間有効である。

4.1.2. 2010年法に基づく投資口の発行および買戻し

SICAVは、反対の内容を有する規約に従うことを条件として、いつでも投資口を発行することができる。2010年法の対象であるSICAVの発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。投資口は、SICAVの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3. 2007年法に基づく投資口の発行および買戻し

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口／受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年法の下で、SIFは、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じめるため）純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは、一部払込済み投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、取得の約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済み投資口（当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。）によって行うこともできる。

4.2. 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、FCPの管理会社、および投資法人自体に対して（2010年法または2007年法により明示的に適用除外されていない限り）適用される。

4.2.1. 会社設立の要件（1915年法第420-1条）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2. 規約の必要的記載事項（1915年法第420-15条）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 設立者の身元
- (ii) 会社の形態および名称
- (iii) 登記上の事務所
- (iv) 会社の目的
- (v) 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- (vi) 発行時に払込済の額
- (vii) 発行済資本および授權資本を構成する株式クラスの種類の記事
- (viii) 株式の形態（記名式、無記名式または無券面化の形態）
- (ix) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法に対する最近の改正は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、C S S Fは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- (x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (xi) 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）に関する記載
- (xii) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (xiii) 会社の存続期間
- (xiv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

4.2.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420—17条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをR E S Aに公告すること
- (ii) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第420—19条および第420—23条）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

IV. 2010年法に服するルクセンブルグのU C I T S

1. ルクセンブルグのU C I T Sについて

2010年法パートIに基づきU C I T Sとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のE U加盟国において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、U C I T Sを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および／または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのU C I T Sの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

2. ルクセンブルグのU C I T Sの投資制限

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、F C Pおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パートIファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第40条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、指令2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同指令第1条第2項第1号および第2号、a) およびb) に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に（設立国が加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が指令2009/65/ECの要件と同等であること。
 - かかるUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - （合計で）取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録上の事務所を有するか、第三国に登録上の事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付CSSF通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
 - 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品

- － E U法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともE U法が規定するのと同じ程度厳格であるとC S S Fが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
- － C S S Fが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4指令78/660/E E Cに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

- (6) U C I T Sは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているU C I T Sは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) U C I T Sは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) ルクセンブルグに登記上の事務所を有する投資法人または管理会社（各運用U C I T Sに関するもの）は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロファイル全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。U C I T Sはまた、O T Cデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。U C I T Sは、C S S Fが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、C S S Fに定期的に報告しなければならない。
- (b) U C I T Sは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をC S S Fが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。いかなる状況であれ、こうした業務によりU C I T Sがその設立書類に掲げる投資目的から逸脱してはならない。
- (c) U C I T Sは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

U C I T Sは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。U C I T Sが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

- (10) (a) U C I T Sは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

U C I T Sは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。U C I T Sの取引の相手方に対するO T Cデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

- (b) U C I T Sがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、U C I T Sが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのO T Cデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、U C I T Sは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- －当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- －当該機関への預金、または

ー当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

(c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登記上の事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

指令83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および／または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたす場合に限る。

- ー 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- ー 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- ー 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体へのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび／または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび／またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCITSおよび／または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび／またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび／またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。

- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートIまたは指令2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。

- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。

(i) 同一発行体の議決権のない株式の10%

(ii) 同一発行体の債務証券の10%

(iii) (2010年法第2条第2項の意味の範囲の) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%

(iv) 一発行体の短期金融商品の10%

上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。

- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
- 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品

- 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
- 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録上の事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
- 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本第四章2の制限に適合する必要はない。
リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSのコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表象する場合は当該10%までを、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%までを表象する場合は当該10%までを借入れをすることができる。
- 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- (20) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて実施している。
- 2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08/339（以下「通達08/339」という。）を出した。
- 通達08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により取って代えられる。）の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された通達08/380により改正された。

2008年6月4日に、C S S Fは、特定の証券貸借取引においてU C I T Sが利用することのできる技法と商品の詳細について示したC S S F通達08/356（以下「通達08/356」という。）を出した。

通達08/356は、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を取り扱っている。当該通達08/356は、U C I T Sのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってU C I T Sのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

C S S F通達14/592は、E T FおよびE T Fを取り扱うその他のU C I T Sの問題、金融デリバティブ商品の使用、U C I T Sの担保に関する規則ならびに適格性を有する金融指標に関するE S M Aガイドラインのルクセンブルグにおける実施について取り扱っている。

2018年7月21日に発効し、加盟国に直接適用あるMMF規則は、MMF規則の適用範囲内のすべてのU C Iについて、MMF規則に基づくMMFとして認可を受けることを要求している。MMF規則の適用範囲外のU C Iは、マネー・マーケット・ファンドとしての適格性を有さない。

MMF規則は、i) 公的債務固定基準価額ファンド、ii) 純資産価格の変動性が低いファンド、およびiii) 変動純資産価格ファンド（VNAV）（短期VNAVおよび通常のVNAVがある。）の3種類のM M Fについて規定している。MMFの種類に依拠して、MMF規則に基づきMMFとしての適格性を有するU C I T Sには更なる投資制限が課される。

指令2009/65/E Cを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくU C I T S(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、U C I T S（またはそのコンパートメント）の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、U C I T Sのみに適用され、その他の種類のU C Iには適用されない。2010年法に従い、C S S Fは、2010年法の特定の規定を明確化したC S S F規則10-05を採用している。

B. U C I T Sフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のU C I T S（以下「マスター」という。）に投資するU C I T Sであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
- 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. U C I T S管理会社／第15章に従う管理会社

パートIファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1. ルクセンブルグに登録上の事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録上の事務所を有する管理会社の業務の開始は、C S S Fの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または株式有限責任会社組合として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

第15章に従う管理会社には、2010年法が適用除外を認めていない限り、1915年法の規定が適用される。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルBにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。
- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）
 - (b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務
- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。
- (5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (6) 上記(2)とは別に、ルクセンブルグに登録上の事務所を持ち、2010年法第15章に基づく認可を受けた管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFからも事前承認を取得している場合、AIFMDの定めるAIFのAIFMとして任命されることができる。

AIFMとして業務を履行する管理会社は、2013年法の別表Iに記載された業務および2010年法第101条に従い認可を受けたUCITSの管理に関する追加業務しか行ってはならない。

(注) リストは、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用機能ならびにAIFMがAIFを共同管理する上で別途行う可能性のある「その他の機能（管理事務、マーケティングおよびAIFの資産に関する業務等）」で構成される。

AIF管理に関する運営業務において、管理会社は、金融商品に関する注文の受領および取次ぎを含む、2013年法第5条第4項の定める非中核サービスも提供することがある。

- (7) かかる管理会社はいわゆる「管理会社パスポート」を用いて、国際的な業務をすることができる。
- (8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。
- (a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - (i) 管理会社が運用するFCP（管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - (ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - (iii) 管理会社が運用するUCI（管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、指令2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録上の事務所を有しなければならない。

- (b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者および

すべての後継者の身元情報は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。

- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登記上の事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

C S S Fは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

- (10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

- (12) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
 - (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
 - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、（2010年法第116条に従い）集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S所在加盟国の監督当局と協議する。

- (13) C S S Fは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

3.2. ルクセンブルグに登記上の事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(5)、(8)および(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(8)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(2) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務付けられる。

- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
 - － 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - － (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する指令97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。

（注）上記により当該管理会社は、ルクセンブルグにおける投資家補償機構への加入を義務付けられている。

(4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。

- a) 管理会社は、上記を適切に報告しなければならない。CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。

管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。

(5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。

- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。

- (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定および適用するものとし、当該方針および実務は、管理会社が運用するUCITSのリスク特性、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクの負担を奨励したり、UCITSの最善の利益のために行う管理会社の義務の遵守を損なったりするものではないものとする。

報酬に関する方針および実務には、給与の固定および変動要素ならびに任意支払方式による年金給付が含まれる。

報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が運用するUCITSのリスク特性に重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク負担者、内部統制担当者および上級管理職やリスク負担者の属する報酬区分に該当する報酬総額を受ける従業員を含む職員群に適用されるものとする。

- (7) 管理会社は、上記(6)において言及される報酬方針を策定し、適用するにあたり、自身の規模、内部組織ならびに事業の性質、範囲および複雑性に適する方法および範囲で、以下の原則を遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進するものとし、管理会社が運用するUCITSのリスク特性、規則または設立文書に合致しないリスクの負担を奨励しないものとする。
 - (b) 報酬方針は、管理会社、管理会社が運用するUCITSおよび当該UCITSの投資家の事業上の戦略、目的、価値および利益に合致し、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
 - (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監督機能の一環として採用し、当該経営陣が報酬方針の一般原則の採用および少なくとも年1回の見直しを行い、また、それらの実施につき責任を負い、監視するものとする。本項において言及される業務は、経営陣の構成員のうち、該当する管理会社において業務執行の役割を担っておらず、かつリスク管理および報酬について専門的知識を有する者によってのみ実施されるものとする。
 - (d) 報酬方針の実施状況については、少なくとも年1回、経営陣によりその監督機能の一環として採用された報酬に関する方針および手続の遵守に関する中心かつ独立した内部審査が行われるものとする。
 - (e) 内部統制の職務に従事する職員は、同職員が統制する事業分野の業績とは無関係に、同職員の職務に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとする。
 - (f) リスク管理およびコンプライアンスの職務を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合には、報酬委員会の直接の監視下に置かれるものとする。
 - (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個々の業績を評価する際には、個人および関連する事業部門またはUCITSの業績の評価と、それらのリスクの評価と、管理会社全体の業績結果の評価との組み合わせに基づくものとし、財務および非財務の基準を考慮に入れるものとする。
 - (h) 業績の評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいており、かつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社の運用するUCITSの投資家に対して推奨される保有期間を通じて分散されるよう確保するため、同期間に適した複数年の枠組みの中で行われるものとする。
 - (i) 保証変動報酬は例外的なものであり、新規職員の雇用時にのみ、雇用期間の最初の年に限定して支払われるものとする。

- (j) 報酬総額の固定および変動要素については、適切にバランスを取るものとし、報酬の変動要素を一切支給しない可能性も含めて、変動要素を十分に柔軟な方針で運用できるようにするため、報酬の固定要素が報酬総額の大部分を占めるものとする。
- (k) 契約の早期解除に関する支払は、当該契約の終了までの期間において達成された業績が反映されるものとし、当該契約の不履行については報酬を与えないように策定されているものとする。
- (l) 報酬の変動要素またはプールされる報酬の変動要素を算定するために使用される業績の測定には、関連するすべての種類の現在および将来のリスクを統合するための包括的な調整メカニズムが含まれるものとする。
- (m) UCITSの法制度、ファンド規則または設立文書に従うことを条件として、報酬の変動要素の大部分、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券、同等の所有権、または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の有効なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成されるものとする。ただし、UCITSの運用が管理会社の運用するポートフォリオ全体の50%に満たない場合には、かかる50%の最低限の制限は適用されない。

本項において言及される証券は、インセンティブを管理会社、管理会社が運用するUCITSおよび当該UCITSの投資家の利益と連携させることを目的として策定された適切な保有方針に従うものとする。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる報酬の変動要素の部分および繰り延べられない報酬の変動要素の部分のいずれにも適用されるものとする。

- (n) 報酬の変動要素の大部分、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、関連するUCITSの投資家に対して推奨される保有期間を考慮して適切である期間、また、当該UCITSのリスクの性質と正確に合致する期間にわたり、繰り延べられるものとする。

本項において言及される期間は、少なくとも3年間とする。繰延べに関する取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に応じて比例して確定する。報酬の変動要素が特に高額である場合には、当該金額の少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして持続可能であり、かつ該当する事業部門、UCITSおよび個人の業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われるか、またはそれを受ける権利が付与されるものとする。

変動報酬の総額は、通常、管理会社または該当するUCITSの財務実績が低迷するか、または悪化した場合、現在の報酬およびそれまでに得た報酬額の支払における減額（マルス（malus）（等級別料率）やクローバック（clawback）（回収）によるものを含む。）の両方を考慮し、大幅に縮小されるものとする。

- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が運用するUCITSの事業上の戦略、目的、評価および長期的な利益に合致するものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、5年間、上記(m)において定められる証券の形式で、管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合、任意支払方式による年金給付は、5年間の保有期間後に、上記(m)において定められる証券の形式で、当該従業員に支払われるものとする。

- (q) 職員は、個人的なヘッジ戦略または報酬に関する保険や賠償責任に関する保険を、その報酬に関する取決めに組み込まれるリスク調整効果を弱める目的で利用しない旨約束することを要する。

- (r) 変動報酬は、2010年法の要件を回避することを容易にするビークルや方法を通じて支払われないものとする。

第1段落に定められる原則は、その専門的業務が管理会社のリスク特性または管理会社が運用するUCITSのリスク特性に重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク負担者、内部統制担当者および上級管理職やリスク負担者の属する報酬区分に該当する報酬総額を受ける従業員を含む職員の利益のために行われる、管理会社により支払われるいかなる種類の給付にも、UCITS自体により直接支払われるいかなる金額（成功報酬を含む。）にも、また、UCITSの受益証券または投資証券のいかなる譲渡にも適用されるものとする。

管理会社は、管理会社自身の規模、管理会社自身が運用するUCITSの規模、管理会社自身の内部組織ならびに管理会社自身の事業の性質、範囲および複雑性が重大な場合、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務ならびにリスク管理のために生み出されるインセンティブについてその要求に適いかつ独自の判断を下すことができるような形で構成されるものとする。

指令2009/65/EC第14a条第(4)項において言及されるESMAガイドラインに従って設置される報酬委員会（該当する場合）は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理に影響を及ぼすものおよび経営陣がその監督機能の一環として下すものを含む、報酬に関する決定の準備につき責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の構成員のうち、業務執行の役割を担わない者が務めるものとする。報酬委員会の構成員は、該当する管理会社の経営陣の構成員のうち、業務執行の役割を担わない者とする。

経営陣への従業員の代表参加が労働法により定められている管理会社においては、報酬委員会に—または複数の従業員代表者が含まれるものとする。報酬委員会は、その決定を準備するにあたり、投資家およびその他の利害関係者の長期的な利益ならびに公共の利益を考慮するものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条の意味する専属代理店を選定することが認められる。

管理会社が専属代理店の選定を決定した場合、同管理会社は、2010年法で許容される業務範囲において、1993年法第37—8条に基づき投資会社に適用される同じ規則に従わなければならない。

3.3. 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (2) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4. UCITS管理会社に適用される規則

CSSF規則10—4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、CSSFは、従前適用されていたCSSF通達12/546に取って代わる通達18/698を公表した。

ルクセンブルグのUCITS管理会社および自己管理型投資法人のみを対象としていたCSSF通達12/546に反して、CSSF通達18/698はすべての投資ファンド運用会社（UCITS管理会社および自己管理型投資法人に限らず、CHAPTER 16管理会社、AIFMおよび2013年法第4条(1)b) 規定の範囲内における内部管理されたAIFを含む。）、ならびに登録事務代行会社として行為する法人を対象としている。

当該通達によって、C S S Fは、投資ファンド運用会社の認可の際の直近の規制慣行を確認し、投資ファンド運用会社の内部組織、実質、方針および手順に特別な注意を払っており、特にその人数および活動の特性を考慮した適切な人材が投資ファンド運用会社に供給されていることの必要性について重視していることを指摘する。この点において、C S S F通達18/698は（i）投資ファンド運用会社に要求されている業務執行役員および従業員の人数、および（ii）取締役および業務執行役員が保有を授權されている権限の数を明記している。

後者には当該通達が投資ファンド運用会社のみならず、投資ファンド運用会社、U C I T S、A I Fおよび関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員にも影響することを含有する。

さらに、C S S F通達18/698は、投資信託、その投資主、マーケティングに関与および投資信託に代わって行われた投資に関与する仲介人による、マネー・ロンダリングおよびテロ資金対策に有効なC S S Fの期待を明確にする。

C S S Fは、経営委員会、取締役会の開催について、投資ファンド運用会社が形式化することを主張し、また管理機関およびC S S Fのために作成される各種報告書について協議する。

当該通達は、デュー・デリジェンスおよび委託先の継続した監視要件について追加的詳細を記載している。

さらに、C S S Fは、M i F I D（金融商品市場指令）が適用ある投資ファンド運用会社の内部統治、管理権限、運営権限および技術インフラに関する要件に、より密接に連携している。

4. ルクセンブルグのU C I T Sに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1. ルクセンブルグのU C I T Sの認可・登録および監督

4.1.1. U C I T Sの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

（i）次の投資信託はルクセンブルグのC S S Fから正式な認可を受けることを要する。

- － ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- － E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

（ii）認可を受けたU C Iは、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。

（iii）ルクセンブルグ法、規則およびC S S Fの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定およびC S S Fの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C Iの解散および清算を決定する。

C S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2. 投資家に提供されるべき情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書ならびに年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パートIファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された重要投資家情報文書（U C I T S K I I D）を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各F C Pのために、その目論見書および重要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。
- 重要投資家情報文書は、投資家がU C I T Sの受益証券／投資口の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。
重要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合はこの限りではない。
さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。
- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および重要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

P R I I P s 規則に基づき、E U圏内で個人投資家に対していわゆる「P R I I P s」に係る助言、募集または販売を行う自然人および事業体は、かかる個人投資家がP R I I P sへの投資を行う前に、かかる個人投資家に対して規則1286／2014に言及される重要情報文書（P R I I P s K I D）を交付することを義務付けられている。「P R I I P s」とは、パッケージ型個人投資家・保険向け投資金融商品をいう。

P R I I P s 規則は、2018年1月1日より適用される。U C I T S管理会社、自己管理型U C I T S投資法人およびU C I T Sに係る助言または販売を行う自然人に対して、2019年12月31日までの移行期間が設けられた。

P R I I P s 規則の目的は（i）P R I I P s K I D（最大でA4サイズ3ページ）を通じて、統一的かつ標準的な情報の入手を確保することにより個人投資家の保護を強化すること、ならびに（ii）P R I I P s市場へのすべての参加者（P R I I P sの組成、助言および販売を行う者）に対して、透明性に係る統一的な規則をE Uレベルで課すことである。

P R I I P sの概念には、すべての種類の投資信託（クローズド・エンド型であるかオープン・エンド型であるかを問わず、U C I T Sを含む。）、仕組商品（原資産の形態を問わず、仕組預金を含む。）ならびに保険ベース投資（変額保険および配当付保険を含む。）が含まれている。損害保険商品、仕組預金以外の預金、雇用主からの出資が義務付けられている個人年金商品等の少数の投資商品のみが除外されている。

U C I T Sの受益証券／投資口の販売に係る広告には、目論見書（および該当する場合にはU C I T S K I DまたはP R I I P s K I D）を入手可能であることに言及し、また、それらを入手可能な場所が表示されていないなければならない。

4.1.3. ルクセンブルグのU C I T Sに適用される規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付C E S Rガイドライン10－049（改正済）およびM M F規則（2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会のマネー・マーケット・ファンドに関する欧州規則2017／1131）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009／65／E Cを実施する2010年7月1日付委員会指令2010／43／E Uを置き換える2010年12月22日付C S S F規則10－4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009／65／E Cを実施する2010年7月1日付委員会指令2010／44／E Uを置き換える2010年12月22日付C S S F規則10－5（改正済）
- 他のE U加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うU C I T Sおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のE U加盟国のU C I T Sが従うべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付C S S F通達11／509

- － 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付C S S F通達12/540
- － 2010年法パート I に従うU C I T Sの保管受託銀行として行為する金融機関および場合により管理会社に代表されるすべてのU C I T Sに適用ある条項に関連するC S S F通達16/644
- － S F T規則（証券金融取引の透明性に関して、欧州規則No.648/2012を再利用し、修正する2015年11月25日付の欧州議会および欧州理事会の欧州規則2015/2365）
- － ベンチマーク規制（金融商品および金融契約におけるベンチマークとして、または投資ファンドの業績を測るために使用される指数に関するものであり、指令2008/48/E C、2014/17/E U および欧州規則No.596/2014を修正する2016年6月8日付欧州議会および理事会による欧州規則2016/2011）

4.2. ルクセンブルグのU C I T Sに適用される追加要件

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはC S S Fの認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S Fが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 2010年法パート I に従うU C I T Sは、上記(ii)に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、C S S Fにより認可されないものとする。

- a) F C Pは、当該F C Pを運用するための管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記a) を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたU C I T Sが指令2009/65/E Cに従う管理会社により運用され、指令2009/65/E Cに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、C S S Fは、2010年法第123条に従い、当該U C I T Sを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、C S S Fは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてU C I T Sの認可を拒否することができる。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことが立証された場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきU C I T Sを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてU C I T Sを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または（該当する場合には）投資法人は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、U C I T Sの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

(iv) 販売用資料

2005年4月6日付C S S F通達05/177に従い、販売用資料については、当該資料が利用される外国の管轄権を有する当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るために当該資料をC S S Fに提出する必要はない。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような広告資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融セクターの行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(v) 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論

見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、UCITS Vの規則により、パートIファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパートIの規定に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙IのスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(vi) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(vii) 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場合および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRSAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの

苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUC Iの状況を全体的にみることでありと述べている。長文式報告書は、一般に公開されることを企図しておらず、かつUC IまたはUC Iの管理会社の取締役会ならびにC S S Fによる専用使用を目的として発行される。

(viii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、UC Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UC Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L通達97/136（C S S F通達08/348により改正）およびC S S F通達15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

(ix) 違反に対する刑事上の制裁

1人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。

2010年法に基づき、C S S Fは、制裁およびその他の行政措置に関して以下の権限を有する。

(1) 下記(a)ないし(g)のいずれかに該当する場合、C S S Fは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- － 2010年法パート I およびパート II に従うUC I、その管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、UC I 業務に貢献する事業
- － 直前の項目において言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を行う者
- － (UC I が任意清算される場合) 清算人
 - a) 2010年法を適用する目的においてC S S Fが必要とする財務書類またはその他要求された情報の提供を拒絶した場合
 - b) 不完全、不正確または虚偽であることが判明した書類またはその他の情報を提供した場合
 - c) C S S Fの検査権ならびに監査権および調査権の行使が妨げられた場合
 - d) 貸借対照表および財務状況の公表について規定する規則を遵守しなかった場合
 - e) 下記(4) b) を理由としてC S S Fにより宣言されたC S S Fの差し止命令を遵守しなかった場合
 - f) 関係機関の安定的かつ健全な運営をリスクにさらす可能性のある行動を取った場合
 - g) 2010年法第132条の規定を遵守しなかった場合

(2) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記(a)ないし(p)のいずれかに該当する場合、C S S Fは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- － 2010年法パート I に従うUC I T S、その管理会社、保管受託銀行
- － 直前の項目において言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を実質的に行う者
 - a) 議決権割合もしくは保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%以上となるよう、または管理会社が取得者の子会社となるよう、UC I T S管理会社における適格保有持分が直接的もしくは間接的に取得された場合または管理会社における当該適格保有持分がさらに増加された場合（以下「提案された取得」という。）であって、取得者が適格保有持分を取得または増加しようとしている当該管理会社につき、2010年法第108条第(1)項に違反してC S S Fに対し書面により通知しなかった場合
 - b) 議決権割合または保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%未満となるよう、または管理会社が子会社でなくなるよう、UC I T S管理会社における適格保有持分が直接的も

しくは間接的に処分され、または減少した場合であって、2010年法第108条第(1)項に違反してC S S Fに対し書面により通知しなかった場合

- c) U C I T S管理会社が、2010年法第102条第(5)項第b) 号に違反して、虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を得た場合
- d) 2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、2010年法第27条第(1)項に違反して、虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を得た場合
- e) 指令2014/65/EUの第11条第(1)項に記載される基準のうちいずれか一つを上回るまたは下回ることとなる、その資本の保有持分の取得または処分を認識した直後に、U C I T S管理会社が、2010年法第108条第(1)項に違反して当該取得または処分をC S S Fに報告しなかった場合
- f) U C I T S管理会社が、2010年法第108条第(1)項に違反して、少なくとも年1回以上の頻度で、適格保有持分を所有する投資主および構成員の氏名ならびに当該保有高をC S S Fに報告しなかった場合
- g) U C I T S管理会社が、2010年法第109条第(1)項第a) 号の規定に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
- h) U C I T S管理会社が、2010年法第109条第(1)項第b) 号の規定に従って課せられる組織・設立要件を遵守しなかった場合
- i) 2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、2010年法第27条第(3)項に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
- j) U C I T S管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、2010年法第110条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- k) U C I T S管理会社または2010年法第27条に規定する範囲の投資会社が、2010年法第111条の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
- l) 保管受託銀行が、2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項に定めるその職務を遂行しなかった場合
- m) 2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vまたは（自己が運用している各F C Pについて）U C I T S管理会社が、2010年法第5章の規定に基づく投資方針に関する義務を再三にわたって遵守しなかった場合
- n) U C I T S管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、2010年法第42条第(1)項の規定に基づくリスク管理プロセスまたはO T Cデリバティブの価値を正確にかつ独立して評価するプロセスを実施しなかった場合
- o) 2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vまたは（自己が運用している各F C Pについて）U C I T S管理会社が、2010年法第47条および第150条ないし第163条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を再三にわたって遵守しなかった場合
- p) 別の加盟国において自己が運用しているU C I T Sの受益証券を販売するU C I T S管理会社、または別の加盟国において自己の受益証券を販売する2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、2010年法第54条第(1)項に定める通知要件を遵守しなかった場合
- q) S F T規則第13条および第14条に対する違反があった場合

(3) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記(a)ないし(n)のいずれかに該当する場合、C S S Fは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パートIIに従うU C I、その管理会社、保管受託銀行
- 直前の項目において言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を実質的に行う者
 - a) 2010年法第16章に従う管理会社が、2010年法第125— 1条第(5)項第b) 号に違反して、虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を得た場合

- b) 2010年法第16章に従う管理会社が、2010年法第125－1条の規定に基づく第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - c) 2010年法第12章に従うS I C A Vが、2010年法第95条第(2)項および第(3)項の規定に基づく第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - d) F C Pの法的形態を有さないU C I T Sまたは2010年法第13章に従うS I C A Vが、2010年法第99条第(6b)項および第(6c)項の規定に基づく第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - e) U C I またはその管理会社がそれぞれ、2010年法第150条ないし第158条に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を再三にわたって遵守しなかった場合
 - f) 保管受託銀行が2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項の規定に基づく自己の職務を遂行しなかった場合
 - g) 2010年法第125－2条に従う管理会社が、虚偽の申述またはその他の不正な手段によりA I FのA I F Mとしての認可を得て、2013年法第10条第(1)項第b)号に違反した場合
 - h) 2010年法第125－2条に従う管理会社が、2013年法第16条および第17条に従って課せられる設立要件を遵守しなかった場合
 - i) 2010年法第125－2条に従う管理会社が、2013年法第13条の規定に従って課せられる、利益相反の防止に関する手続および措置を遵守しなかった場合
 - j) 2010年法第125－2条に従う管理会社が、2010年法第11条第(1)項および2013年法の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
 - k) 2010年法第125－2条に従う管理会社が、2013年法第14条の規定に従って課せられるリスク管理の手続および体制を遵守しなかった場合
 - l) 2010年法第125－2条に従う管理会社が、2013年法第18条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - m) 2010年法第125－2条に従う管理会社が、自己が運用している各A I Fについて、2013年法第20条および第21条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を再三にわたって遵守しなかった場合
 - n) 別の加盟国において自己が運用しているA I Fの受益証券を販売する、2010年法第125－2条に従う管理会社が、2013年法第30条に定める通知要件を遵守しなかった場合
- (4) 上記(1)ないし(3)に記載される場合において、C S S Fは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。
- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
 - b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および違法行為の反復の排除を求める命令
 - c) (U C I または管理会社の場合) U C I または管理会社の認可の停止または取消し
 - d) 管理会社もしくはU C I の経営陣の構成員、または管理会社もしくはU C I により雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの事業体もしくはその他類似の事業体の経営機能の行使の一時禁止令または（度重なる重大な法令違反の場合）永久禁止令
 - e) (法人の場合) 5,000,000ユーロまたは経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高（法人が親会社である場合または指令2013/34/EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合には、会計分野の関連するEU法に従い、年間総売上高は、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく年間総売上高または対応する種類の収益とする。）の10%を上限とする罰金
 - f) (自然人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金
 - g) 上記e) およびf) の代わりとして、法律の違反から生じた利益（決定可能な場合）は、それが上記e) およびf) の上限金額を上回る場合であっても）当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金
- (5) 本法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定（不服申立てが存在しないものに限られる。）について当該制裁または措置を課せられた者が当該決定を知らされた後、C S S Fは、不当な遅滞なく、C S S Fのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表

は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。

ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとC S S Fが判断した場合、または、当該公表により金融市場の安定性もしくは継続中の調査が損なわれる場合、C S S Fは、以下のいずれかを行うものとする。

- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること（当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。）。
- c) 上記a) およびb) に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合、制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
 - i) 金融市場の安定性が損なわれないこと。
 - ii) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

C S S Fが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

- (6) C S S Fはまた、制裁または措置を課する決定について不服申立てが行われている場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、C S S Fの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (7) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、C S S Fのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (8) 指令2009/65/ECの第99e条第(2)項に従い、C S S FがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、C S S Fは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。

さらに、C S S Fは、上記(1)c) に従い、課せられたが公表されていない行政処罰（当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。）をESMAに報告するものとする。

- (9) C S S Fが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、C S S Fは、それらが効果的で、均衡が取れており、抑止的であることを確保するとともに、以下（該当する場合）を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
 - a) 違反の重大性および期間
 - b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
 - c) 例えば、法人の場合には総売上高または自然人の場合には年間所得により示唆される、違反につき責任を負うべき者の財務力
 - d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および（該当する場合）市場または広範な経済の機能性に対する損害（それらが特定可能な範囲に限られる。）
 - e) 違反につき責任を負うべき者によるC S S Fに対する協力の程度
 - f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
 - g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた違反防止措置
- (10) C S S Fは、本法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム（かかる違反の報告に係る連絡経路の確保を含む。）を確立する。
- (11) 上記(10)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
 - a) 違反報告およびそのフォローアップの受領に関する具体的な手続

- b) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で行われた違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不当な扱いから適切に保護すること
 - c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年8月2日付改正法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること
 - d) 追加の調査またはその後の司法手続との関連で開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則
- (12) 第1項に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる種類の責任も報告者に負わせることはない。
- (13) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部的に違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

4.3. 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1. FCPの強制的・自動的解散

- a) 管理会社または保管受託銀行がその事業の遂行を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b) 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c) 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2. SICAVについては、以下の事由が生じた場合には投資主総会に解散の提議がなされなければならない。

- a) 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b) 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

4.3.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2. 清算の方法

4.3.2.1. 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

- a) FCPの場合、管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人
- b) 会社型投資信託の場合、投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1.に記載された方法で預託される。

V. 2013年法に従ったオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日にA I FMDをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法が公表された。

(i) 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のA I Fを運用することである法人は、（当該A I F Mが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。A I Fとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

- a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
- b) U C I T S IV指令に基づき認可を必要としない投資信託。

(ii) 2013年法は、以下のA I F Mには適用されない。

- a) A I F M、A I F Mの親会社もしくは子会社またはその他A I F Mの親会社の子会社のみが投資家であるA I Fを運用する、ルクセンブルグで設立されたA I F M（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がA I Fではないことを条件とする。）
- b) ルクセンブルグで設立されたA I F Mであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該A I F Mと関連する会社を通じて、以下のいずれかのA I Fのポートフォリオを直接的または間接的に運用するA I F M

(i) その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないA I F、もしくは

(ii) レバレッジされておらず、各A I Fへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないA I Fによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないA I F

（それぞれを「最低限度額」という。）

A I F Mは、上記(ii) b) に基づき2013年法の適用が免除される場合であっても、C S S Fへの登録を行わなければならない（以下「登録済みA I F M」という。）。登録済みA I F Mは、C S S Fへの登録時に、当該A I F Mが運用するA I Fを特定し、かかるA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供する。自らの登録完了後、登録済みA I F Mは、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、自ら運用するA I F Mにつき、取引している主な商品に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および最も重要な投資集中に関する情報を定期的に（少なくとも年に一度）C S S Fに提供しなければならない。登録済みA I F Mが最低限度額を上回った場合、当該A I F Mは、C S S Fにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

かかるA I F Mは、A I FMDパスポートによる恩恵を受けることなく（下記第V章1.6を参照のこと。）、したがって、パートIIファンドまたはS I Fの販売は引続き各国の私募規則に服する。

1. 2013年法に基づくA I F Mおよび保管受託銀行制度

1.1. A I F M

1.1.1. A I F Mについて

A I Fとして適格性を有するルクセンブルグのファンドは、認可を受けたA I FMによって運用されなければならない。ただし、以下の条件のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。

以下のいずれかのA I FM

- a) A I FによりまたはA I Fのために選任される法人であり、かつ当該選任を通じてA I Fの運用に責任を負う「外部A I FM」、または
- b) A I Fの法的形態により内部運用が可能な場合で、A I Fの運営組織が「外部A I FM」を選任しないことを選択した場合には、当該A I F自体（この場合、「内部A I FM」（すなわちA I F自体）がA I FMとして認可される必要がある。）

内部運用されるA I Fは、2013年法別表Iに参照される当該A I Fの内部運用業務以外の業務にかかわってはならない。

外部A I FMは、2013年法別表Iに参照される業務およびUCITS IV指令に基づく認可を条件とするUCITSの追加的運用以外の活動に従事してはならない。

前項とは別に、外部A I FMはさらに下記サービスを提供することができる。

- a) 投資家から与えられた委託に従い、顧客毎の一任ベースで行う投資ポートフォリオ（指令2003/41/EC第19条第1項に従った年金基金および企業退職金機関が保有するものを含む）の運用
- b) 以下の業務から構成される非中核的サービス。
 - i) 投資助言
 - ii) 投資信託の受益証券または投資口に関連する保管および管理
 - iii) 金融商品に関する注文の受領および取次ぎ

A I FMは、2013年法第2章に基づき、以下のサービスを提供する権限を有しないものとする。

- a) 前項に言及されるサービスのみ
- b) 前項a) に言及されるサービスについて権限を有しない状態での、前項b) に参照される非中核的サービス
- c) A I F資産に関連する管理、販売および／またはその他サービスのみ
- d) リスク管理サービスを提供しないで行うポートフォリオ運用業務（逆もまた同様）。

1.1.2. A I FMの認可

ルクセンブルグ内で設立するA I FMが事業を開始するためにはCSSFの認可を必要とする。

認可申請には、以下の情報を含めるものとする。

- a) A I FMの事業を実質的に実施する者に関する情報
- b) 適格持分を有するA I FMの株主またはメンバー（直接的もしくは間接的、自然人もしくは法人を問わない）の身元に関する情報および保有額に関する情報
- c) A I FMの組織構造を規定する事業プログラム（2013年法の第2章（「A I FMの認可」）、第3章（「A I FMの運営条件」）、第4章（「透明性要件」）、および（該当する場合）第5章（「特定の種類のA I Fを運用するA I FM」）、第6章（「EU圏のA I FMが欧州連合圏内でEU圏のA I Fを販売管理する権利」）、第7章（「第三国に関連する特別な規則」）および第8章（「個人投資家への販売」）に基づく自己の義務の遵守をA I FMがいかに企図しているかに関する情報を含む）
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託および再委託に関してなされた取決めにに関する情報。

さらに、認可申請には、A I FMが2013年法第6条の規定通りに管理することを企図しているA I Fに関する情報を含めるものとする。

認可の付与は、A I FMが、特にCSSFが認可を与えるにあたり依拠する情報の重要な変更点について、当該変更の実施に先立ちCSSF宛に通知する義務を含有している。

さらに、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および設立に関するCSSF通達18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社として行為する法人に適用されるマネー・ロンダリングおよびテロ資金対策に関連する特定の条項（さらなる詳細については、第IV章3.4を参照のこと。）は、A I FMの取得および認定の維持に必要な条件を明記している。

1.2. AIFMとしての認可も受けた管理会社

以下の事業体は、AIFMとしての適格性を有する可能性がある。

- (a) UCITS／2010年法第15章に基づく管理会社
- (b) 2010年法第16章に基づく管理会社（第125－1条および第125－2条）
- (c) 2010年法パートIIに基づき内部運用されているUCI
- (d) 2007年法に基づき内部運用されているSIF
- (e) 2004年法に基づき内部運用されているSICAR
- (f) 2013年法に基づき規制されるAIFMの地位を採用する予定のその他ルクセンブルグの事業体。以下の事業体は当該地位を得なければならない。

- 1. 2010年法、2007年法または2004年法に基づく規制を受けないAIFに運用業務を提供するルクセンブルグの事業体
- 2. AIFとしての適格性を有している内部運用されているルクセンブルグの事業体であって、2010年法、2007年法または2004年法に基づく規制を受けないもの。

1.2.1. 「第15章に基づくAIFM」

UCITS／2010年法第101条を条件とする、第15章に基づく管理会社の主要業務は、UCITS IV指令に従い認可を受けたUCITSの運用である。ただし、ルクセンブルグ内に登記上の事務所を有しており、かつ2010年法第15章に基づきCSSFから認可された管理会社は、CSSFから2013年法第2章に基づくAIFMとして行為するための追加的許可を取得することを条件として、AIFMDの定めるAIFのAIFMとしても選任されることがある。後者は、2013年法に規定されるすべての規則に従うことを前提とする。

AIFMとして行為する第15章に基づく管理会社の認可情報については、第IV章3を参照のこと。

1.2.2. その他管理会社－第16章に基づく管理会社

第16章に基づく管理会社は、管理会社およびAIFのAIFMとして行為することができる。2010年法の第125－1条、第125－2条および第126条は、第16条に基づき存続する管理会社が充足しなければならない要件および実施可能な業務について規定している。

- (1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または株式有限責任会社組合として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

- A) 以下B)に記載される2010年法第125－2条の適用を害することなく、2010年法第125－1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- (i) AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- (ii) AIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはAIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88－2条第2項a)に従い外部AIFMを選任しなければならない。
- (iii) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。

- － CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。

- 当該管理会社が運用するA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供すること。
- C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88—2条第2項a)に規定する範囲の外部A I F Mを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にC S S Fに対し認可の申請を行わなければならない。

A I F M Dに規定する範囲のA I F以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b) またはc) に記載される業務をあわせて行うことなくa) に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125—1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の運用は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登記上の事務所はいずれもルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125—1条第4項a) またはc) に記載される活動を行う2010年法第125—1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C Iが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。

当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。

- d) c) の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S Fの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(1) A) (ii)の活動を行う2010年法第125—1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部A I F Mが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

- B) 2010年法第88—2条第2項a) に規定される範囲内の外部A I F Mを任命せずに、選任を受けた管理会社としてA I F M Dに規定する範囲の一または複数のA I Fを運用する2010年法第125—2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、A I FのA I F Mとしての認可をC S S Fから事前 to 取得しなければならない。

2010年法第125—2条に記載される管理会社は、2013年法別表Iに記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125—2条に基づき運用するA I Fに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

（注）現在はかかる規則は存在しない。

- b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
 - c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
 - d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。
 - e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

(5) C S S Fは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することができる。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、運用するU C Iの資産を使用してはならない。

(7) 運用するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。

(9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S Fから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

CHAPTER 16 管理会社はまた、第IV章3.4に詳述されるC S S F通達18／698に従うものとする。

1.3. 委託

2013年法に基づき、A I F Mは、自己に代わって業務を遂行する任務を第三者に委託することができるが、当該委託の取決めの発効に先立ち、委託の企図をC S S Fに通知しなければならない。2013年法第18条に従い、下記条件が充足されなければならない。

(a) A I F Mが自らの委託構造全体について客観的な理由をもって正当化できること

(b) 受任者は各任務を遂行するにあたり十分なリソースを充当しなければならず、かつ当該受任者の事業を実質的に指揮する者は優れた評価を得ており、かつ十分な経験を有する者でなければならない。

- (c) 委託内容がポートフォリオ管理またはリスク管理に関するものである場合、当該委任は、資産管理を目的として認可または登録された事業者のみに与えられるものであり、かつC S S Fの監督下に置かれるものでなければならないが、当該条件を充足することができない場合にはC S S Fの事前承認のみが必要となる。
- (d) 委託内容がポートフォリオ管理またはリスク管理に関するもので、第三国の事業者に与えられるものである場合、上記c)の要件に加え、C S S Fと当該事業者の監督当局との間の協力が確保されなければならない。
- (e) 委託によってA I F Mによる監督の実効性が阻害されてはならず、特に、A I F Mが投資家の最善の利益になるように行為することまたはそのように運営されることを阻害してはならない。
- (f) A I F Mは、当該受任者が適格であって対象業務を引受ける能力を有していること、当該受任者が相当の注意をもって選出されたことを証明するとともに、A I F Mが委託された業務を常に有効に監督でき、常に受任者に追加指示をすることができ、かつ、投資家の利益になる場合には当該委託を直ちに有効に取消す立場にあることを証明できなければならない。

A I F Mは、継続的に、各受任者から提供されたサービスを検査しなければならない。

- (注) A I F Mは最初から、当該第三者が十分なリソースを有していること、委託された任務を適切に遂行するために必要な技術、知識および経験を有した十分な人材を採用すること、さらに、委託された任務の履行を支える適切な組織構造を有していることを確認するために、受任者に関するデュー・デリジェンスを確立するものとする。当該デュー・デリジェンス活動は、A I F Mによって継続的に遂行される。

A I F Mは保管受託銀行、保管受託銀行の受任者またはその他A I F MもしくはA I F投資家の利益と相反する事業体に対し、ポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記制限は、受任者がポートフォリオ管理またはリスク管理を、自己が有するその他潜在的相反リスクから業務上および階層的に分離している場合には適用されないものとする。

A I F MのA I Fに対する責任は、A I F Mが自己の業務の一部を第三者に委託したことまたは再委託により影響を受けないものとする。

A I F Mは、A I Fの管理者であるとみなされなくなるような場合または郵便受け会社（ペーパーカンパニー）であると認識されるような場合、自己の業務のすべてを委託することはできない。

受任者が、A I F Mから委託された業務を再委託しようとする場合、下記条件が充足されなければならない。

- 再委託に先立ってA I F Mによる同意
- A I F Mは、当該委託の実施に先立ち、再委託の取決めの条件についてC S S Fに通知する
- A I F Mから受任者（第三者）に対する業務委託に関して上記に規定されるその他すべての条件が充足されなければならない。

- (注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのA I F MからEU圏外の管理者に対して委託することができる場合がある。EU圏外の管理者によって最終的に（認可を受けたルクセンブルグのA I F Mからの委託を通じて）運用されるルクセンブルグのA I Fは、EUパスポートに基づき、EU内のプロ投資家向けに販売することが可能である。さらに、委託に関するC S S F通達18/698の規定にも従わなければならない。

1.4. 透明性要件

1.4.1. 投資家に対する開示

A I F Mは、投資家によるA I Fへの投資に先立ち、自己が運用する各E U圏内のA I FおよびE U圏内で販売するA I Fについて、A I Fの規約（または、F C Pの場合は約款）に従って、以下の情報およびその重要な変更を投資家が入手できるようにしなければならない。

- － A I Fの投資戦略および目的に関する説明、ならびにA I Fが自己の投資戦略もしくは投資方針（または両方）を変更することができる手続に関する説明
- － 投資を目的として締結済みの契約関係についての主要な法的意味の説明
- － A I F M、A I Fの保管受託銀行、監査人およびその他サービス提供者の身元ならびにこれらの職務および投資家の権利に関する説明
- － A I F Mが専門家責任補償の要件を遵守する方法の説明
- － 委託された運用業務および保管受託銀行から委託された保管業務の説明、受任者の身元、ならびにかかる委託から生じ得る利益相反の説明
- － A I Fの資産評価手続および資産評価についての価格決定方法の説明
- － A I Fの流動性リスク管理、買戻しの権利および買戻しの取決めにに関する説明
- － すべての報酬、手数料および経費、ならびに直接的もしくは間接的に投資家が負担することになるこれらの最高限度額に関する説明
- － A I F Mが投資家の公正な取扱いをいかに確保しているか、また、投資家が優遇措置を受けているまたは優遇措置を受ける権利を取得している場合は、かかる優遇措置の内容、かかる優遇措置を受ける投資家の種類、さらに（関連がある場合）これらの投資家とA I FまたはA I F Mとの法的・経済的つながりについての説明
- － 2013年法第20条に言及される、最新の年次報告書
- － 受益証券または投資口の発行および販売についての手続および条件
- － 2013年法第17条に従い確定された、A I Fの最新の純資産価額またはA I Fの受益証券または投資口の最新市場価格
- － 利用可能な場合、A I Fの過去の実績
- － プライム・ブローカーの身元、A I Fとプライム・ブローカー間の重要な取決めの説明、これに関する利益相反の管理の仕方、保管受託銀行との契約中のA I F資産の譲渡および再利用に関する規定、さらに、存在する可能性のあるプライム・ブローカーに対する負債の譲渡に関する情報
- － A I Fのポートフォリオのレバレッジ利用、リスク特性および流動性管理についての情報がいつどのように定期的に開示されるのかに関する説明

A I Fが自己の目論見書において発表する必要がある情報に対する追加情報に限り、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記の通り、A I F Mは投資家に対し、自らの運用するE U圏内の各A I Fおよび自らがE U圏内で販売する各A I Fについて、資産の非流動性、ファンドの流動性の管理の取決め、および現在のリスク特性に関する情報を定期的に開示しなければならない。

また、A I F Mは、A I Fによるレバレッジ利用に関する情報を開示するとともに、A I Fがさらされるレバレッジの上限の変更、および転担保権またはレバレッジの取決めに基づき認められた保証内容、さらにA I Fが採用したレバレッジの合計額を定期的に開示しなければならない。

1.4.2. 年次報告書

ルクセンブルグ内で設立されたA I F Mは、自ら運用するE U圏内の各A I Fおよび自らE U圏内で販売する各A I Fについて、各会計年度の年次報告書を、当該年次報告書で報告する会計年度終了後6か月以内に入手できるようにしなければならない。

年次報告書は、要請があった場合、投資家に提供するとともに、C S S Fおよび（適切な場合）A I Fの設立地である加盟国が利用できるようにしなければならない。

規制市場における取引を認められているA I Fは、指令2004/109/E Cに従い、年次報告書で報告する会計年度終了後4か月以内に年次財務報告書を公表する義務を負う。

年次報告書は監査を受けなければならない、さらに、少なくとも貸借対照表または資産負債計算書、収支計算書、当該会計年度の活動報告書、投資家に提出された情報に関する重要な変更（上記1.4.1を参照のこと。）、ならびに会計年度中にA I F Mからスタッフに支払われた報酬総額およびA I Fから支払われた成功報酬の情報を含むものとする。

1.4.3. C S S Fに対する報告義務

2013年法第22条に従い、A I F Mは定期的にC S S Fに報告を行わなければならない。

かかる報告には、A I F Mが運用するA I Fのために取引する主要投資対象、A I F Mが取引する主要市場、およびA I F Mが現在取引している主な商品、A I F Mが加盟している市場もしくは積極的に取引している市場の情報、ならびにA I F Mが運用する各A I Fの主要なエクスポージャーおよび最も重要な投資集中の情報を含む。

A I F Mは、自己が運用するE U圏内の各A I Fおよび自己がE U圏内で販売する各A I Fに関し、C S S Fに対して以下の情報を提供しなければならない。

- － 非流動性に起因する特別な取決めの対象となるA I Fの資産割合
- － A I Fの流動性管理に関する新たな取決め
- － A I Fの現在のリスク特性および市場リスク、流動性リスク、取引先リスクおよびその他リスク（業務リスクを含む。）管理のためにA I F Mが採用しているリスク管理システム
- － A I Fが投資している資産の主要カテゴリーの情報、ならびに
- － 2013年法のリスク管理および流動性管理に関する規定に従い実施したストレステストの結果

A I F Mの報告頻度は、A I Fの構造、運用資産額および利用されたレバレッジの程度に基づく。

- － A I F Mの運用するE U圏内の各A I FおよびA I F MのE U圏内で販売する各A I Fについて、A I F Mが運用しているA I Fポートフォリオの運用資産が、合計で、A I F M第3条第2項(a)および(b)の条件に基づく基準値である100百万ユーロまたは500万ユーロを超えるが、十億ユーロを超えない場合、半期毎に報告を行う。
- － 前項に言及される要件の対象となるA I F Mの各A I Fの運用資産（レバレッジ利用を通じて獲得した資産を含む。）が当該A I Fについて合計で500百万ユーロを超える場合、四半期毎に報告を行う。
- － A I F Mの運用するE U圏内の各A I Fおよび当該A I F MのE U圏内で販売する各A I Fについて、A I F Mが運用しているA I Fポートフォリオの運用資産が、合計で十億ユーロを超える場合、四半期毎に報告を行う。
- － A I F Mの運用対象であり、かつレバレッジされていない各A I Fについて、A I F Mの基本投資方針に従い支配権を獲得することを目的として非上場会社および発行者に投資する場合、一年毎に報告を行う。

上記1.4.2に言及される年次報告書に加え、A I F Mは（要請があった場合）C S S Fに対して、自らが運用しているA I Fの詳細なリストを四半期末毎に提出しなければならない。

1.4.4. レバレッジに関する報告

実質ベースでレバレッジを利用しているA I Fを運用するA I F Mは、自ら運用する各A I Fが採用しているレバレッジ全体のレベル、現金または証券の借入れによるレバレッジと金融派生商品に組込まれたレバレッジの内訳、ならびにレバレッジ契約に基づきA I Fの資産がどの程度再利用されたかに関する情報をC S S Fに提供するものとする。

かかる情報には、A I F Mが運用している各A I Fの借入金または借入証券の上位5つの調達先に関する情報および当該A I Fについて当該各調達先から受けたレバレッジの額を含めなければならない。

C S S Fが、システミック・リスクを効果的に監視するために必要と考える場合、C S S FはA I F Mに対し、本第V章1.4記載の情報のほかに追加情報を、定期的におよびその都度、提出するよう要求することができる。

1.5. 保管受託銀行

2013年法は、A I FMDに規定される範囲内に完全に該当する、A I F（非個人投資家向けパートIIファンドを含む。）向けの新たな保管受託銀行制度を導入した。わずかな調整を条件として、2013年法は、2013年法の規定の範囲内に完全には該当しないS I Fについては従前の保管受託銀行制度を維持している。

1.5.1. 適格性を有する保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行を導入することで、適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

当該新たな金融セクターの特殊な専門家の業務は、1993年法により、以下のように定義されている。すなわち、(i) 当初の投資が行われた日から5年間において買戻しの権利を行使することができず、かつ(ii) その基本投資方針に従い、原則として2013年法第19条第8項a)に従って保管されるべき資産に投資しないか、または、原則として、発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）の支配権の獲得を企図するS I F（2007年法の規定の範囲内）、S I C A R（2004年法の規定の範囲内）およびA I F（A I FMDの規定の範囲内）の保管受託銀行の機能の提供である。

かかる業務は、とりわけ、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または現地事務代行者の業務に適合し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前項に記載され、かつ上記条件でのみ利用可能な新たな金融セクターの特殊な専門家に加え、適格性を有する保管受託銀行は通常、（従前の保管受託銀行制度と同様に）ルクセンブルグで設立された信用機関である。また、ルクセンブルグの投資会社は保管受託銀行制度として行為することができるが、以下の条件を充足することが前提となる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表IIの第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保管および管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行の業務に適切な組織構造および管理上の構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、C S S Fによって明確にされるとおり、A I FMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

A I Fの保管受託銀行は、C S S Fによる要求に基づき、C S S FがA I Fによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非U C I T Sの保管受託銀行（U C I T Sとして適格性のないU C Iの保管受託銀行等）は、C S S Fによる保管受託銀行の任命および認可に関するC S S F通達18/697の規定に従わなければならない。

C S S F通達18/697は、2013年法および／またはA I FMRの、ならびに一定の範囲においては2007年法および／または2004年法の一定の側面について追加的な詳細を明記または記載し、グッドガバナンスの原則を定め、内部組織に関するC S S Fの要件および以下のために受託会社としての課題を遂行するルクセンブルグの法人の適切な慣行について詳述している。

- A I F Mが管理するA I F
- 非個人投資家向けパートIIファンド、および
- 適用ある場合には、A I Fとしての適格性を有し、登録済みA I F Mとして管理されるが、A I F、S I FおよびS I C A Rとしての適格性を有さないS I FおよびS I C A R

1.5.2. 義務および責任

2013年法およびA I FMRに規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法に規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- A I Fの資産の保管義務
- A I Fのキャッシュ・フローを監視する義務、および
- 一定の監督業務

保管受託銀行自らが行わなければならない監督およびキャッシュ・フロー監視業務と異なり、保管受託銀行は一定の条件に基づき保管業務の全部または一部を委託する権限を有している。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、A I FまたはA I Fを代理して行為するA I F Mに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、A I F M Dの第21条第13項に従い、また、いくつかの例外を条件として、保管受託銀行の責任は、自己の業務の第三者への委託による影響を受けない。

さらに、保管受託銀行はA I Fまたはその投資家に対し、2013年法に基づくその義務を適切に履行する際の過失または意図的な不履行によって、当該A I Fまたはその投資家が被ったその他の損失すべてについて責任を負う。

1.6. A I Fの国際的な販売および運用

2013年法の第6章（「EU圏のA I F Mが欧州連合圏内でEU圏のA I Fを販売管理する権利」）および第7章（「第三国との関連での具体的な規則」）に規定の通り、A I Fは、認可を受けたA I F Mによって、A I F M Dに規定されたパスポート制度に基づき、ルクセンブルグおよびその他加盟国の専門投資家に販売することができる。かかる規定はまた、認可を受けたA I F Mが当該A I Fを国際的に運用する場合にも適用される。

かかる販売および運用は、規制当局同士の通知制度を利用して達成されるため、A I F Mは、A I Fを販売または運用するためにホスト加盟国から認可をとる必要も、販売を希望する各加盟国の関連する各国の要件を充足する必要もない。

2. 2013年法に従ったオルタナティブ投資ファンドの導入

2.1. 2010年法に基づくパートIIファンド

2.1.1. 概要および範囲

上記の通り、すべてのパートIIファンドは2013年法の定めるA I Fとして適格である。2010年法第3条は、同法第2条のU C I T Sの定義に該当するものの、2010年法のパートIに該当するU C I T Sの資格を有さず、パートIIに準拠するファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のU C I T S
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するU C I T S
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるU C I T S
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S Fが判断する種類のU C I T S

2.1.2. ルクセンブルグのパートIIファンドの投資制限

パートIファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、C S S F規則によって、F C Pについては2010年法第91条第1項に従い、S I C A Vについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）かかる規則は未発行である。

I M L通達91/75は、パートIIファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パートIIファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パートIIファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行者から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行者から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパートIIファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでCSSFとともに協議することができる。

上記第IV章2に記載のとおり、MMF規則はMMF規則の範囲内のすべてのUCIにMMF規則に基づきMMFとして認可を受けていることを要求しており、MMFの種類により、MMF規則に基づくMMFとしての適格性を有するパートIIファンドに対する追加の投資制限を課す。

2.1.3. 管理会社およびAIFM

すべてのパートIIファンドは単独のAIFMによって運用されなければならないが、かかるAIFMは、ルクセンブルグ内に設立され、2013年法第2章に基づき権限を得ているAIFMまたはその他加盟国もしくは第三国に設立され、指令2011/61/EU第II章に基づき権限を得ているAIFMであるものとする。

パートIIファンドは、2013年法により、(i) 当該パートIIファンド運用の責任者であるAIFMを別途任命することで外部運用するか、または(ii) 当該ファンドの法的形式上内部運用が許可されている場合で、その管理団体が外部AIFMを任命しないと選択した場合、内部運用することができる。後者の場合、パートIIファンド自体がAIFMであると認識されることになり、さらに、当該パートIIファンドは(i) AIFMに適用される2013年法上の義務すべてを遵守すること、および(ii) 2013年法に基づく認可要請を提出することが義務付けられる。

2.1.3.1. 第15章に基づく管理会社およびAIFM

かかるパートIIファンドを運用する管理会社についての条件は、上記に規定されている。

2.1.3.2. 第16章に基づく管理会社およびAIFM

上記の文言は、原則として、パートIIファンドを運用する第16章に基づく管理会社に適用される。

2.1.4. パートIIファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1. 認可および登録

パートIIファンドは、その業務を実施するために、事前にCSSFから認可を取得しなければならない。

パートIIファンドは、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件に加え、2013年法第3条に規定される免除を条件として、パートIIファンドは、2010年法第88—2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが同条に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパートIIファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加え、2013年法第3条規定の適用除外を条件として、ファンド自体が2013年法第2章に従いAIFMとして認可されなければならない。

パートIIファンドの取締役は、良好な評価を十分に得ており、かつ十分な経験を有していなければならない。当該取締役およびその後任者に関する身元は、CSSFに報告されなければならない。

認可されたパートIIファンドは、CSSFによってリストに記入される。

2.1.4.2. 投資家に提供されるべき情報

2010年法第150条は投資信託の目論見書ならびに年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法は、以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自らの運用する各FCPのために、その目論見書およびそれらの変更ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- － 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書に記載された方法により入手できる。
- － 監査済年次報告書は6か月以内に公表されなければならない、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

A I FMDに規定される範囲内に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたA I FMによって運用されているかまたは内部運用A I FMとして適格（下記参照）のパートIIファンドについては、2010年法および2013年法により投資家に対する追加開示が義務付けられている。

第IV章4.1.2に詳述されるとおり、2018年1月1日（または後述の移行期間終了後）より、EU圏内で個人投資家に対していわゆる「PRIIPs」に係る助言、募集または販売を行う自然人および事業体は、かかる個人投資家がPRIIPsへの投資を行う前に、かかる個人投資家に対してPRIIPs KIDを交付することを義務付けられている。

PRIIPs規則は、2018年1月1日より適用される。UCITS管理会社、自己管理型UCITS投資法人およびUCITSに係る助言または販売を行う自然人に対して、2019年12月31日までの移行期間が設けられた。2018年1月1日より前からUCITS KIDを発行しているパートIIファンドも、かかる既得権期間を利用することができる。

パートIIファンドの受益証券／投資口の販売に係る広告には、目論見書（および該当する場合にはUCITS KIDまたはPRIIPs KID）を入手可能であることに言及し、また、それらを入手可能な場所が表示されていなければならない。

2.1.4.3. ルクセンブルグのパートIIファンドに適用される追加要件

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのUCIが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 販売用資料

2005年4月6日付CSSF通達05/177に従い、販売用資料については、当該資料が利用される外国の管轄権を有する当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るために当該資料をCSSFに提出する必要はない。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような広告資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融セクターの行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(iv) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(v) 財務状況の報告および監査

1915年法第461－6条2項とは別に、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載し、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UC Iの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UC Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UC Iについて毎年、前会計年度中のUC Iの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UC Iの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UC Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUC Iの状況を全体的にみることであると述べている。

(vi) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UC Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UC Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML通達97/136（CSSF通達08/348により改正）およびCSSF通達15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(vii) 違反に対する刑事上の制裁

一人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される（詳細は上記第IV章4.2(ix)を参照のこと。）。

2.1.5. 保管受託銀行

パートIIファンドの資産は、単一の保管受託銀行に保管を委託しなければならない。かかるパートIIファンドの発行関連書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への受益証券／投資口の販売が認められているか否かにより、異なる保管受託銀行制度が適用される。

個人投資家向けパートIIファンドに関しては、第III章3の項に詳述されるUC ITS向けの保管受託制度が適用される。

非個人投資家向けパートIIファンドに関しては、第V章1.5に記載されるAIFMDにおける保管受託銀行制度が適用される。

2.1.6. 清算

上記第IV章4.3「清算」に規定の文言は、2010年法に基づくパートIIファンドの清算にも適用される。

2.2. 2007年法に基づくSIF

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年法の下で設定されたビークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、2007年法は、前者を「専門投資信託」（以下「SIF」という。）と称している。

上記第II章に示されるとおり、2007年法は、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年法は、現在、2つのSIF制度、すなわち、(i) 2007年法パートIに従い、AIFMDの対象となるAIFとしての資格を有しないSIF、および、(ii) 2007年法パートIIに従い、認可されたAIFMによる運用が必要なSIFを区別する。

2.2.1. 総則および範囲

SIF制度は、(i) その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCI、および、(ii) その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に指令2003/71/EC等の各種欧州指令（いわゆる「目論見書指令」）の適用可能性の有無について重要性を有する。同指令は、2012年7月3日法によって置き換わった指令2010/73/EUによって改正されている。

SIFは、当該ビークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法第2条では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、指令2006/48/ECに定める金融機関、指令2004/39/ECに定める投資会社もしくは指令2009/65/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ビークルの設立文書（規約または約款）または募集用書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ビークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2.2.2. ルクセンブルグSIFの投資制限

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パートIIと同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。これを受け、CSSFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認め得る。したがって、個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される。

CSSFは、SIFにおけるリスク分散に関する通達07/309を通じて、以下に詳述する規制ガイドラインを発行した。SIFがアンブレラ型ファンドとして構成されている場合、当該SIFに対する言及はすべて、そのコンパートメントへの言及であると理解されなければならない。

(1) SIFは、自らの資産または払込約定金の30%を超えて、同じ発行者が発行する同じ性質の証券に投資することはできない。

(1)の規制は以下のものには適用されない。

(i) OEC加盟国または国際機関に対して発行された証券、および

(ii) 少なくともSIFに適用されるものと同程度のリスク分散要件に従う対象UCI

(2) 同じ発行者が発行する同じ性質の証券の空売りは、当該SIFの資産の30%を超えてはならない。

(3) 金融派生商品を用いる場合、SIFは、当該金融派生商品の原資産を適切に分散化することによって上記と同程度のリスク分散を確保しなければならない。同様の目的で、OTC取引における

取引先リスクは、適用ある場合、関連する取引先の質および適格性を考慮して制限されなければならない。

C S S Fはケース・バイ・ケースで免除を付与することができる。

C S S Fは、S I Fが上記分散化規則から逸脱する「猶予期間」を承認することができる。かかる猶予期間は、S I Fの目論見書において開示される必要があり、運用資産の種類によって異なり得る。

上記第IV章2に記載のとおり、MMF規則はMMF規則の範囲内のすべてのU C IにMMF規則に基づきMMFとして認可を受けていることを要求しており、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づくMMFとしての適格性を有するS I Fに対する追加の投資制限を課する。

2.2.3. 管理会社およびA I F M

ルクセンブルグの管理会社は、2010年法第15章または第16章を条件として、S I Fを運用することができる。S I Fが2013年法の規定に基づきA I Fとして適格性を有している場合、後者は、（A I F Mの運用資産が最低限度額を超えない場合には）認可を受けたA I F Mによって2013年法第2章の条件に基づき運用されるか、または（当該A I F Mが最低限度額による適用除外の利益を享受することができない場合）登録済みA I F Mによって運用されるものとする。

第15章に基づく管理会社は、S I Fの管理会社およびA I F Mとして行為することができる。かかる管理会社がA I F Mとして適格性を有するための条件は、上記の通りである。

第16章に基づく管理会社は、S I Fの管理会社およびA I F Mとして行為することができる。2010年法第125－1条、第125－2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足しなければならない要件を規定している。かかる要件は上記規定の通りである。

2.2.4. S I Fの認可、登録および監督

2.2.4.1. 認可および登録

S I Fは、C S S Fによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、S I Fは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うU C Iの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うU C Iについて、C S S Fは、S I Fの設立文書、S I Fの取締役／マネージャー、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。S I Fの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、C S S Fの承認を必要とする。

2.2.4.2. 投資家に提供されるべき情報

募集用書類および最新の公表済み年次報告書は、要請に基づき無償で応募者に提供される。ただし、2007年法は、当該文書に盛込むべき最低限の内容に関する別紙を定めていない。

募集用書類には、投資家が自己に提案があった投資（特に当該投資に関するリスク）について情報に基づく判断ができるようにするために必要な情報を含めなければならない。

募集用書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、追加証券または組合持分が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。募集用書類の変更は、C S S Fの承認を条件とする。

2018年1月1日より、個人投資家に対する助言、募集または販売が行われるS I Fは、かかる個人投資家が当該S I Fへの投資を行う前に、かかる個人投資家に対してP R I I P s K I Dを交付する必要がある。ただし、当該S I Fが2018年1月1日より前からU C I T S K I I Dを発行していることにより、上記第IV章4.1.2に言及される既得権期間を利用可能な場合を除く。個人投資家に対する助言、募集または販売が行われないS I Fは、P R I I P s 規則の適用範囲に該当しない。

2.2.5. ルクセンブルグのS I Fに対する追加要件

(i) 規制上の側面

2007年法上、S I Fは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付C S S F規則12－01は、これらの要件に関する措置を講じている。

(ii) 財務報告および監査

S I Fの年次財務書類は、十分な専門経験を有する、ルクセンブルグの承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない。

1915年法第461—6条第2項とは別に、U C I T SおよびパートIIファンドについて、S I C A Vは、年次財務書類および承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録投資主に対して送付する義務を負わない。

招集通知には、これらの文書を投資主に提供する場所および実務上の取決めを記載し、各投資主が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記する。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

(iii) 財務報告書の提出

2007年法第56条は、S I Fは募集用書類およびその変更ならびに年次報告書をC S S F宛に送付しなければならない旨を規定する。

2.2.6. 保管受託銀行

S I Fは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年法パートIIに服し、認可済みA I F Mによって運用されなければならないS I Fならびに2007年法パートIに服し、A I F M Dの規定の範囲内でA I Fとして認められないS I Fは、異なる保管受託銀行制度に服する。A I F M Dに基づく制度は上記第V章1.5に記載されている。

下記段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、上記に詳述される、2013年法の第19条第3項で言及される条件（例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み）を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その基本投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項a）に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または、2013年法第24条に従い発行者または非上場会社に対する支配権を潜在的に獲得するために当該発行者または非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないS I Fに関しては、1993年法第26—1条に規定する範囲の金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

2.2.7. 清算

上記第IV章4.3「清算」の記載内容は、2007年法に従ったS I Fの清算にも適用される。

2.3. 2004年法に基づくS I C A R

2004年6月15日付で、ルクセンブルグ議会は、リスク・キャピタルに投資する法人（以下「S I C A R」という。）に関する2004年6月15日法（以下「2004年法」という。）を採択した。

リスク・キャピタルへの投資とは、事業体の設立、開発または上場を考慮して当該事業体への直接的または間接的な資産出資を意味する。かかる種類のビークルは、情報に精通した投資家（S I Fに関する2007年法と同様に2004年法に定義）のみが利用可能である。

2.4. 2016年法に基づくR A I F

2016年7月28日、ルクセンブルグのリザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法が公布された。

これにより、ルクセンブルグにおける新たな投資ビークルである「リザーブド・オルタナティブ投資ファンド（以下「R A I F」という。）」が導入された。R A I Fは、A I Fとして適格性を有しているS I F（またはS I C A R）と実質的に共通した特徴（および柔軟性）を備えているものの、主な相違点は、R A I FがC S S Fの認可および監督の規制に服さないことにある。そのため、R A I Fが設立され、運用を開始するまでの時間枠は、市場参入までの時間を短縮するという観点から、より魅力的

なものとなっている。RAIFは、SIFおよびSICARと同様に情報に精通した投資家のみが利用可能である。RAIFは、認可を受けたAIFMによって運用されなければならない、AIFMDによって規制される。その他のAIFについては、RAIFを運用する認可を受けたAIFMが、2013年法およびAIFMDの規定ならびに第三国規則を遵守した上で、最終的には自らが運用するRAIFを、専門投資家に対してEU圏内において国際的に販売することができる。

2.5. 規制を受けないビークル

AIFとしての適格性を有するルクセンブルグの投資ビークルは、ルクセンブルグのプロダクツ法に従わない、規制を受けないAIFとして設立されることができ、そのため本書において詳述されていない。

第4【その他】

- 1 目論見書の表紙に図案を採用する。
- 2 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがある。
- 3 交付目論見書に次の事項を記載することがある。

「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。」
- 4 交付目論見書の投資リスクの冒頭に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「ファンドは、金融市場証券など値動きのある有価証券に投資しますので、1口当たりの純資産価格および日々の分配金額は変動します。また、ファンドは外貨を基準通貨としていますので、基準通貨以外の通貨から投資する場合には外国為替相場等の変動による影響を受けます。これらの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。

したがって、ファンドは元本が保証されているものではなく、ファンドへの投資により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。」
- 5 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- 6 販売用資料を使用する。

販売用資料を以下の記載に従い使用する。

 - (1) チラシ、パンフレット、ダイレクトメール（ハガキ、封書用）として使用される他、新聞、雑誌、書籍およびインターネット等に掲載されることがある。
 - (2) 使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがある。また、写真、イラストおよびグラフを付加して使用されることがある。
 - (3) 運用実績として1口当たりの純資産価格の推移、設定来または直近3か月、6か月、1年、2年、3年、5年の騰落率を数値またはグラフで表示することがある。また、これらの運用実績について円換算したものを併せて記載することがある。
- 7 ファンド証券の券面に記載される主な項目は次のとおりである。
 - (1) 表面
 - ① ファンドの名称
 - ② 表象される口数
 - ③ 署名（管理会社および保管受託銀行）
 - ④ 管理会社の登記上の事務所の所在地、登録番号、公開有限責任会社（Société Anonyme）である旨の表示
 - ⑤ 約款のメモリアルへの掲載に関する情報
 - (2) 裏面
記載なし

[次へ](#)

別紙A

内部与信特性評価手続

管理会社は、該当する短期金融商品（以下「MMI」という。）の信用の質およびその発行体の信用力を評価するために、健全で体系的かつ継続的な評価手法に基づく内部与信特性評価手続（以下「ICQAP」という。）を策定し、実施し、継続的に適用している。

ICQAPは、管理会社がMMF規則第19条ないし第22条および2018年4月10日付委員会委任規則（EU）2018/990^{（注）}（以下「委員会委任規則（EU）2018/990」という。）第3条ないし第6条に定める規定を考慮して策定したものである。ICQAPは、投資方針、米ドル・ポートフォリオの適格資産の性質、ならびにより具体的には、適格発行体の類型および公債商品の特性に合わせてカスタマイズされている。

（注）シンプルで透明性が高く、標準化された（STS）証券化および資産担保コマーシャル・ペーパー（ABCP）、逆買戻し条件付契約の一環として受領する資産の要件ならびに与信特性評価手法に関する欧州議会および理事会規則（EU）2017/1131を改正し補足する2018年4月10日付委員会委任規則（EU）2018/990をいう。

ICQAPの対象範囲

米ドル・ポートフォリオが直接購入または逆買戻し条件付契約の一環として受領したすべての短期金融商品がICQAPの対象範囲に該当し、米ドル・ポートフォリオに組み入れられるには、ICQAPに従って良好な評価を得なければならない。

MMF規則第10条(3)に記載されているEU事業体が発行または保証する一部の短期金融商品については、管理会社から良好な与信特性評価を得る必要がない。

ICQAPのガバナンスおよび実施

ICQAPは、管理会社の経営陣および取締役会により承認されている。ICQAPおよび管理会社の評価手法は、定期的に少なくとも年1回更新される。管理会社のリスク管理機能を担う者が、ICQAPを策定し効率的に実施する責任を有する。管理会社の経営陣は、ICQAPが適切に機能していることを継続的に監督する。

管理会社は、ICQAPおよびICQAPにおいて使用されている手法が適切に維持されていることを継続的に確保しかつ提供し、商品の与信特性の適切な説明を提供する。

内部与信特性評価の概要

内部与信特性評価は、特に与信特性評価手法に関して委員会委任規則（EU）2018/990により改正され補足されたMMF規則第19条に従い、管理会社のリスク管理部門により行われる。

リスク管理部門は、最新のデータに基づく徹底的な分析を行い、管理会社が行う与信特性評価においては、以下のものを含む、様々な要素が考慮される。

- i) 委員会委任規則（EU）2018/990第4条に規定する以下の基準による、発行体の信用リスクならびに発行体および商品の相対的な債務不履行リスクの定量化
 - (a) クレジット・スプレッドならびに比較可能な確定利付商品および関連有価証券の価格設定を含む、債券の価格設定情報
 - (b) 発行体、商品または業種に関連する短期金融商品の価格設定
 - (c) 比較可能な金融商品のクレジット・デフォルト・スワップ・スプレッドを含む、クレジット・デフォルト・スワップの価格設定情報
 - (d) 発行体、商品または業種に関連する債務不履行の統計
 - (e) 発行体または商品の所在地、業種または資産クラスに関連する財務指標
 - (f) 収益性指標、インタレスト・カバレッジ・レシオ、レバレッジ指標および新規発行の価格設定（劣後する有価証券の有無を含む。）等、発行体に関する財務情報
- 必要がありかつ該当する場合には、管理会社は、追加の基準を適用することがある。

ii) 委員会委任規則（EU）2018/990第5条に規定する以下の基準による、商品の発行体に関する定性的指標

- (a) 原資産の分析（証券化に対するエクスポージャーについては、発行体の信用リスクおよび原資産の信用リスクを含む。）
- (b) 発行体により発行された関連商品の構造面の分析（ストラクチャード・ファイナンス商品については、ストラクチャード・ファイナンス商品に内在するオペレーショナル・リスクおよびカウンターパーティー・リスクを含む。）
- (c) 関連する市場の分析（かかる市場の取引量および流動性を含む。）
- (d) ソブリン分析（明白な債務および偶発債務の範囲ならびに外貨準備高対外国為替債務の規模等を含む。）
- (e) 発行体に関するガバナンス・リスクの分析（不正行為、罰金、訴訟、財務上の修正再表示、例外項目、経営陣の人事異動、債務者の集中および監査の質を含む。）
- (f) 発行体または市場セクターに関する証券関連のリサーチ
- (g) （関連する場合には）サブ・ファンドの特定の投資ポートフォリオに適している場合、ESMAに登録されておりかつ管理会社が選定した格付機関によって商品の発行体に対して付与された格付または格付見通しの分析

iii) 委員会委任規則（EU）2018/990第6条に規定する以下の基準による、商品の発行体の信用リスクに関する定性的指標

- (a) 発行体または（該当する場合）保証人の財務状態
- (b) 発行体または（該当する場合）保証人の流動性の源泉
- (c) 将来における市場全体または発行体特有の事由に対応する能力（著しく不利な状況における債務返済能力を含む。）
- (d) 経済動向および発行体の業界における競争力に対する、経済面における発行体の業種の強み

iv) MMIの短期的な性質

v) 商品の資産クラス

vi) 発行体の種類

vii) 適用ある場合には、ストラクチャード・ファイナンス商品については、ストラクチャード・ファイナンス取引に内在するオペレーショナル・リスクおよびカウンターパーティー・リスク、および証券化に対するエクスポージャーの場合には発行体の信用リスク、証券化の構造および原資産の信用リスク

viii) 商品の流動性特性

ICQAPは、投資運用会社が米ドル・ポートフォリオのために投資する（または獲得したいと考える）商品および発行体の信用の質を評価するために体系的に適用される。MMF規則第10条(3)の規定に該当するMMIを除き、良好な評価を得た短期金融商品のみが、ポートフォリオに組み入れられ、または逆買戻し条件付契約の一環で担保として受け入れられる。米ドル・ポートフォリオの信用リスク特性に照らして、発行体の信用力および短期金融商品の信用の質が管理会社により十分であると判断された場合、内部与信特性評価において良好な結果が得られる。

前記にかかわらず、管理会社は、ストレス下の市況といった例外的な状況において、かつ、それを行う客観的な根拠が存在する場合で、その決定が正当化され適切に文書化されていることを条件として、与信特性評価のアウトプットを無効とするために人的判断を参照することができる。

管理会社は、ICQAPにおいて使用する情報の取得および更新のための効率的なシステムを有している。

ICQAPのために実施されている運用枠組みの説明

実施されている管理会社の内部与信特性評価およびプロセス

管理会社は、定期的なバックテストおよび改良に基づき、独自の与信評価モデルおよび関連する手法を開発し、これにより内部与信特性評価に関してMMF規則に定めるすべての関連する要素および一般原則を提

えている。かかるモデルは、発行体の信用力および短期金融商品の与信特性を評価する内部与信特性スコア（以下「ICQS」という）を割り当てることを目的としている。

実際の与信特性評価を行う前に、管理会社は、とりわけ、以下の要素について事前に決定した。その詳細については、管理会社の経営陣および取締役会が承認し、リスク管理チームがそれに従って実施しているICQAPに定められている。

- － MMF規則に定めるすべての定性的基準および定量的基準をカバーするために使用された、すべてのインプット要件および信頼できるデータソース
- － 適格発行体および（もしあれば）明確な保証人の各カテゴリー別の適切な与信特性評価手法および与信特性評価アプローチ全般
- － 全体のICQSにおける個別の定性的基準および定量的基準に係る加重手法および評価手法

ICQAPの適用により、管理会社のリスク管理チームは、各発行体および関連商品に対し、0から100までのICQSを割り当てる。ICQSは、金融債務履行能力の予測による各発行体の信用力および評価対象である商品の与信特性に関する、管理会社による最善の見積もりを示す。割り当てられるICQSはそれぞれ4段階の信用スコア区分（低から最高）に該当する。与信特性評価は、リスク管理チームが2人1組の原則に従って（リスク管理チームから2名以上の者で）実施し、管理会社のリスク管理機能を担う者が体系的に確認する。

管理会社のリスク管理チームにより割り当てられるICQSは、前記「内部与信特性評価の概要」に記載の様々な定性的・定量的な要素および基準に基づいている。適格発行体および関連するMMIに関係する、内部与信特性評価アプローチの詳細、定性的・定量的分析に基づきICQSを決定するための明確なルールおよび管理会社のリスク管理部門が使用する手法については、ICQAPに関する文書に開示され、CSSFまたはトラストの受益者の要請に応じて伝達される。

ICQAPの適用にあたり管理会社が使用したデータは量的に十分かつ最新のものであり、とりわけ、以下の包括的ではないリストのものを含む、信頼できる様々なソースから収集されている。

- － ブルームバークおよびトムソン・ロイター等の大手財務情報提供者（特に短期金融商品または債務証券の市場データ、価格設定および特性、クレジット・デフォルト・スワップの価格設定情報、財務指標、発行体に関する財務情報、格付ならびに格付見通し等について）
- － 欧州中央銀行およびユーロスタット等のEU機関の統計データウェアハウス（特にマクロ経済データ、ミクロ経済データおよびソブリン発行体の財務統計について）
- － 発行体の財務書類、マネー・マーケット・プログラムの目論見書、その他の投資家向けマーケティング資料、債券または発行体に関する研究刊行物、発行体に対する格付見解、欧州システミック・リスク理事会（以下「ESRB」という。）および欧州証券市場監督局（以下「ESMA」という。）により公表されるリスク・ダッシュボード等を含む、多岐にわたる資料

管理会社は、評価が良好であるか否かを判断する状況について事前に定めた。この目的において、管理会社は、評価対象である発行体が十分な信用力を有するか、また商品の与信特性が十分であることを判断するために、米ドル・ポートフォリオの信用リスク特性を十分に考慮の上、ICQSの下限を70に設定した。最低スコアを満たしているか否か、また管理会社がICQAPに従って行う関連分析により、信用リスク評価の結果の良否が確定する。

発行体のホワイトリスト

管理会社は、投資運用会社が米ドル・ポートフォリオのために直接取得することができまたは逆買戻し条件付契約の一環で担保として受け入れられる発行体のホワイトリスト（以下「ホワイトリスト」という。）を、投資運用会社と共同で策定し、維持している。承認されたホワイトリストに掲載されているすべての発行体は、以下の条件をすべて満たしている。

- (i) トラストの設立文書に定めるすべての適格性規則、投資方針および投資制限を遵守する商品を発行していること
- (ii) 米ドル・ポートフォリオの投資対象として適切であり、高い与信特性を有する投資運用会社が判断する商品を発行していること
- (iii) 管理会社から良好な与信特性評価を得ていること（MMF規則第10条(3)によりこの義務が免除されている一部の発行体を除く。）

ホワイトリストの策定プロセスの第1段階は、投資運用会社の単独の裁量により提案された米ドル・ポートフォリオの投資対象として認められたものの中から、可能性のある投資機会を選定することである。投資運用会社は、その独自の評価により与信特性が高いと判断する、米ドル・ポートフォリオにとって最も適切な発行体および関連商品を選定し、審査および承認を受けるために管理会社に提出する。

管理会社のリスク管理チームはまず、予定されている商品について適格性検査を実施し、MMF規則およびトラストの設立文書の両方に定める適用ある規定を遵守していることを確保する。

次に、管理会社のリスク管理チームは、承認されたICQAPに従って各発行体および関連商品の与信特性評価を行うために必要なすべてのデータおよび各種文書（その例が本項において前記に記載されている。）を収集する。管理会社は、必要がある場合には、マネー・マーケット・イシューイング・プログラムの目論見書といったデータ／文書を提供するよう、投資運用会社に対して一時的に要請することができる。

収集したデータはすべて、リスク管理チームが分析し、事前に定めた内部与信特性評価アプローチを体系的に適用するために設計された専用の内部ツールに記録される。管理会社のリスク管理チームは、正式に文書化し、投資運用会社が選定した各発行体および関連商品にICQSを割り当て、それが最低スコアを満たしているか否かによって与信特性評価の良否を個別に判断する。

評価の完了後、管理会社のリスク管理チームは、その結論について投資運用会社に報告する。70以上のICQSが割り当てられた発行体および関連商品はすべて、良好な評価を得て、その後ホワイトリストに掲載される（ただし、前記(i)および(ii)に定めるその他の条件を満たしていることを条件とする。）。提案された商品が管理会社より良好ではない評価を得た場合には、投資運用会社との間で協議が行われるものとし、そこでリスク管理チームは、関連する作業および書類に裏付けられた、該当する発行体の与信特性に対する確信について説明するものとする。管理会社のリスク管理チームは、投資運用会社との協議後、当初の与信特性評価について、投資運用会社により知らされ得る追加の情報、データまたは要素に照らして再評価を行うことを決定することができる。かかる場合、管理会社のリスク管理チームは、リスク管理部門の監督を担うコンダクティング・オフィサーの承認を条件として、割り当てられたICQSについて再検討を行うことを決定することができる。ただし、この臨時的再評価によって当初の不利な与信特性評価の結果が変更されるとは限らない。

ホワイトリストは、一度作成されると、管理会社のリスク管理チームが維持する。ホワイトリストについては、少なくとも月1回は見直しが行われ、必要に応じて更新される。ホワイトリストの作成後に新たな発行体が追加される場合には、投資運用会社の要請により行われ、前記と同じ承認プロセスに従うものとする。前記の条件をすべて満たさなくなった発行体は、ホワイトリストから除外される。

重大な変更があった場合における与信特性評価および再評価の文書化

管理会社のリスク管理部門は、ホワイトリストの作成および更新の際に、各発行体および関連商品について評価を行い、これを文書化する。

発行体および商品に係る信用リスクの判断は、静的作業ではない。管理会社によって行われるすべての与信特性評価およびそれぞれに割り当てられるICQSも、少なくとも年1回（高ストレス下の市況については、より高い頻度で）見直される。また、委員会委任規則（EU）2018/990第8条に規定される重大な変更があった場合、管理会社は、米ドル・ポートフォリオがまだ保有し、担保として受け入れられ、および／ま

たはホワイトリストに掲載されているMMIのうち影響を受けたものについて、与信特性評価を再度実施する。重大な変更の一例として、短期金融商品および／またはその発行体の格付が、管理会社により選定された2つの規制されている公認信用格付機関のいずれかによって最上位の2つの短期信用格付以下に引き下げられた場合が挙げられる。

不利な再評価が行われた場合のエスカレーション・プロセスおよび救済措置

過去に良好な評価を得てホワイトリストに掲載されていた発行体および関連商品について再評価により不利な結果が生じた場合、管理会社のリスク管理部門は、特に米ドル・ポートフォリオが再評価日時点で事実上その影響を受けた場合には、速やかに投資運用会社に通知する。その場合、両当事者は、米ドル・ポートフォリオのパフォーマンスに悪影響を及ぼすおそれがある与信特性の悪化に伴うリスクに対処しこれを管理するための最も適切な措置について速やかに合意する。かかる措置には、該当する商品固有の特性に応じてそれを即時に売却するかまたは満期まで保有するかが含まれるが、いずれの場合も、その決定は受益者の最善の利益に適うものでなければならない。

記録の保管

管理会社のリスク管理部門が作成した、発行体および関連する短期金融商品のすべての与信特性評価および再評価に関する書類は、耐久性のある様式によって、ルクセンブルグの営業所に少なくとも3年間保管され、CSSFの要請に応じて閲覧に供する。

信用格付機関の選定および外部信用格付の監視

管理会社の義務、および格付機関が公表する格付（以下「外部信用格付」という。）への機械的な依存または過度の依存を回避する原則の遵守を損なうことなく、管理会社は、ICQAPに関連して利用する信用格付機関の選定のための内部手続を定め、実施している。客観的基準に基づき、管理会社は、外部信用格付の監視を行うために、スタンダード・アンド・プアーズ・コーポレーション（以下「S&P」という。）およびムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）の2つの規制されている公認信用格付機関を選定した。この2つの機関による外部信用格付は、米ドル・ポートフォリオが保有しているかまたは担保として受け入れられたすべてのポートフォリオ・ポジション、およびホワイトリストに掲載されている各発行体に関して、少なくとも週1回の頻度で監視されている。

[次へ](#)

別紙B

管理会社のデータ・プライバシーに関する通知**データ・プライバシーに関する通知**

本バージョンは、EU一般データ保護規則（GDPR）の施行により、2018年5月25日から適用される。本データプライバシー通知は、規制上または運用上の変更による場合を含め、随時改正が必要となることがあり、かかる場合には管理会社のウェブサイト（<https://jfm1.lu/>）において適用ある最新バージョンが発表される。

1. 概要

ルクセンブルグ大公国に適用あるデータ保護法の規定および個人データの取扱いに関する自然人の保護（以下「GDPR」という。）ならびにかかるデータの自由な移動（以下「データ保護法」という。）に関する2016年4月27日付の規則2016/679に従って、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「管理会社」という。）は、データ管理者として、電子的方法またはその他の方法により、投資を予定している投資主、その代表者、委任代理人、代理権保持者および実質的保有者（以下「データ主体」、また本別紙において「受益者」という。）により提供されたデータを収集し、保存しおよび処理することができる。

本データプライバシー通知は、以下に定義される管理会社の個人データの取扱方法の概要を受益者に提示し、その保護を確保する。

2. 取り扱われる個人データについて

取り扱われるデータには、とりわけデータ主体の名前、連絡先（住所および電子メールアドレスを含む。）、身分証明書、口座情報、投資額（以下「個人データ」という。）が含まれることがある。個人データは、データ主体から直接収集される。身分証明書等の個人データは、オンラインの検索エンジン（ピタゴラス、ワールドチェック等）および管理会社の業務に関連するその他の第三者データベース等のその他の方法により収集されることもある。管理会社は、電話の通話内容および電子的コミュニケーションについても記録する。原則として、要求のあった特定の個人データが提供されなかった場合、受益者とのコミュニケーション（または安全なコミュニケーション）がとれなくなることまたは／および管理会社の特定の職務、義務および業務が遂行できなくなることがある。

3. 個人データが取り扱われる理由およびその法的根拠

管理会社による個人データの取扱いは、特に関連するデータ主体との関係性の管理、投資家の保有証券の運用および管理、管理会社の商品および関連業務の運営、ならびに購入、買戻しまたは転換の注文を処理するために、関連するデータ主体が当事者である契約の履行のためまたは関連するデータ主体の要求により契約締結前の措置を講じるため（本書においては、管理会社と関連するデータ主体間の契約関係の遂行のため）に必要である。

管理会社による個人データの取扱いは、公益のために実施された業務の遂行または不正使用および不正行為を防ぐためにデータ管理者に付与された職権の行使のために必要である。

管理会社による個人データの取扱いは、管理会社の正当な利益の目的のため（かかる利益がデータ主体の利益または基本的人権および自由により劣後される場合を除く。）にも必要である。かかる目的には、社内管理の目的のための管理会社の関連会社への情報伝送、リスクおよびITシステムの管理、データ主体との

連絡の維持または管理会社の業務の展開、コミュニケーション・チャネルの確保、統計およびテストの実施、訴訟管理およびコマーシャル・オファーの展開が含まれる。

管理会社は、法的義務、とりわけ適用あるマネーロンダリング防止規則およびテロ資金供与に関する規則を遵守するため、ならびに適用ある国家的および国際的な制裁リストおよび禁輸を遵守するためにも個人データを取り扱う。

4. 第三者への個人データの移転

個人データは、データ主体により指定された第三者および前記の目的のための個人データの取扱いの実施のために必要とされる事業体を除き、いかなる第三者へも移転されない。かかる目的のために、管理会社は、関連するデータ主体が必要とする業務を提供するために、外部の業務提供会社、監査人、法律顧問または管理会社の関係会社を含む、そのデータ処理者（以下「データ取得者」という。）に個人データを移転することがある。データ取得者は、E E A内または適切な水準で個人データの保護を確保しているE E A外の国に所在するが、欧州委員会により適切な水準での保護を提供していないとみなされている国にも所在する。これらの個人データの移転は、関連するデータ主体との契約関係の履行のために必要である。管理会社および当該データ取得者は、個人データの取扱いおよび移転のために、契約上の取決め等の適切な保護措置を講じ、または今後講じる。要求があれば、かかる保護措置に関する追加情報は入手可能である。

5. 当局への個人データの移転

個人データは、適用ある法律に要求される範囲で、司法当局または／および行政当局に移転されることがある。自動的な情報交換に関する適用ある法的および規制上の税規定に従って、個人データはルクセンブルグの税務当局にも開示されることがあり、状況に応じてデータ管理者としても行為するルクセンブルグの税務当局は、その個人データを外国の税務当局にも開示することがある。

6. 個人データの保存期間

以下の権利を損なうことなく、原則として、個人データは前記第3項に記載された目的のために、または適用ある法律および規制を遵守するために、必要とされる限り保存されるよう管理会社は留意する。適用ある法律および規制を遵守するために、ならびに／または実際のもしくは潜在的な法的請求権を確保し、行使しまたは防御するために、個人データは、投資期間の終了後または受益者がトラストと最後に取引を行った日付後少なくとも10年間は保存される。適用ある法律または規制により必要とされる場合、または適用ある出訴期限により、より長い期間またはより短い保存期間が適用されることがある。

7. 受益者の個人データに関する受益者の権利

受益者の情報の権利ならびに本データプライバシー通知に記載される権利以外の権利およびG D P Rで規定される権利以外の権利に加えて、受益者の個人データに係る管理会社の取扱いに関連する有効な権利を以下に記載し、簡潔に説明する。

管理会社の意見では、これらの権利を説明する関連あるG D P Rの法規定は、個人データ保護の専門家以外の者でも読んで理解ができる。そのため管理会社は、以下に記載する各権利について、受益者がさらなる情報を参照できるよう適用ある主要規定について言及した。

特定の状況下およびG D P Rが定めた範囲内における権利：

－アクセスの権利（G D P Rの第15条）－受益者は、受益者自身に関する個人データが管理会社によって取り扱われているか否かについて確認を得る権利、受益者自身の個人データへアクセスする権利および補足情報を受け取る権利（ただし、本データプライバシー通知に記載される権利に概ね相応している。）を有する。

- －訂正の権利（GDPRの第16条および第19条）－受益者の個人データが不正確または不完全な場合、受益者は、受益者自身の個人データが遅滞なく訂正されることの保証を管理会社から得る権利を有する。
- －消去の権利（GDPRの第17条および第19条）－消去の権利は「忘れられる権利」としても知られている。かかる権利の根拠となる一般的な原則は、管理会社が受益者の個人データを今後も取り扱うやむを得ない理由がない場合に、受益者が、受益者自身の個人データの消去を管理会社に要求できるようにすることである。
- －制限の権利（GDPRの第18条および第19条）－本権利は、受益者が、受益者自身の個人データの特定の処理を「ブロック」または抑制することを可能にする。管理会社は、引き続き受益者のデータを保存することができるが、それを処理することができない。管理会社は、将来かかる制限の遵守が確保されるよう、必要十分な情報を保持することが可能である。
- －データポータビリティの権利（GDPRの第20条）－本権利は、受益者が管理会社に提供した個人データを、受益者が取得し、異なる業務内容にわたり受益者自身の目的のために再利用することを可能とする。これにより、受益者は、受益者自身の個人データをひとつのIT環境から別のIT環境へと簡単に移動し、複製または移転することができる。

これに関連して、データ主体は、管理会社宛にその登記上の事務所（下記第8項を参照のこと。）に書面を送ることで、前記の権利を行使することができる。

データ主体は、特に受益者自身の常の居所、職場または侵害申立ての所在地となるEU加盟国における監督当局に対して告訴する権利も有する。ルクセンブルグにおけるデータ保護監督当局は、データ保護国家委員会（CNPD）である。

8. 管理会社の連絡先

質問、意見または懸念事項については、遠慮なく管理会社まで連絡のこと。

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

コンダクティング・オフィサー宛

ルクセンブルグ大公国、ミュンスバッハ L-5365、

ガブリエル・リップマン通り 1 B

電話番号：+352.27.69.20-1

ファックス番号：+352.27.69.20-440

電子メールアドレス：JFMLConductingOfficers@jfm1.lu

監査報告書

外貨建マネー・マーケット・ファンド受益者各位

意見

我々は、財務書類の作成および表示に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、これらの財務書類は、外貨建マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンド（以下「ファンド」という。）の2018年10月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用成績および純資産の変動を、真実かつ適正に表示しているものと認める。

我々の監査対象

ファンドの財務書類は以下から構成される。

- ・2018年10月31日時点の純資産計算書
- ・2018年10月31日時点の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書
- ・重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日付の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および「金融監督委員会（C S S F）」によりルクセンブルグで採用された国際監査基準（I S A s）に従って監査を行った。2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグで採用されたI S A sの下での我々の責任については、我々の報告書中の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、入手した監査証拠が我々の意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、C S S Fによりルクセンブルグで採用されている国際会計士倫理基準審議会の専門的会計士の倫理規程（以下「I E S B A規程」という。）および我々による財務書類の監査に関連する倫理的要件に従って、ファンドから独立の立場にある。我々は、これらの倫理要件に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、年次報告書に記載される情報を構成するが、財務書類およびこれに関する我々の監査報告書を含まない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象とするものではなく、我々はこのことについていかなる形式の保証の結論も表明するものではない。

財務書類に対する我々の監査に関連し、我々は上記のその他の情報を熟読し、その過程において、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査で得た知識と重大な齟齬があるまたはその他の点において重大な虚偽記載があると考えられるか否かを考察する責任を負う。我々が遂行した業務に基づき、我々がその他の情報に重大な虚偽記載があるとの結論に達した場合、我々はかかる事実を報告する必要がある。我々は、この点について報告することはない。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に準拠した財務書類の作成および公正な表示について、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると管理会社が判断する内部統制について、責任を負っている。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の前提の会計基準を使用する責任を負う。ただし、管理会社の取締役会がファンドの解散もしくは事業の中止を意図している、または現実的にその他に選択肢がない場合を除く。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重大な虚偽記載がないかどうかにつき合理的な確信を得ること、および我々の意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な確信は高い程度の確信ではあるが、重大な虚偽記載が存在する場合に、2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグで採用されたI S A sに準拠して実施される監査が常にそれを発見するという保証ではない。虚偽記載は、不正または誤謬により生じることがあり、個々にまたは全体として、かかる財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重大と思料される。

2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグで採用されたI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、専門的懐疑心を保持する。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを認識および評価し、かかるリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切な監査証拠を得る。不正は共謀、偽造、意図的な遺漏、不正表示または内部統制の無効化を伴うことがあるため、不正に起因する重大な虚偽記載を見逃すリスクは、誤謬に起因する場合より高い。
- ・状況に適した監査手続を策定するために監査に関する内部統制についての知識を獲得する。ただし、ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明することを目的とするものではない。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会により行われた会計見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会による継続企業の前提の会計基準の使用の適切性、および入手した監査証拠に基づき継続企業として存続するファンドの能力に重大な疑いを投げかけることがある事象または状況について重大な不確実性が存在するかどうか結論を下す。重大な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、財務書類における関連する開示につき我々の監査報告書において注意を喚起する必要がある、また当該開示が不十分であった場合には、我々の意見を修正する必要がある。我々の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況により、ファンドが継続企業として存続しなくなることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構造および内容について評価し、また、財務書類が、適正表示を達成する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は、ガバナンスの担当者と、とりわけ、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に認識した内部統制における重大な不備を含む重要な監査所見に関してコミュニケーションをとる。

プライスウォーターハウスクーパース・
ソシエテ・コーポラティブ

ルクセンブルグ、2019年3月20日

代表

〔署名〕

フレデリック・ボーテマン

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of
Gaikadate Money Market Fund

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Gaikadate Money Market Fund and of each of its sub-funds (the “Fund”) as at 31 October 2018, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 31 October 2018;
- the statement of investments as at 31 October 2018;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;

- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 20 March 2019

Frédéric Botteman

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を文書化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

監査報告書

外貨建マネー・マーケット・ファンド受益者各位

意見

我々は、財務書類の作成および表示に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、これらの財務書類は、外貨建マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）の2019年10月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用成績および純資産の変動を、真実かつ適正に表示しているものと認める。

我々の監査対象

ファンドの財務書類は以下から構成される。

- ・ 2019年10月31日時点の純資産計算書
- ・ 2019年10月31日時点の投資有価証券明細表
- ・ 同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書
- ・ 重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日付の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および「金融監督委員会（C S S F）」によりルクセンブルグで採用された国際監査基準（I S A s）に従って監査を行った。2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグで採用されたI S A sの下での我々の責任については、我々の報告書中の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、入手した監査証拠が我々の意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、C S S Fによりルクセンブルグで採用されている国際会計士倫理基準審議会の専門的会計士の倫理規程（以下「I E S B A規程」という。）および我々による財務書類の監査に関連する倫理的要件に従って、ファンドから独立の立場にある。我々は、これらの倫理要件に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、年次報告書に記載される情報を構成するが、財務書類およびこれに関する我々の監査報告書を含まない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象とするものではなく、我々はこのことについていかなる形式の保証の結論も表明するものではない。

財務書類に対する我々の監査に関連し、我々は上記のその他の情報を熟読し、その過程において、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査で得た知識と重大な齟齬があるまたはその他の点において重大な虚偽記載があると考えられるか否かを考察する責任を負う。我々が遂行した業務に基づき、我々がその他の情報に重大な虚偽記載があるとの結論に達した場合、我々はかかる事実を報告する必要がある。我々は、この点について報告することはない。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に準拠した財務書類の作成および公正な表示について、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると管理会社が判断する内部統制について、責任を負っている。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の前提の会計基準を使用する責任を負う。ただし、管理会社の取締役会がファンドの解散もしくは事業の中止を意図している、または現実的にその他に選択肢がない場合を除く。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重大な虚偽記載がないかどうかにつき合理的な確信を得ること、および我々の意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な確信は高い程度の確信ではあるが、重大な虚偽記載が存在する場合に、2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグで採用されたI S A sに準拠して実施される監査が常にそれを発見するという保証ではない。虚偽記載は、不正または誤謬により生じることがあり、個々にまたは全体として、かかる財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重大と思料される。

2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグで採用されたI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、専門的懐疑心を保持する。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを認識および評価し、かかるリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切な監査証拠を得る。不正は共謀、偽造、意図的な遺漏、不正表示または内部統制の無効化を伴うことがあるため、不正に起因する重大な虚偽記載を見逃すリスクは、誤謬に起因する場合より高い。
- ・状況に適した監査手続を策定するために監査に関する内部統制についての知識を獲得する。ただし、ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明することを目的とするものではない。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会により行われた会計見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会による継続企業の前提の会計基準の使用の適切性、および入手した監査証拠に基づき継続企業として存続するファンドの能力に重大な疑いを投げかけることがある事象または状況について重大な不確実性が存在するかどうか結論を下す。重大な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、財務書類における関連する開示につき我々の監査報告書において注意を喚起する必要がある、また当該開示が不十分であった場合には、我々の意見を修正する必要がある。我々の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況により、ファンドが継続企業として存続しなくなることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構造および内容について評価し、また、財務書類が、適正表示を達成する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は、ガバナンスの担当者と、とりわけ、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に認識した内部統制における重大な不備を含む重要な監査所見に関してコミュニケーションをとる。

プライスウォーターハウスクーパース・
ソシエテ・コーポラティブ

ルクセンブルグ、2020年3月20日

代表

〔署名〕

フレデリック・ボーテマン

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of
Gaikadate Money Market Fund

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Gaikadate Money Market Fund (the “Fund”) as at 31 October 2019, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 31 October 2019;
- the statement of investments as at 31 October 2019;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 20 March 2020

Frédéric Botteman

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を文書化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

ガブリエル・リップマン通り、1 B

ミュンスバッハ L-5365

取締役各位

意見

我々は、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）の2018年12月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記で構成される財務書類を監査した。

我々は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、これらの財務書類は、当社の2018年12月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の運用成績を、真実かつ適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日付の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および「金融監督委員会（以下「C S S F」という。）」によりルクセンブルグで採用された国際監査基準（以下「I S A s」という。）に従って監査を行った。かかる法律および基準の下での我々の責任については、我々の報告書中の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、C S S Fによりルクセンブルグで採用されている国際会計士倫理基準審議会の専門的会計士の倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）および我々による財務書類の監査に関連する倫理的要件に従って、当社から独立の立場にあり、これらの倫理要件に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、入手した監査証拠が我々の意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に準拠した財務書類の作成および公正な表示について、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について、責任を負っている。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の前提の会計基準を使用する責任を負う。ただし、取締役会が当社の解散もしくは事業の中止を意図している、または現実的にその他に選択肢がない場合を除く。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重大な虚偽記載がないかどうかにつき合理的な確信を得ること、および我々の意見を含む監査人による報告書を発行することにある。合理的な確信は高い程度の確信ではあるが、重大な虚偽記載が存在する場合に、2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグで採用されたI S A sに準拠して実施される監査が常にそれを発見するという保証ではない。虚偽記載は、不正または誤謬により生じることがあり、個々にまたは全体として、かかる財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重大と思料される。

2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグで採用されたI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、専門的懐疑心を保持する。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを認識および評価し、かかるリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切な監査証拠を得る。不正は共謀、偽造、意図的な遺漏、不正表示または内部統制の無効化を伴うことがあるため、不正に起因する重大な虚偽記載を見逃すリスクは、誤謬に起因する場合より高い。
- ・状況に適した監査手続を策定するために監査に関する内部統制についての知識を獲得する。ただし、当社の内部統制の有効性についての意見を表明することを目的とするものではない。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会により行われた会計見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会による継続企業の前提の会計基準の使用の適切性、および入手した監査証拠に基づき継続企業として存続する当社の能力に重大な疑いを投げかけることがある事象または状況について重大な不確実性が存在するかどうか結論を下す。重大な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、財務書類における関連する開示につき我々の監査人による報告書において注意を喚起する必要がある、また当該開示が不十分であった場合には、我々の意見を修正する必要がある。我々の結論は、監査人による報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況により、当社が継続企業として存続しなくなることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構造および内容について評価し、また、財務書類が、適正表示を達成する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は、ガバナンスの担当者と、とりわけ、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に認識した内部統制における重大な不備を含む重要な監査所見に関してコミュニケーションをとる。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人

[署名]
シルヴィ・テスト

ルクセンブルグ、2019年3月29日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Board of Directors

Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.

1B, Rue Gabriel Lippmann

L-5365 Munsbach

Opinion

We have audited the financial statements of Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 December 2018, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2018, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.

- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, 29 March 2019

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。